

令和 8 年度 認証評価

函館短期大学

自己点検・評価報告書

令和 8 年 6 月

目次

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書	1
自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	20
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	20
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	23
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	33
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	36
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	44
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	44
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	51
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	56
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	58
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	70
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	70
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	78
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	83
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	85
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	93
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	93
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	95
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	98
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	100
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、函館短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 6 月 26 日

理事長

野又 淳司

学長

澤辺 桃子

ALO

鈴木 英悟

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

昭和 13 年 9 月	函館計理学校設置認可(現・函館大学付属有斗高等学校)
昭和 16 年 10 月	財団法人道南学院設立(現・学校法人野又学園)
昭和 28 年 1 月	函館商科短期大学設置認可(現・函館短期大学)
昭和 32 年 3 月	函館有斗高等学校女子商業部設置認可(現・函館大学付属柏稜高等学校)
昭和 40 年 1 月	函館大学商学部設置認可
昭和 41 年 3 月	函館短期大学付属幼稚園設置認可
昭和 43 年 3 月	函館高等実務専修学校、調理師養成施設として指定(現・函館短期大学付設調理製菓専門学校)
昭和 48 年 11 月	創立者野又貞夫、勲三等に叙せられ瑞宝章を授与される
昭和 51 年 10 月	創立者野又貞夫死去、特旨をもって正五位に叙せられる
昭和 55 年 2 月	函館保育専門学院に歯科衛生士科設置認可(平成 22 年 3 月廃止)
昭和 63 年 4 月	函館保育専門学院を函館医療保育専門学校と改称
平成 元年 2 月	函館医療保育専門学校に看護婦科設置認可
平成 2 年 1 月	函館ソフトウェア専門学校設置認可(後の函館ビジネスアカデミー専門学校、平成 22 年 3 月廃止)
平成 12 年 9 月	学校法人杉原学園の吸収合併認可(札幌市・日本ビジネス総合専門学校、平成 22 年 3 月廃止)
平成 14 年 8 月	財団法人函館自動車学園の解散に伴う函館自動車学校の移管認可
平成 22 年 1 月	函館歯科衛生士専門学校設置認可
平成 22 年 4 月	函館医療保育専門学校を函館看護専門学校と改称
平成 22 年 4 月	第 2 代理事長野又肇、旭日中綬賞に叙せられる
平成 27 年 4 月	函館市より美原児童館、昭和児童館、神山児童館の指定管理者選定(美原児童館、令和 2 年 3 月廃止)
令和 2 年 4 月	函館市より富岡児童館の指定管理者選定
令和 6 年 4 月	函館短期大学付設調理製菓専門学校募集停止
令和 7 年 4 月	函館短期大学付属幼稚園募集停止

＜短期大学の沿革＞

昭和 28 年 1 月	函館商科短期大学設立認可
昭和 29 年 10 月	函館商科短期大学教職課程認可
昭和 30 年 9 月	函館栄養専門学校設置認可

昭和 32 年 1 月	函館保母養成専門学院設置認可（夜間）、函館保母養成専門学院を函館保母専門学院と改称
昭和 37 年 3 月	函館商科短期学第二部設置認可
昭和 37 年 10 月	函館商科短期大学を函館短期大学と改称
昭和 37 年 12 月	函館短期大学に栄養学科設置認可
昭和 38 年 2 月	函館短期大学栄養学科及び第二部商科教職課程認定、中学校教諭二種免許（家庭）課程認定
昭和 38 年 3 月	函館短期大学栄養学科が栄養士養成施設として厚生大臣指定
昭和 40 年 6 月	函館保母専門学院を函館保育専門学院と改称
昭和 41 年 1 月	函館短期大学栄養学科を食物栄養科に変更
昭和 41 年 2 月	函館保育専門学院（幼稚園教諭養成科、第二部）教員養成機関として文部大臣指定
昭和 41 年 3 月	函館短期大学商科第一部・第二部廃止認可
昭和 48 年 10 月	函館短期大学創立 20 周年記念式典挙行
昭和 49 年 2 月	函館短期大学食物栄養科を食物栄養学科と改称
昭和 50 年 2 月	函館保育専門学院第一部（昼間）保母養成学校として指定
昭和 51 年 2 月	函館保育専門学院第一部保母養成科、第二部保母養成科・幼稚園教諭養成科を、保育科第一部（保母・幼稚園教諭、修業年限 2 年）、保育科第二部（保母・幼稚園教諭、修業年限 3 年）に変更し指定
昭和 56 年 12 月	函館短期大学校舎並びに野又学園女子学生会館新築落成記念式典挙行
昭和 57 年 1 月	函館短期大学新築校舎移転
昭和 63 年 4 月	函館保育専門学院を商館医療保育専門学校と改称
平成 2 年 4 月	函館医療保育専門学校保育科第二部学生募集停止
平成 8 年 2 月	函館短期大学フィットネスセンター増築
平成 12 年 4 月	食物栄養学科に 4 コース（調理栄養・福祉栄養・スポーツ栄養・教職栄養）設ける。レクリエーション・インストラクター資格取得課程認定校に指定
平成 12 年 8 月	ADI 養成認定校に指定
平成 13 年 10 月	函館短期大学時任会館落成
平成 13 年 12 月	創立者故野又貞夫先生、生誕 100 年を祝い胸像建立
平成 15 年 2 月	健康運動実践指導者養成課程認定校に指定
平成 18 年 3 月	函館短期大学創立 50 周年記念式典挙行
平成 18 年 3 月	栄養教諭二種免許課程認定、平成 17 年度（財）短期大学基準協会による第三者評価の結果、適格認定
平成 18 年 9 月	食物栄養学科入学定員増加認定（100→120）
平成 20 年 10 月	函館短期大学保育学科設置認可
平成 20 年 12 月	幼稚園教諭二種免許認定

平成 21 年 1 月	函館短期大学増築新校舎落成
平成 21 年 2 月	指定保育士養成施設として認可
平成 21 年 4 月	函館医療保育専門学校保育科募集停止（函館短期大学保育学科へ移設）、函館短期大学保育学科新設
平成 21 年 7 月	函館短期大学つどいの広場開設（函館医療保育専門学校より移転）
平成 21 年 7 月	函館短期大学保育学科開設記念式典挙行
平成 25 年 3 月	平成 24 年度（一財）短期大学基準協会による第三者評価の結果、適格認定
平成 26 年 3 月	函館短期大学実習園庭竣工
平成 26 年 8 月	函館市と相互協力協定締結
平成 27 年 9 月	函館短期大学と北海道中小企業家同友会函館支部との包括連携
平成 28 年 4 月	食物栄養学科入学定員減少認定（120→100）
平成 29 年 4 月	食物栄養学科・保育学科入学定員減少認定（100→90）
平成 30 年 4 月	食育指導士 [®] 養成講習会開催校に認定
平成 31 年 3 月	教職課程再課程認定 中学校教諭二種（家庭）課程、栄養教諭二種課程、幼稚園教諭二種課程
平成 31 年 4 月	食物栄養学科・保育学科入学定員減少認定（90→60）
平成 31 年 4 月	保健児童ソーシャルワーカー・准学校心理士養成認定校に指定
令和 2 年 3 月	令和元年度（一財）短期大学基準協会による認証評価の結果、適格認定
令和 7 年 4 月	食物栄養学科・保育学科入学定員減少認定（60→50）
令和 8 年 4 月	令和 9 年度学生募集停止、令和 10 年度末 閉校予定

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 8（2026）年 5 月 1 日現在 要差替え

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
函館大学	函館市高丘町 51 番 1 号	80	320	297
函館短期大学	函館市高丘町 52 番 1 号	100	200	164
函館看護専門学校	函館市柏木町 1 番 60 号	40	120	103
函館歯科衛生士専門学校	函館市柏木町 1 番 60 号	40	120	73

函館大学付属有斗高等学校	函館市湯川町2丁目43番1号	180	540	312
函館大学付属柏稜高等学校	函館市柏木町1番34号	180	540	292
函館短期大学付属幼稚園	函館市柏木町7番26号		150	40

(3) 学校法人・短期大学の組織図

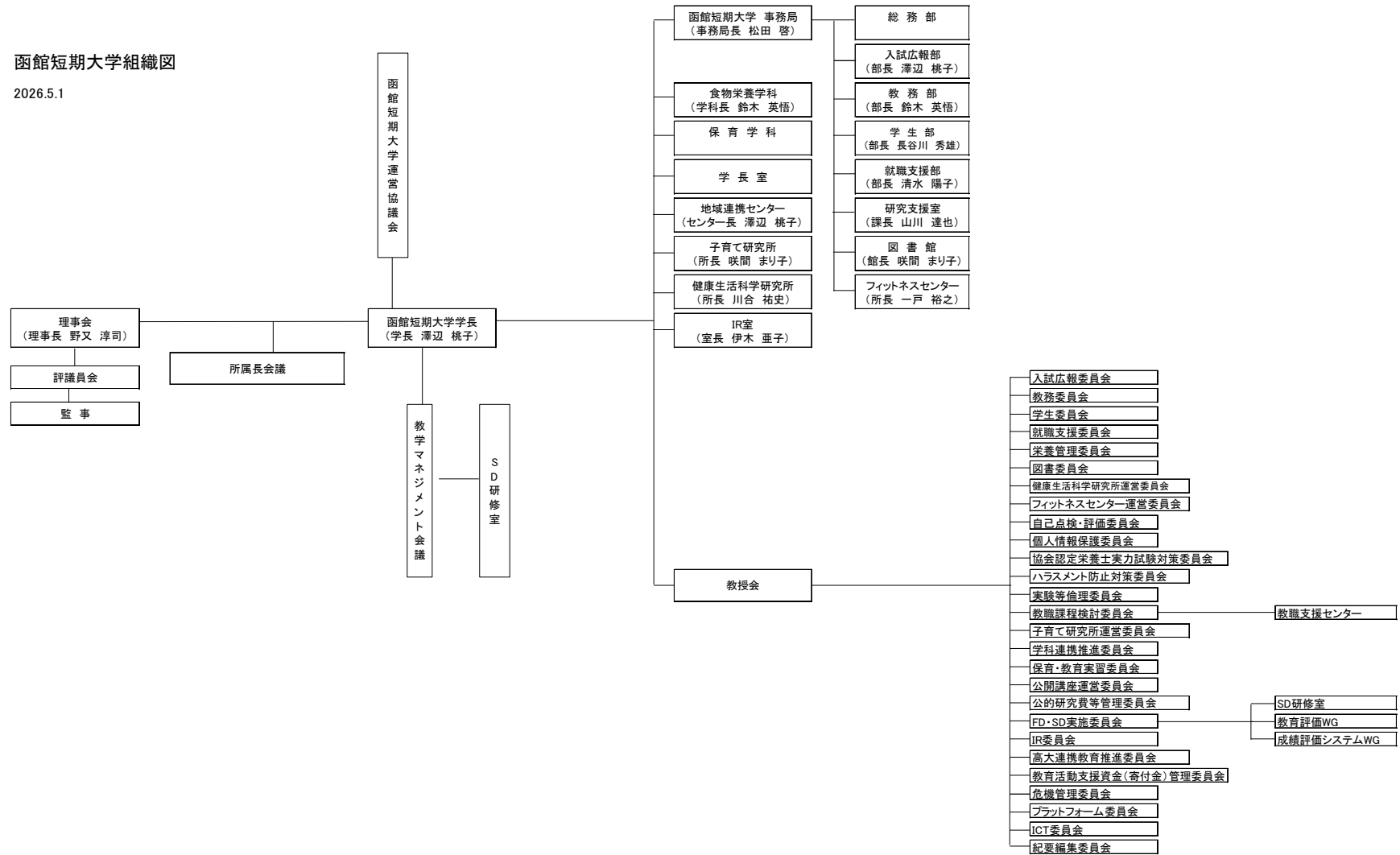
- 組織図
- 令和8(2026)年5月1日現在

■ 短期大学 組織図

■ 令和 8（2026）年 5 月 1 日現在

函館短期大学組織図

2026.5.1



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

（函館市 HP データから改編）

年 (西暦)	総数		年齢構成					
			年少人口 (0～14 歳)		15～19 歳		老年人口 (65 歳以上)	
	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)
平成 17 (2005)	299,207	100	35,425	11.8	15,893	5.3	68,273	22.8
平成 22 (2010)	282,767	100	30,936	12.4	12,893	4.6	76,266	27.1
平成 27 (2015)	268,617	100	27,569	10.3	11,516	4.3	86,115	32.1
令和 2 (2020)	251,891	100	23,880	9.5	10,002	4.0	90,122	35.8
令和 7 (2025)	232,760	100	19,293	9.3	9,042	3.9	87,399	37.5

立地地域の人口動態は、上記のように過疎化、人口減少、出生率の低下等による人口の自然減と進学、就職及び雇用の機会を求めて大都市圏への転出者が多く、地元企業が少ないため転入者が少ないことに起因する社会減が続いている。15～19 歳人口の減少に伴う市内からの受験生減が止まらず、今後も同様の人口動態が継続すると考えられる。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度		令和 7 (2025) 年度	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	函館市	44	42.3	59	56.7	51	47.7	32	46.4	69	75.0
	渡島	29	20.9	13	12.5	26	24.3	20	29.0	11	12.0
	檜山	1	1.0	1	1.0	3	2.8	3	4.3	2	2.2
	道央	10	9.6	8	7.7	4	3.7	1	1.4	2	2.2
	道東・道北	2	1.9	5	4.8	3	2.8	0	0	0	0
青森県		8	7.7	8	7.7	10	9.3	5	7.2	2	2.2
秋田・岩手・宮城県		3	2.9	3	2.9	2	1.9	3	4.3	2	2.2
その他		0	0.0	0	0.0	2	1.9	2	2.9	4	4.3

委託学生	7	6.7	7	6.7	6	5.6	3	4.3	1	1.1
合 計	104	100	104	100	107	100	69	100	92	100

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 7（2025）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学は、函館市内、渡島・檜山管内及び青森県の市町村の高等学校からの入学生が、80～90%を占め、卒業生の 75～85%を同じ地域に送り出している。少子高齢化が急速に進んでいるこれらの地域において、若年層が出身地域もしくはその近郊の高等教育機関である本学で学び、出身地で職を求めることは、地域人口の減少に対して抑制的に作用すると同時に、地域の教育水準の維持・向上にも重要な役割を果たしているといえる。

本学が養成している栄養士、家庭科教諭、栄養教諭、保育士、幼稚園教諭等は、地域住民の健康維持・増進及び子育て環境を支える人材であるため、少子高齢化が進む地域社会のニーズに応えるものである。従って、地域社会に欠かせない人材養成の基盤となる高等教育機関として、質の高い人材を輩出する責任とニーズがあると考えている。しかしながら、昨今の少子化による入学生数の減少は、本学の経営状況を悪化させ、地域のニーズに対する役割を果たすことが難しくなっているのが現状である。

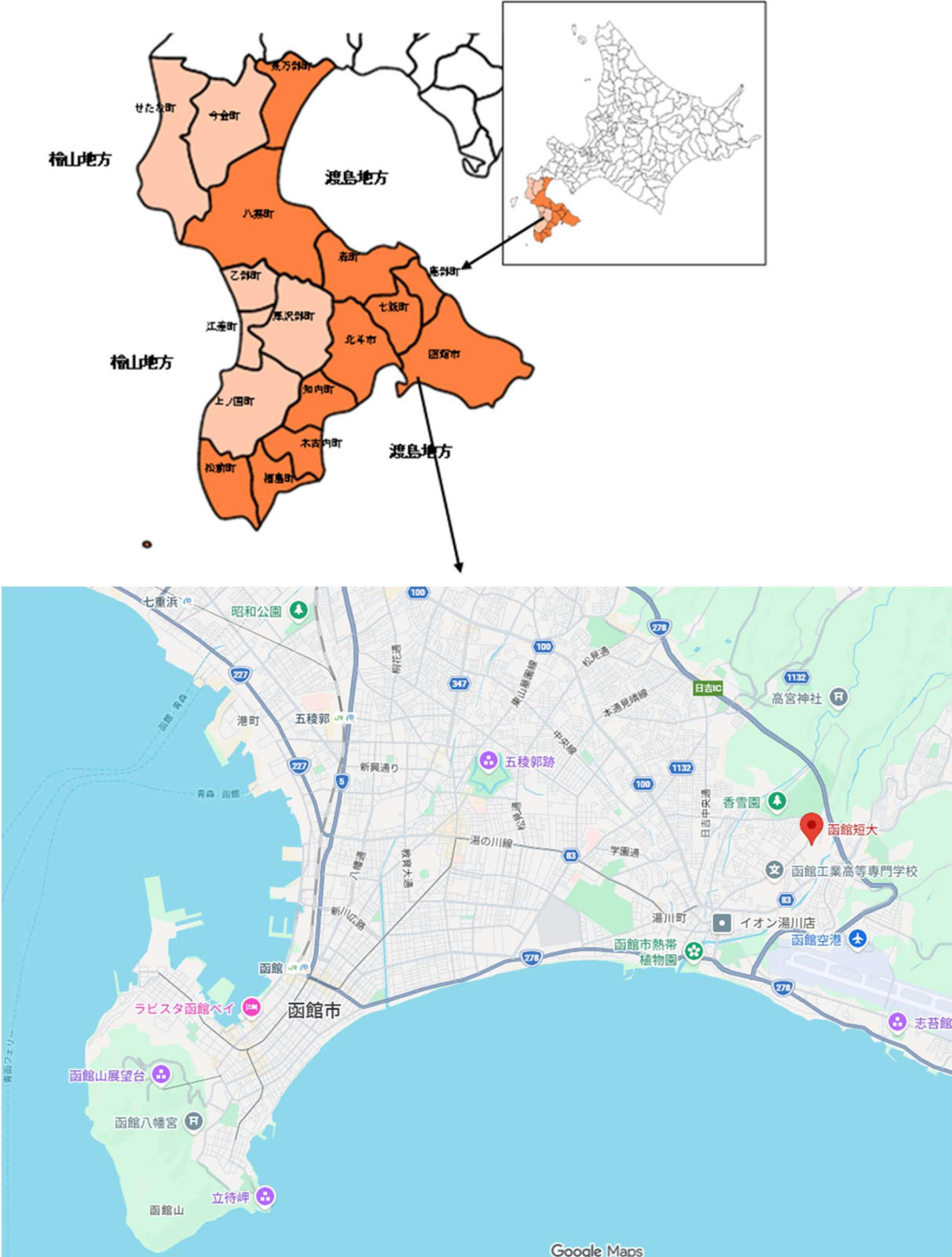
■ 地域社会の産業の状況

函館市及び周辺地域は、水産業と港湾機能を基盤として発展してきた地域である。函館港は 1859 年の開港以来、国際貿易港としての役割を担い、現在も物流と観光の拠点となっている。水産業ではイカ漁をはじめとする沿岸漁業が盛んで、函館朝市は観光と結びついた地域経済の象徴である。加工分野では地元企業による水産加工品の製造が展開され、地域ブランドの形成に寄与している。また、再生可能エネルギー産業拠点としての可能性も高い。

製造業では、造船・修繕を担う函館どつくが基幹企業として重要な役割を果たしてきた。近隣の北斗市や七飯町では水稻、野菜、酪農などの農業が行われ、函館市の消費市場と密接に関連している。観光業も中核産業であり、函館山や五稜郭、金森赤レンガ倉庫などが国内外からの来訪者を集めている。

さらに、地域産業を人的資源の面から支える存在として高等教育機関がある。北海道大学水産学部は水産科学分野の研究・人材育成を担い、地域の水産業や海洋関連産業と連携している。北海道教育大学函館校は地域課題に向き合う教育人材の育成拠点、公立はこだて未来大学は情報科学を基盤に産学連携や地域課題解決型研究を推進している。また、函館大学は商学を中心に地域企業と連携した実践教育を行い、函館短期大学は栄養士・保育士養成を通じて地域の生活基盤を支える人材を育成している。これらの教育研究機関は、産業の高度化や地域社会の持続可能性にとって重要な役割を果たしている。一方で、人口減少や水産資源の変動といった課題に直面しており、産学官連携による新たな産業創出と地域活性化が求められている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
1) 食物栄養学科のアセスメントテストとして位置付ける栄養士実力認定試験結果が低調であること。 2) 保育学科における学びの集大成となる授業科目「子どもの生活や遊び A」、「子どもの生活や遊び B」「子どもの生活や遊び C」の教授内容の充実が必要であること。 3) 両学科で数理・データサイエンス・AI 教育の充実を図る必要があること。 4) 学業成績のみでは十分に評価できない社会人基礎力やコミュニケーション力について、独自のプログレスシートを活用し、評価の精度向上を図る必要があること。 5) 学修者本位の教育を実現するための体制構築が必要であること。 6) 地域で活発化している再生可能エネルギー開発を見据え、教育課程にグリーン教育を導入し、GX 推進に貢献できる栄養士もしくは保育士の養成が必要であること。
(b) 対策
1) 食物栄養学科 2 年次後期に専門教育科目「総合栄養演習」を選択科目として令和 2 (2020) 年に新設した。1 年次からの栄養士資格に係る専門教育科目を復習する授業内容とし、栄養士資格を取得する学生はできる限り履修することを推奨することで栄養士実力認定試験結果の向上を目指し、教育の質保証に取り組んだ。 2) 「子どもの生活や遊び A」、「子どもの生活や遊び B」「子どもの生活や遊び C」の授業において、これら 3 つの合同実施回数を設定し、同じ目標に向かってひとつの創作劇を作り上げる体制を整備した。

- 3) 数理・データサイエンス・AI の基礎を学べる「データサイエンス入門」を令和 4 (2022) 年に新設して独自の教育プログラムを整備し、文部科学省の数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度に申請した。
- 4) プログレスシートの記入時に S・L 担任と面談した上で自己評価を記入する仕組みを構築し、2 年間の成長記録は卒業時に交付するディプロマ・サプリメント（学位証書補足資料）に反映させる仕組を構築した。
- 5) アセスメントプランを改定し、学生レベルを追加した。
- 6) 栄養士もしくは保育士の国家資格養成に係る授業科目並びに既存の地域連携活動にサステナビリティの視点を加え、卒業必修科目「地域 GX 概論」を新設することを計画し、令和 6 年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援【メニュー 1：キラリと光る教育力】に申請した。

(c) 成果

- 1) 食物栄養学科教員の丁寧な指導にて、選択科目「総合栄養演習」の履修を促し、栄養士実力試験の A 判定者増加と C 判定者の減少につながっている。
- 2) 保育学科全体の取組と位置づけ、「子どもの生活や遊び A」、「子どもの生活や遊び B」「子どもの生活や遊び C」を統合した内容でひとつの創作劇を作り上げることができている。また、付属幼稚園の園児に披露する機会を設けることで、学生の意欲向上を図ることができている。
- 3) 「栄養士・保育士のための ICT・数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」が、文部科学省令和 5 (2023) 年度数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）に認定され、毎年数名ではあるが認定者を輩出することができている。
- 4) 卒業時に成績証明書と共にディプロマ・サプリメント（学位証書補足資料）を交付し、学生本人と就職先に学業成績以外の学びの伸長について可視化することができている。また、就職先は当該資料を就職後の教育・指導に活用している。
- 5) 授業及び授業外活動並びに学生参画 FD 研修において、主体的な学修姿勢がみられるように変化した。自己申告による学修時間調査結果は、入学後に学修時間が増加していくことも主体的な学修が定着しつつあることを支持する根拠となっている。
- 6) 卒業必修科目「地域 GX 概論」を新設するとともに全授業科目の 40%程度にグリーン教育を導入した教育課程を構築することができている。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

--

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 7（2025）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学における公的研究費の適正管理に関しては、学校法人野又学園として体制を整備すべく、以下の基本方針や規程等の制定を行い、さらに本学独自の公的研究費事務処理手続き行動規範を整備して、事務局担当者の検収を徹底し、公的資金の管理運用を適正に執行している。

- ・函館大学・函館短期大学における公的研究費等の不正使用防止対策に関する基本方針（提出・規程集-182）
- ・函館大学・函館短期大学における公的研究費等の不正使用防止等に関する規程（提出・規程集-183）
- ・函館大学・函館短期大学における公的研究費等不正使用防止計画（提出・規程集-184）
- ・学校法人野又学園 函館大学・函館短期大学における公的研究費等の不正防止体制図（提出・規程集-185）
- ・函館短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン（提出・規程集-88）
- ・公的研究費等の管理・監査に関する内規（提出・規程集-89）
- ・公的研究費事務処理手続き内部マニュアル（提出・規程集-90）
- ・函館短期大学公的研究費事務処理手続き行動規範

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

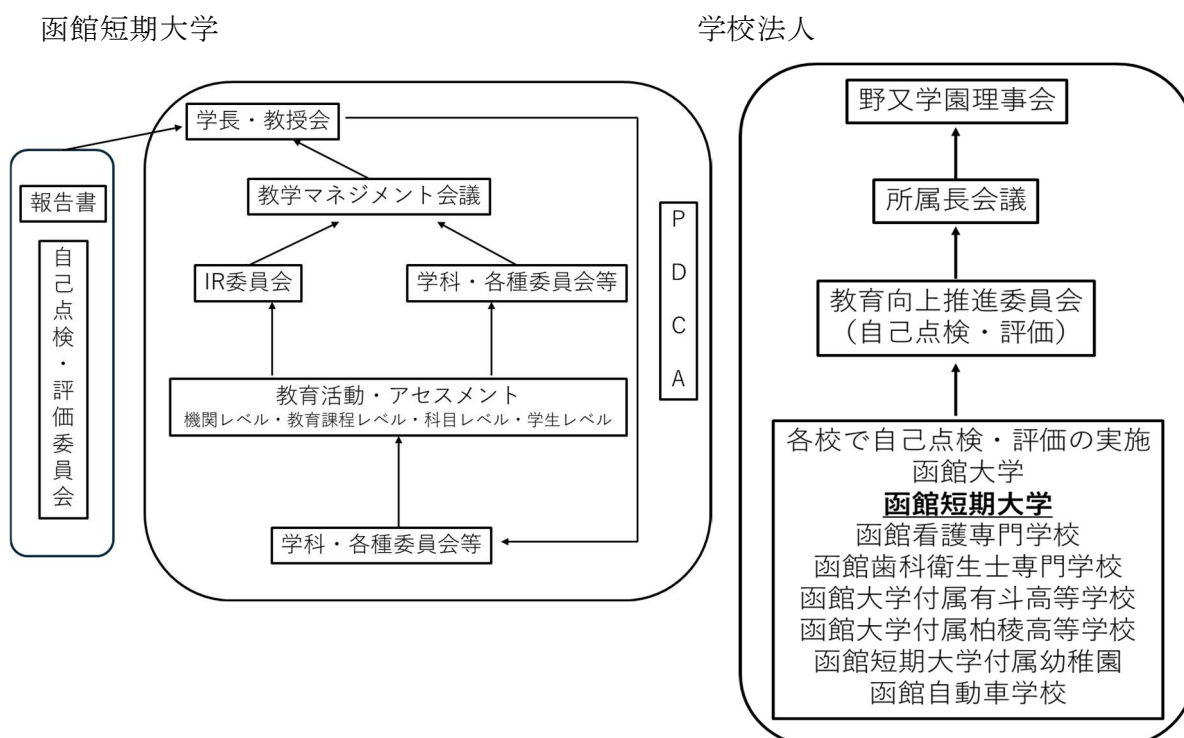
「函館短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、本学の自己点検・評価委員会を組織している。

役 職	氏 名	所 属
委員長	澤辺桃子	学長
副委員長	松田 啓	事務局長
委員	鈴木英悟	食物栄養学科長・教務部長
委員	咲間まり子	図書館長・子育て研究所長
委員	川合祐史	健康生活科学研究所長・実験等倫理委員長
委員	長谷川秀雄	学生部長
委員	伊木亜子	IR委員長
委員	清水陽子	就職支援部長
委員	山川達也	総務課長
委員	黒澤香織	総務係長

法人として8校の自己点検・評価を実施するため「野又学園教育向上推進委員会規程」に基づく法人自己点検・評価委員会（教育向上推進委員会）を組織している。

役 職	氏 名	所 属
委員長	野又淳司	理事長
副委員長	松田 啓	法人本部事務局長
委員	澤辺桃子	函館短期大学学長
委員	小高 亮	函館大学付属有斗高等学校校長
委員	扇柳 尚英	函館大学付属柏稜高等学校校長

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

学校教育法第109条第1項に基づき、学則第1条第2項及び第3項に規定した自己点検・評価を実施するため、本学においては、自己点検・評価委員会、法人においては学校法人野又学園教育向上推進委員会を設置し、それぞれの委員会規程による自己点検・評価活動を行っている。

本学は、平成17年度（第1期）、平成24年度（第2期）及び令和元年（第3期）にそれぞれ第三者評価もしくは認証評価を受審し、「適格」認定を受け、自己点検・評価報告書を刊行した。その後も毎年度自己点検・評価委員会の指導の下で自己点検・評価を実施し、報告書を作成している。

平成29年度からは「アセスメント・ポリシー」、令和2年度からは教学マネジメント指針にもとづいて名称変更した「アセスメントプラン」に従い、学科及び関連委員会において機関レベル、教育課程レベル、科目レベル、学生レベルでのデータ収集・分析を行う体制を構築している。これらの分析結果をIR委員会が評価して改善指摘事項を取り纏め、教学マネジメント会議で審議し、承認が得られた改善指摘事項を教授会で確認し、学長は関連委員会、学科等へ改善指示を出してPDCAを機能させている。また、IR委員会が取りまとめた分析結果は、FD研修にて情報共有している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和7（2025）年度を中心に）

年月日	活動項目	概 要
令和6年度		
令和6 (2024) 年 5月6日	令和6年度 第1回 自己点検・評価委員会	令和5年度 自己点検・評価報告書についての内容審議
令和6 (2024) 年 5月13日	令和6年度 第1回 教育向上推進委員会	令和5年度 函館短期大学自己点検・評価報告書についての内容審議
令和6 (2024) 年 5月15日	令和6年度 第1回 所属長会議	令和5年度 函館短期大学自己点検・評価報告書についての内容審議
令和6 (2024) 年 5月20日	令和6年度 第1回 IR委員会	令和5年度後期 学生による授業評価結果をもとにしたIRデータ、fGPAを用いた授業科目間の成績評価基準の平準化、学修時間と成績（fGPA）の関連性等の分析結果についての審議 令和5（2023）年度 卒業時アンケート調査結果の分析についての審議
令和6 (2024) 年 5月23日	令和6年度 第2回 （通算 第51回） FD研修	令和5年度後期「授業に関するアンケート調査」結果及び成績評価基準の平準化についての情報共有 学修時間とfGPAの推移（令和元年度～令和5年度入学生）についての情報共有
令和6 (2024) 年 5月31日	令和6年度 第1回 理事会	令和5年度 函館短期大学事業報告書 令和5年度 函館短期大学自己点検・評価報告書
令和6 (2024) 年 6月13日	令和6年度 第1回 教学マネジメント会議	令和5年度 事業報告、IR情報にもとづく教育課程の適切性の検証と令和6年度、 <u>令和7年度の教育改善に向けた学習支援方策の点検についての審議</u>

		令和6年度 アセスメントプラン等の確認
令和6 (2024) 年 6月28日	令和6年度 第5回 教授会	アセスメントプラン、令和5年度事業報告及び IR情報にもとづく各部、各学科への改善内容確 認、学長からの改善指示
令和6 (2024) 年 7月5日	令和6年度 第2回 IR委員会	各種アンケート結果分析について審議
令和6 (2024) 年 8月1日	令和6年度 第2回 教学マネジメント会議	アセスメントプランに基づく自己点検・評価サ イクルの改定についての審議 令和7年度 両学科の教育目標改定についての審 議
令和6 (2024) 年 10月23日	令和6年度 第4回 IR委員会	令和6年度前期 学生による授業評価結果をもと にしたIRデータ、fGPAを用いた授業科目間の成 績評価基準の平準化、学修時間と成績（fGPA） の関連性等の分析結果についての審議
令和6 (2024) 年 11月1日	令和6年度 第3回 (通算 第52回) FD研修	令和6年度前期「授業に関するアンケート調査」 結果及び成績評価基準の平準化についてについ ての情報共有 学修時間とfGPAの推移（令和2年度～令和6年度 入学生）についての情報共有
令和6 (2024) 12月11日	令和6年度 第4回 教学マネジメント会議	令和6年度 三つの方針の適切性の検証と <u>令和7年 度の教育目標及び三つの方針について</u> IR 情報を活用した令和7年度に向けた教育課程 （カリキュラム）の適切性の検証と教育改善に ついての審議
令和6 (2024) 12月17日 12月20日	令和6年度 第9回 食物栄養学科会議 第10回 保育学科会議	<u>令和7年度の教育目標及び三つの方針についての 審議</u>
令和6 (2024) 12月26日	令和6年度 第31回 教授会	<u>令和7年度の教育目標及び三つの方針についての 審議・承認</u>
令和6 (2024) 2月14日	令和6年度 第3回 自己点検・評価委員会	令和6年度 自己点検・評価報告書の作成につい ての作成依頼
令和6 (2024) 2月14日	令和6年度 第43回 教授会	令和6年度 自己点検・評価報告書の作成及び各 種委員会の議事録の整備・保管を依頼 認証評価に向けてのエビデンス（議事録等）の 整備・保管管理の依頼
令和7年度		
令和7 (2025) 年 5月1日	令和7年度 第1回 自己点検・評価委員会	令和6年度 自己点検・評価報告書についての内 容審議
令和7 (2025) 年 5月12日	令和7年度 第1回 IR委員会	令和6年度後期 学生による授業評価結果をもと にしたIRデータ、fGPAを用いた授業科目間の成 績評価基準の平準化、学修時間と成績（fGPA） の関連性等の分析結果についての審議 令和6（2024）年度 卒業時アンケート調査結果 の分析についての審議

令和7 (2025) 年 5月15日	令和7年度 第1回 教育向上推進委員会	令和6年度 函館短期大学自己点検・評価報告書 についての内容審議
令和7 (2025) 年 5月20日	令和7年度 第1回 所属長会議	令和6年度 函館短期大学自己点検・評価報告書 についての内容審議
令和7 (2025) 年 5月23日	令和7年度 第2回 (通算 第55回) FD研修	令和6年度後期「授業に関するアンケート調査」 結果及び成績評価基準の平準化についての情報 共有 学修時間とfGPAの推移（令和2年度～令和6年度 入学生）についての情報共有
令和7 (2025) 年 5月30日	令和7年度 第1回理事 会	令和6年度 函館短期大学事業報告書 令和6年度 函館短期大学自己点検・評価報告書
令和7 (2025) 年 6月13日	令和7年度 第1回 教学マネジメント会議	令和6年度 事業報告、IR情報にもとづく教育課 程の適切性の検証と令和7年度、令和8年度の教 育改善に向けた学習支援方策の点検についての 審議 令和7年度 アセスメントプラン等の確認
令和7 (2025) 年 6月27日	令和7年度 第4回 教授会	アセスメントプラン、令和6年度事業報告及び IR情報にもとづく各部、各学科への改善内容確 認、学長より改善指示
令和7 (2025) 年 9月11日	令和7年度 第3回 IR委員会	各種アンケート結果分析についての審議
令和7 (2025) 年 10月29日	令和7年度 第5回 IR委員会	令和7年度前期 学生による授業評価結果をもと にしたIRデータ、fGPAを用いた授業科目間の成 績評価基準の平準化、学修時間と成績（fGPA） の関連性等の分析結果についての審議
令和7 (2025) 年 11月7日	令和7年度 第3回 (通算 第56回) FD研修	アカデミック アドバイジングに関する研修 令和7年度前期「授業に関するアンケート調査」 結果及び成績評価基準の平準化についての情報 共有 学修時間とfGPAの推移（令和3年度～令和7年度 入学生）についての情報共有
令和7 (2025) 年 12月10日	令和7年度 第4回 教学マネジメント会議	<u>令和7年度 三つの方針の適切性の検証</u> と令和8 年度の教育目標及び三つの方針についての審議 IR 情報を活用した令和8年度に向けた教育課程 （カリキュラム）の適切性の検証と教育改善に ついての審議
令和7 (2025) 年 12月19日 12月22日	令和7年度 第9回 食物栄養学科会議 第9回 保育学科会議	令和8年度の教育目標及び三つの方針についての 審議
令和7 (2025) 年 12月26日	令和7年度 第28回 教授会	令和8年度の教育目標及び三つの方針についての 審議・承認
令和8 (2026) 年	令和7年度 第3回 自己点検・評価委員会	<u>令和7年度 自己点検・評価報告書の作成について の作成依頼</u>

2月9日		
令和8 (2026) 年 2月27日	令和7年度 第37回 教授会	令和7年度 自己点検・評価報告書の作成及び各 種委員会の議事録の整備・保管を依頼 認証評価に向けてのエビデンス（議事録等）の 整備・保管管理の依頼
令和8年度		
令和8 (2026) 年 5月 日	令和8年度 第1回 自己点検・評価委員会	令和7年度 自己点検・評価報告書についての内容 審議
令和8 (2026) 年 5月 日	令和8年度 第1回 IR委員会	令和7年度後期 学生による授業評価結果を基に したIRデータ、fGPAを用いた授業科目間の成績 評価基準の平準化、学修時間と成績（fGPA）の 関連性等の分析結果についての審議 令和7（2025）年度 卒業時アンケート調査結果 の分析についての審議
令和8 (2026) 年 5月18日	令和8年度 第1回 教育向上推進委員会	令和7年度 函館短期大学自己点検・評価報告書 についての内容審議
令和8 (2026) 年 5月19日	令和8年度 第1回 所属長会議	令和7年度 函館短期大学自己点検・評価報告書 についての内容審議
令和8 (2026) 年 5月20日	令和8年度 第2回 （通算 第59回） FD研修	令和7年度後期「授業に関するアンケート調査」 結果及び成績評価基準の平準化についての情報 共有 学修時間とfGPAの推移（令和3年度～令和7年度 入学生）についての情報共有
令和8 (2026) 年 6月3日	令和8年度 第2回理事 会	令和7年度 函館短期大学事業報告書 令和7年度 函館短期大学自己点検・評価報告書
令和8 (2026) 年 6月 日	令和8年度 第1回 教学マネジメント会議	令和7年度 事業報告、IR情報にもとづく教育課 程の適切性の検証と令和7年度、令和8年度の教 育改善に向けた学習支援方策の点検についての 審議 令和8年度 アセスメントプラン等の確認
令和8 (2026) 年 6月 日	令和8年度 第2回 自己点検・評価委員会	令和7年度 自己点検・評価報告書について 認証評価受審に向けての最終確認
令和8 (2026) 年 6月 日	令和8年度 第 回 教授会	アセスメントプラン、令和7年度事業報告及び IR情報にもとづく各部、各学科への改善内容確 認、学長より改善指示

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

1. 学生便覧〔令和 7（2025）年度〕巻頭ページ建学の精神、学園訓
2. ウェブサイト「野又学園について」<https://www.nomata.ac.jp/first/>
3. 函館短期大学学則〔令和 7（2025）年度〕
4. ウェブサイト「学則・教育方針」<https://www.hakodate-jc.ac.jp/message/>
5. 食物栄養学科 シラバス〔令和 7（2025）年度〕
6. 保育学科 シラバス〔令和 7（2025）年度〕
7. 食物栄養学科 シラバス電子データ〔令和 7（2025）年度〕
8. 保育学科 シラバス電子データ〔令和 7（2025）年度〕
10. 学校案内パンフレット〔令和 7（2025）年度入学者用〕
11. 学校案内パンフレット〔令和 8（2026）年度入学者用〕
20. 学校法人野又学園〔令和 7（2025）年度〕事業報告書
21. ウェブサイト「学校法人野又学園事業報告書」<https://www.nomata.ac.jp/support/>
22. 学校法人野又学園〔令和 8（2026）年度〕事業計画書

提出資料-規程集

1. 函館短期大学学則
121. 学校法人野又学園寄附行為
122. 学校法人野又学園寄附行為施行細則

備付資料

1. 創立二十周年記念 函館短期大学史
2. 創立二十五周年記念 函館短期大学史
3. 創立五十周年記念 函館短期大学史
4. 野又学園 七十年史
5. 学園要覧 令和 7 年度（2025）年度
6. 学長式辞 令和 7 年度（2025）年度
10. 函館私学振興協議会資料
78. 新入生オリエンテーション資料
79. 新 2 年生オリエンテーション資料
89. SD 活動の記録
98. 学校法人野又学園中期経営計画 2023～2025 年度（令和 5 年度～令和 7 年度）
99. 学校法人野又学園 経営改善計画 2025～2029 年度（令和 7～11 年度）

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

＜区分 基準Ⅰ-A-1の現状＞

建学の精神は、創立者故野又貞夫先生が表した「惟うに真の学問とは言うまでもなく知・情・意の円満にして而も高度に発展せしむることである。従って学問と徳性とは別々に考えるのではなく不離一体の関係にある。徳性の涵養を離れた学問はなく、学問とはあくまでも、知・情・意の総合的体得に外ならない」に起源する。これに基づいて、本学は、学園訓 3 カ条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」を具体的信条とし、知・情・意の円満にして高度に発達した人格を有し、人類社会の福祉に貢献しうる職業人を養成することを使命としている。このように建学の精神は、教育理念・理想を明確に示している（提出・1～2）。

学園訓 3 カ条の終局的発展は真の学問追求を意味しており、「学問」を通じてバランスの取れた人間教育を行い、職業教育を通じてその体得実現を図ることを教育の理念としている。この根幹をなす学園訓 3 カ条を読み解くと、(1) 人間の段階的な成長、長期的な成長を意図していること、(2) バランスの取れた人間の重要性を説いていること、(3) 職業に貴賤なく、教育の対象を幅広く考えていること、という特徴をもつ。本学での学びが、広く地域・社会に貢献できる人材の養成となっている理由がここにある（提出・1～2）。この教育姿勢は、学園が創立された昭和 13 年（1938 年）以来一貫して継承されてきた。また、故野又貞夫先生の座右の銘として今に受け継がれている「生涯学べ」は、社会情勢に対応してこれからの時代を生き抜き、幸せな人生を送るためには欠かせない。以上より、建学の精神は、学生も教職員も一人ひとりが一生涯かけて成長し、十分な専門性と確かな人間性を獲得して、社会に貢献していかなければならないことを示し、確立している。

野又学園設立に起源する本学の建学の精神は、教育基本法の前文「公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」、教育の目標「公共の精神に基づき、主体的な社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」、生涯学習の理念「その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができること」、教育の機会均等「障害の状態に応じて、十分な教育を受けられること、経済的理由によって修学が困難にならないこと」、大学「成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与するものとする」、私立大学「私立大学の果たす役割の重要性にかんがみた私学教育の振興」及び教員「絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努める」等の各条文で規定された内容と合致し、教育基本法に求められている事項に基づいた公共性を十分に有すると確信している。また、建学の精神の背景には、北海道における私学の草分けとも言える函館の学校教育の歴史が深く関わっている。私立学校がこの地域で果たしている役割の大きさから、函館市は私学に対して運営費を補助し、私学振興が図られている（備付・10）。

私立学校法の目的である「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」に照らしても、本学は、建学の精神に基づく教育の理念を達成するために法令及び寄附行為（提出・規程集 121～122）を遵守し、財務情報の公開等の管理運営制度の改善を図りながら地域に根差した継続的な発展を目指しており（提出・20～22、備付・98～99）、公共性を有する短期大学として説明責任を果たしている。

学則第 1 条（提出・3～4、提出・規程集 1）には、本学における教育の目的と使命を建学の精神に基づく学園訓 3 カ条とともに示し、学生便覧では特別ページを設けて創立者の説く

建学の精神と学園訓 3 カ条、その精神を具現化してきた学園の沿革を紹介している（提出-1）。これらは、本学と本法人ホームページに掲載し、建学の精神を学内外に表明している（提出-2）。また、入学志願者に対する学校案内パンフレットにおいても建学の精神に基づいた学園訓 3 カ条を掲載している（提出-10～11）。学内には、学生及び教職員に対し建学の精神を日常的に記憶に留めさせる一助として、学園訓 3 カ条「報恩感謝」、「常識涵養」、「実践躬行」を記した額を学内の各教室及び所々に掲げている。また、法人本部が毎年度作成している「学園要覧 令和 7 年度（2025）年度」（備付-5）を始め、創立記念誌である「創立二十周年記念 函館短期大学史」（備付-1）、「創立二十五周年記念 函館短期大学史」（備付-2）、「創立五十周年記念 函館短期大学史」（備付-3）、「野又学園 七十年史」（備付-4）においても建学の精神を学内外に広く公表している。

建学の精神と学園訓の理解を共有し、さらに深化させるため、学生・教職員及び関係者に対して、学長は入学式ならびに卒業式での式辞（備付-6）の中で、必ず創立者の建学の精神、学園訓 3 カ条についての解説を織り込んでいる。新入生オリエンテーション及び 1 年生から 2 年生への進級時のオリエンテーション開催時には、学科長等が、先ず学年初めの激励を兼ねた講話の中で、学園訓に触れた挨拶を行っている（備付-78～79）。さらに卒業時には、建学の精神を人生の道標として活用することを期待し、学園訓を印刷した記念盾を卒業生に贈呈している。また、卒業記念誌（提出-7）を毎年度発行し、巻頭には学園訓の解説を掲載して、卒業生への励ましとしている。このように折りに触れ建学の精神を学内において共有する機会を設けている。

ホームルームの機能を合わせ持つ教養ゼミナール（S・L, Sincere Life 真摯なる生活の略）の授業において、S・L 担当教員が日々の生活と学園訓を結び付けて解説することで定期的に建学の精神を確認し、学生と共に理解を深めている（提出-1, 5～8）。基礎教育科目の「社会人基礎論Ⅰ」、「社会人基礎論Ⅱ」においても、社会人として必要な素養の講義と学園訓を関連づけた解説を科目担当者が行っている。また、教職員に対しては、中期経営計画の遂行に関連する SD 研修（備付-89）等を通して、建学の精神を学内で共有し、定期的に確認している。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

本学は、建学の精神に基づき「知・情・意の円満にして高度に発達した人格を有し、人類社会の福祉に貢献しうる職業人を養成する」ため、短期大学設置基準に示された「教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る」ことを可能とする、優秀な若手教員を全国から採用すべく努力し、その定着を図っている。しかし、地方の短期大学において若手教員の定着を促すのは難しいのが現状である。専任教員数は短期大学設置基準を満たしており問題はないものの、丁寧な学生指導や地域・社会と連携した活動を継続するためには人的資源が十分であるとはいえない。つまり、本学は、学外への建学の精神の周知と理解を得るための社会貢献活動において、本学教員に相応しい若手人材の確保と定着化に課題を抱えている。また、学内への建学の精神の周知と徹底は実現できているものの、各々の教職員及び学生が地域社会に向けて、建学の精神に基づく学園訓 3 カ条を体現し、十分に評価されていることを確認できていない。そのため本学卒業生が地域で学園訓 3 カ条の体現を継続し、評価されているかを広範囲で追跡していくことが必要である。以上より、本学における建学

の精神の課題は、地域貢献活動に携わる若手人材の不足並びに教職員及び在学生、卒業生による学園訓 3 カ条の体現について、社会からの評価を広範囲に追跡できていない点である。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

学生主体の学友会活動及び例年 2 月に開催する学習成果発表会においても、開会時には必ず学園訓 3 カ条について学生の代表及び学長が確認している。学園訓 3 カ条が日々の学修活動に浸透していることで本学学生としての一体感を共有することに役立っている。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

1. 学生便覧〔令和 7（2025）年度〕カラーページ p.17
3. 函館短期大学学則〔令和 7（2025）年度〕
4. ウェブサイト「大学の教育研究上の目的に関すること」
https://www.hakodate-jc.ac.jp/hj_disclosure/hj_disclosure01.pdf
10. 学校案内パンフレット〔令和 7（2025）年度入学者用〕
11. 学校案内パンフレット〔令和 8（2026）年度入学者用〕
12. 入学者選抜要項〔令和 7（2025）年度入学者用〕
13. 入学者選抜要項〔令和 8（2026）年度入学者用〕
20. 学校法人野又学園〔令和 7（2025）年度〕事業報告書
21. ウェブサイト「学校法人野又学園事業報告書」
<https://www.nomata.ac.jp/support/>

25. 函館短期大学 教授会議事録（写し）令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度

提出資料-規程集

1. 函館短期大学学則
115. 函館短期大学教学マネジメント会議規程
121. 学校法人野又学園寄附行為
122. 学校法人野又学園寄附行為施行細則

備付資料

8. 地域連携推進センター記録一覧
21. 高等学校等からの意見聴取に関する記録
24. 教育の質保証に関する資料
53. 「授業に関するアンケート調査」結果
54. 教養教育の成果に関する資料
57. 食物栄養学科 卒業判定会議資料
58. 保育学科 卒業判定会議資料
70. 食物栄養学科 実習評価結果等
71. 保育学科 実習評価結果等

- 72. 就職先からの卒業生に対する評価結果
- 88. FD 活動の記録
- 105. 教学マネジメント会議 議事録
- 138. 高大接続に関する協議会 議事録

〔区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。〕

＜区分 基準 I -B-1 の現状＞

学則第 1 条には、建学の精神に基づいた具体的信条となる学園訓 3 カ条と併せて、教育の目的と使命を示している（提出・3～4、提出・規程集 1）。この目的と使命を達成するため、学則第 1 条の 2 として、次の二学科を設置し、教育研究上の目的を以下のとおり定めている。

第 1 条の 2 前条の目的を達成のために次の学科を設置し、教育研究上の目的を以下のとおり定める。

1. 食物栄養学科

食物栄養に関する専門を深く教授研究し、関連する職業人を養成する。

2. 保育学科

幼児教育及び乳幼児保育に関する専門の学芸を深く教授研究し、関連する職業人を養成する。

このように極めて具体的かつ明確に、二学科の教育研究上の目的を示し、これに沿って、学科の教育目標を以下のとおり定めている（提出・1,4）。

食物栄養学科の教育目標：

以下の人材を養成することが食物栄養学科の教育目標である。

1. 食を通して、人の健康の保持増進のために活躍できる豊かな人間性を身に付けた人材
2. ライフスタイルに応じた質の高い栄養指導ができる確かな専門性を身に付けた人材
3. 生活環境や食文化を通じて、地域社会への貢献を考えることができる人材

保育学科の教育目標：

以下の人材を養成することが保育学科の教育目標である。

1. 子どもの利益を尊重し、人として尊敬される豊かな人間性を身に付けた人材
2. 子どもの発達や心の動きに合わせた保育と保護者に対する相談支援ができる確かな専門性を身に付けた人材
3. 子育ての環境について、地域と食育を関連付け考えることができる人材

短期大学としての教育目標は、学則第 1 条に示した（提出・3,提出・規程集 1）、本学における教育の目的と使命並びに建学の精神に基づいた学園訓 3 カ条に従い、「1. 南北海道では唯一、食物栄養学科と保育学科を擁する短期大学として、教養豊かな人間性の育成を図るため、正課授業のカリキュラムならびに課外活動支援の充実を図る。」、「2. 「食と健康、幼

児教育と保育」に関する体系的な専門教育を施し、関連する諸資格を取得させるため、きめ細かな授業の展開と指導を行う。」、「3. 人材養成に不可欠となる (1) 豊かな人間性を身に付けていること、(2) 確かな専門性を身に付けていること及び (3) 地域・社会への貢献を考えることができること。」(提出-4) としている。以上より、学科の教育目的・目標は、建学の精神に基づき確立している。

また教育目的・目標は、学生便覧、入学者選抜要項、ホームページを通して広く学内外に表明している(提出-1,3~4,10~13)。

本学の教育目的・目標に基づく人材養成は、学則第1条に次のとおり表明している(提出-3,提出-規程集1)。「学園訓 3カ条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」を具体的信条とし、知・情・意の円満にして高度に発達した人格を有し、人類社会の福祉に貢献しうる職業人を養成することを使命とする。」学則第1条にある教育の目的と使命を達成するため、学則第1条の2に両学科の教育研究上の目的を定め、これに沿って両学科の教育目標を設定している(提出-1)。教育目標を達成するためには、社会生活で必要となる身に付けておくべき力として「学力の3要素」を中心に据えたディプロマ・ポリシーに記載した各項目が一定水準に達している必要がある。教員は、各学科の教育目標とシラバスに記載している到達目標及びディプロマ・ポリシーの該当項目の達成状況を把握するために試験を実施する。従って、試験成績が教育目的・目標の達成状況を把握するための指標となり、教員は学期毎に公表される本学全体の学習成果の獲得状況に関する分析結果と比較することで、担当授業科目の教育目的・目標の達成状況を評価している(備付-53,88)。

「人類社会の福祉に貢献しうる職業人」として養成している栄養士と保育士が地域・社会の要請に応えているかを点検するために、毎年度実施している学外実習における評価を各学科において確認している(備付-70~71)。また、卒業必修科目に地域の課題解決型授業(PBL)を導入しており、地域との連携を通じて本学における教養教育と人材養成のあり方を考える機会としている(備付-54)。これら実践的なカリキュラムを通して、本学の人材養成が、地域・社会の要請を反映しているかを定期的に点検している(提出-20)。

その他、地域・社会のニーズを把握する手段として、学校法人野又学園事務組織として設置されている地域連携センターに依頼される各種ボランティア活動(備付-8)や就職支援に係る企業との面談等(備付-72)がある。また、教育目的・目標に基づいて策定している三つの方針に関する点検作業として、毎年度、地方公共団体及び企業の関係者から意見聴取も行っている(備付-24)。これらの活動から、本学では、地域で必要とされる人材養成を行うために、日常的に地域・社会の要請に応えているかを意識し、点検している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学は、平成22年度に建学の精神に基づき、「十分な専門性と確かな人間性を獲得し社会に貢献する」ための学習成果を定めた。平成23年度には三つの方針を策定し、エビデンスに基づく学習成果の向上・充実を計画的に実行してきた(備付-24)。平成28年3月の中央教育審議会による「三つの方針策定・運用ガイドライン」では、ディプロマ・ポリシーを

学生の学習成果目標と位置付け、アドミッション・ポリシーでは「学力の3要素」に関する成果を示すことが求められた。本学は平成28年12月22日の教授会において、建学の精神に基づき、「学力の3要素」を中心とした三つの方針を策定した（備付-24）。その後、平成28年度以降3度の見直しを行い（備付-24）、ディプロマ・ポリシーに掲げた全項目が一定水準に達することをもって、教育目標の達成と位置付けている。

短期大学としての教育目標は、学則第1条に示した、教育の目的と使命並びに建学の精神に基づいた学園訓3カ条に従い定めている。これらは、「1. 南北北海道では唯一、食物栄養学科と保育学科を擁する短期大学として、教養豊かな人間性の育成を図るため、正課授業のカリキュラムならびに課外活動支援の充実を図る。」、「2. 「食と健康、幼児教育と保育」に関する体系的な専門教育を施し、関連する諸資格を取得させるため、きめ細かな授業の展開と指導を行う。」、「3. 人材養成に不可欠となる（1）豊かな人間性を身に付けていること、（2）確かな専門性を身に付けていること及び（3）地域・社会への貢献を考えることができること。」、としている。短期大学としての学習成果は、この建学の精神に基づく教育目標に基づいて定め、各学科のディプロマ・ポリシーの共通項目の内容となる。すなわち、「学力の3要素」として、卒業に必要な単位修得及び単位修得以外の資質・能力を規定した各学科のディプロマ・ポリシー記載の全項目を達成することが、学習成果の獲得となる。以上より、本学の学習成果はディプロマ・ポリシーに記載した全項目と同一であり、学習成果を建学の精神に基づき定めていると言える。

教育目標に基づき「学力の3要素」を中心に据えた各学科のディプロマ・ポリシーを以下のとおりに定め、資質及び能力に関する1～9に示した各項目を学習成果としている。

令和7年度 食物栄養学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

食物栄養学科の教育目標を達成し、卒業認定に必要な所定の単位を修得して、以下の資質と能力を持つ者に短期大学士（食物栄養学）を授与する。

【知識・技能】

1. 食と栄養及び健康に必要な専門的知識と技術を有し、人の健康増進を促すことができる。
2. ライフステージの特性を把握し、栄養管理に反映させることができる。
3. 食を通して、地域福祉に即戦力として貢献することができる。

【思考力・判断力・表現力】

4. 生活環境や食文化を深く分析して、課題や問題を見つけ出し、その解決に向けて計画的に考え、答えを導き出す能力を身に付けている。
5. 身に付けた知識と技能を生かし、物事を的確に認識して評価できる能力を身に付けている。
6. 生涯にわたって学び続け、身に付けた知識や技能及び経験を創造力を持って分かりやすく他者に伝えることができる。

【コミュニケーション力・社会人力】

7. 専門職業人としての高い倫理観を保持し、社会に貢献しようとすることができる。

8. コミュニケーション力を身に付け、他者と協働して課題を解決しようとすることができる。
9. 他者への思いやりと柔軟な対応力を持つことができる。

令和7年度 保育学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

保育学科の教育目標を達成し、卒業認定に必要な所定の単位を修得して、以下の資質と能力を持つ者に短期大学士（保育学）を授与する。

【知識・技能】

1. 保育と子育て支援に必要な専門的知識と技術、とりわけ食育知識と音楽表現技術を有し、子どもの成長を促すことができる。
2. 地域の特性を的確に把握し、保育に反映させることができる。
3. 保育者の社会的使命を理解することができる。

【思考力・判断力・表現力】

4. 子育て環境を深く分析して、課題や問題を見つけ出し、その解決に向けて計画的に考え、答えを導き出す能力を身に付けている。
5. 身に付けた知識と技能を生かし、物事を的確に認識して評価できる能力を身に付けている。
6. 生涯にわたって学び続け、身に付けた知識や技能並びに経験を分かりやすく他者に伝えることができる。

【コミュニケーション力・社会人力】

7. 専門職業人としての高い倫理観を保持し、社会に貢献しようとするすることができる。
8. コミュニケーション力を身に付け、他者と協働して課題を解決しようとするすることができる。
9. 他者への思いやりと柔軟な対応力を持つことができる。

【学習成果】

食物栄養学科	保育学科
【知識・技能】 1. 食と栄養及び健康に必要な専門的知識と技術を有し、人の健康増進を促すことができる。 2. ライフステージの特性を把握し、栄養管理に反映させることができる。 3. 食を通して、地域福祉に即戦力として貢献することができる。	【知識・技能】 1. 保育と子育て支援に必要な専門的知識と技術、とりわけ食育知識と音楽表現技術を有し、子どもの成長を促すことができる。 2. 地域の特性を的確に把握し、保育に反映させることができる。 3. 保育者の社会的使命を理解することができる。

〔思考力・判断力・表現力〕 4. 生活環境や食文化を深く分析して、課題や問題を見つけ出し、その解決に向けて計画的に考え、答えを導き出す能力を身に付けている。 5. 身に付けた知識と技能を生かし、物事を的確に認識して評価できる能力を身に付けている。 6. 生涯にわたって学び続け、身に付けた知識や技能及び経験を創造力を持って分かりやすく他者に伝えることができる。 〔コミュニケーション力・社会力〕 7. 専門職業人としての高い倫理観を保持し、社会に貢献しようとする事ができる。 8. コミュニケーション力を身に付け、他者と協働して課題を解決しようとする事ができる。 9. 他者への思いやりと柔軟な対応力を持つことができる。	〔思考力・判断力・表現力〕 4. 子育て環境を深く分析して、課題や問題を見つけ出し、その解決に向けて計画的に考え、答えを導き出す能力を身に付けている。 5. 身に付けた知識と技能を生かし、物事を的確に認識して評価できる能力を身に付けている。 6. 生涯にわたって学び続け、身に付けた知識や技能並びに経験を分かりやすく他者に伝えることができる。 〔コミュニケーション力・社会力〕 7. 専門職業人としての高い倫理観を保持し、社会に貢献しようとする事ができる。 8. コミュニケーション力を身に付け、他者と協働して課題を解決しようとする事ができる。 9. 他者への思いやりと柔軟な対応力を持つことができる。
--	---

令和元年度第5回教学マネジメント会議（令和2年3月17日）で承認された（令和元年度第41回教授会で報告）（備付-24）、教育目標並びに三つの方針は、毎年度検証した後、学生便覧、ホームページ、学校案内パンフレット、入学者選抜要項に記載し、学習成果を含むディプロマ・ポリシーを学内外に公表している（提出-1,4,10～13）。

学校教育法の短期大学の規定は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」とされている。本学は2年間の修業年限にて、専門的な教育を教授して職業に必要な能力をもつ者として、栄養士又は保育士を育成し、併せて實際生活に必要な教養を身に付けさせている。これらの具体的な教育内容は、教育目標及び学習成果となるディプロマ・ポリシーの各項目に明示していることから、学習成果は、学校教育法の短期大学の規定を反映させたものであると考える。

各学科は、教育目標及び学習成果に基づく卒業認定を行い、学長は学位規程に基づいて短期大学士を授与している（提出-1, 提出-規程集 2）。つまり、学習成果に基づく卒業認定の適切性を点検することが、学校教育法の短期大学の規定に照らすことになる（提出-25, 備付-57～58）。卒業認定は、各学科会議での確認作業と承認事項を教務委員会にて審議した後、教授会としての卒業判定会議において最終的な卒業認定が決定する（提出-25, 備付-103～104, 111）。卒業式に配付される次第には、卒業認定者並びに各種資格取得者を掲載し、本学

の学習成果として学内外に表明している（備付-65）。毎年度の卒業認定に至る過程こそが、学校教育法の短期大学の規定に照らした学習成果の定期的な点検となっている。

〔区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学は、平成 28 年度第 6 回教授会（平成 28 年 5 月 30 日）において、「三つの方針策定・運用ガイドライン」を踏まえ、平成 23 年度公表の三つの方針を見直すため、全学的組織である「三つのポリシー見直し及び PDCA のワーキング・グループ」（以下、WG）を設置し、学長が諮問した（備付-24）。WG は、高大接続システム改革会議「最終報告」（平成 28 年 3 月 31 日）に示された「学力の 3 要素」を学習成果としてバランスよく獲得させる必要性を確認し、関係委員会の委員長・副委員長で構成して議論を重ね、平成 28 年 11 月 15 日に新たな三つの方針を策定した（備付-24）。同年 12 月 22 日の教授会で承認され、平成 28 年 12 月 26 日にホームページで公表した。その後、制定された教学マネジメント会議規程により同会議が WG の役割を継承した（提出・規程集 115, 備付-24）。平成 29 年度には三つの方針の整合性を高める改定を行い、第 29 回教授会で承認された（第 1 回見直し）。以降も第 2 回・第 3 回の見直しを実施し、現在は毎年度、教学マネジメント会議及び各学科会議で確認のうえ学内外に公表している（備付-24, 105）。

本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、建学の精神に基づいた具体的信条となる学園訓 3 カ条に結び付いた教育目標を達成するために各学科で定め明確に示している。ディプロマ・ポリシーには、社会生活で必要となる身に付けておくべき力である「学力の 3 要素」が一定水準以上に達するものとなるように「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「コミュニケーション力・社会人力」の獲得すべき資質と能力である学習成果を記載している。また、卒業及び資格取得の要件として、各学科の教育目標を達成し、ディプロマ・ポリシーに示した資質と能力（学習成果）を達成した者に短期大学士を授与することとしている。成績評価の基準としては、卒業認定に必要な所定の単位を修得することをディプロマ・ポリシーに明記している。従って、ディプロマ・ポリシーは、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示しているといえる。

卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件の詳細については、函館短期大学学則（提出-3, 提出・規程集 1）に以下のとおりに記載している。卒業要件は、学則第 18 条に「学生は 2 年以上 在学し、卒業必修単位を含む、合計 62 単位以上を修得しなければならない」と定めて おり、卒業必修科目については、学則の別表 1（食物栄養学科）及び別表 2（保育学科）として綴じ込み、理解しやすいように示している。成績評価の基準については、学則第 16 条で試験成績の学習評価として明確に規定し、各授業科目の評価方法はシラバスに明記している。資格取得の要件については、学則第 19 条及び第 20 条に明示している。さらに詳細な内容は、学生便覧「免許及び資格取得に関する概要」に記載し、解説している（提出-1）。本学が開設する両学科の卒業必修科目及び資格取得に必要な科目は、短期大学設置 基準と栄養士及び保育士の養成施設基準等に基づいており、定められた基礎教育科目と専門教育科目をカリキュラムマップ（提出-1）及びカリキュラム・ツリー（備付-78）に

従って体系的に学習し、卒業要件を満たした者を教授会において認定し、函館短期大学学位規程に基づいて卒業認定者に短期大学士を授与している（提出・1, 提出・規程集 2）。従って、本学の授業科目内容、卒業要件及び資格要件を満たした場合には、「人類社会の福祉に貢献しうる職業人」となることから、十分に社会的・国際的な通用性を有するものと認識している。なお、学位等の英文表記については、日本栄養・食糧学会（Japanese Society of Nutrition and Food Science）及び日本保育学会（Japanese Society of Early Childhood Care and Education）の英語表記をそれぞれ参考にしている。食物栄養学科は Department of Food and Nutrition、学位名の短期大学士（食物栄養学）は、Associate of Food and Nutrition と表記、保育学科は Department of Early Childhood Care and Education、学位名の短期大学士（保育学）は、Associate of Early Childhood Care and Education としている。

三つの方針の点検は、学習成果の査定指標である「アセスメントプラン」の根幹をなすものであるため、「アセスメントプランに基づく自己点検・評価サイクル」には、年度毎の三つの方針の自己点検・評価サイクルについても明記している（備付・24）。三つの方針の自己点検・評価サイクルに沿って、令和 6 年 12 月 11 日開催の第 4 回教学マネジメント会議において、令和 6 年度三つの方針の適切性の検証と令和 7 年度の教育目標及び三つの方針について審議した。審議結果は、学科ごとの検討を踏まえ、令和 6 年 12 月 26 日開催の第 31 回教授会に上程され、慎重な審議のうえ承認された。以上より、本学はディプロマ・ポリシーを定期的に点検していると言える（備付・105）。

令和 7 年度に公表した三つの方針は、「三つの方針策定・運用ガイドライン」に沿って一体的に策定しており、教育課程はディプロマ・ポリシーに対応して編成し、その方針を教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）として学科ごとに明確に示している。

以上より、本学はカリキュラム・ポリシーを定期的に点検していると言える（備付・105）令和 7 年度の各学科のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

令和 7 年度 食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

食物栄養学科の教育目標及びディプロマ・ポリシーを達成するために、以下のようにカリキュラム（教育課程）を編成する。

1. 短期大学士の学位に相応しい幅広い教養を身に付ける「基礎教育科目」並びに栄養士に必要な専門知識・技能を身に付ける「専門教育科目」を基盤とし、主体的、能動的に課題に取り組む態度や意欲を形成することで、思考力・判断力・表現力を身に付ける。
2. 「基礎教育科目」の「社会人基礎論」及び「教養ゼミナール（S・L）」を基軸として、「専門教育科目」の実験・実習・演習を通して、コミュニケーション力と総合的な「社会人力」を形成する。
3. 食と栄養及び健康に重点を置き、より高い目標を持つ多様な学生が自ら学修計画を立て主体的な学びを実践できるように、栄養士資格に加えて、以下の資格取得も可能とする。

・フードスペシャリスト

- ・健康運動実践指導者
- ・ADI（エアロビックダンスエクササイズ インストラクター）
- ・レクリエーション・インストラクター
- ・マイクロソフト オフィス スペシャリスト（Word, Excel, PowerPoint）
- ・栄養教諭二種免許状
- ・中学校教諭二種免許状（家庭）
- ・食育指導士®
- ・社会福祉主事任用資格
- ・介護職員初任者研修

令和 7 年度 保育学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

保育学科の教育目標及びディプロマ・ポリシーを達成するために、以下のようにカリキュラム（教育課程）を編成する。

1. 短期大学士の学位に相応しい幅広い教養を身に付ける「基礎教育科目」並びに保育者に必要な専門的知識・技術を身に付ける「専門教育科目」を基盤とし、主体的、能動的に課題に取り組もうとする態度や意欲を形成する。
2. 「基礎教育科目」の「社会人基礎論」及び「教養ゼミナール（S・L）」を基軸として、「専門教育科目」の実習・演習を通して、コミュニケーション力と総合的な「社会人力」を形成する。特に S・LⅡでは、地域課題解決型学習（PBL）に取り組み、地域社会に貢献しようとする資質を養う。
3. 「専門教育科目」では、各種実習のほか「保育実践演習」を地域課題解決型学習（PBL）に位置づけ、加えてフィールド学習などを通して 1 つの課題を多面的に把握して考察できる能力を培う。
4. 食育と音楽表現に重点を置き、より高い目標を持つ多様な学生が自ら学修計画を立て主体的な学びを実践できるように、保育士資格に加えて以下の資格取得も可能とする。
 - ・幼稚園教諭二種免許状
 - ・レクリエーション・インストラクター
 - ・食育指導士®
 - ・保健児童ソーシャルワーカー
 - ・准学校心理士
 - ・マイクロソフト オフィス スペシャリスト（Word, Excel, PowerPoint）
 - ・社会福祉主事任用資格
 - ・介護職員初任者研修

令和 7 年度に公表した三つの方針は、「三つの方針策定・運用ガイドライン」に沿って一体的に策定している。従って、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、ディプロマ・ポリシーに明記された資質と能力である学習成果に対応しており、学科ごとに「学力の 3 要素」を多面的・総合的に評価する内容となっている。

令和7年度は、令和7年12月10日開催の第4回教学マネジメント会議において、学科ごとの検討結果に基づいて令和8年度入学者選抜に向けた三つの方針の確認を行い、内容の変更をしないこと決定した。以上より、本学はアドミッション・ポリシーを定期的に点検していると言える（備付-105）各学科のアドミッション・ポリシーは下記のとおりである。

令和7年度 食物栄養学科の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

食物栄養学科の教育目標を理解し、以下の資質を有することを期待したい。

【知識・技能】

1. 高等学校卒業相当の知識を有し、食と栄養及び健康の専門的な学習に必要な基礎学力を身に付けている人

【思考力・判断力・表現力】

2. 幅広い教養と専門知識、高い調理技術を身に付けようとする人
3. 本学の学園訓をよく理解し、人の健康のサポーターとして、自らがなすべきことを見出し、実践しようとする人
4. 自分の将来に向けて具体的な目標を持ち、他者に自分の考えを的確に表現できる人

【主体的に協働する態度】

5. 人の長所を大切に、明るくコミュニケーションできる人
6. 食と栄養及び健康に関する課題に関心を持ち、それらの解決に向けて主体的に他者と協働して学ぶ態度を有している人

令和7年度 保育学科の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

保育学科の教育目標を理解し、以下の資質を有することを期待したい。

【知識・技能】

1. 高等学校卒業相当の知識を有し、幼児教育や保育分野の専門的な学習に必要な基礎学力を身に付けている人

【思考力・判断力・表現力】

2. 幅広い教養と専門知識、高いコミュニケーション力を身に付けようとする人
3. 本学の学園訓をよく理解し、自らがなすべきことを見出してボランティアなどの学外活動に積極的に参加しようとする人
4. 自分の将来に向けて具体的な目標を持ち、他者に自分の考えを的確に表現できる人

【主体的に協働する態度】

5. 人の長所を大切に、明るくコミュニケーションできる人
6. 子どもが好きで、子どもと子どもを取り巻く環境の課題に関心を持ち、それらの解決に向けて主体的に他者と協働して学ぶ態度を有している人

アドミッション・ポリシーが適正であるかを点検するために高等学校関係者と意見交換を行う場を設けている。令和7年度は、6月9日に高等学校教員向け学校説明会を開催し意見を聴取した（備付・21）。学園関連校の2校とは、「高大接続に関する協議会」を例年1回以上開催し、学園関連校からの入学者の状況を具体的に示した意見交換を行うことで、三つの方針を含めてアドミッション・ポリシーを点検している（備付・138）。令和7年度は、8月21日に2校合同で、令和8年1月28日、30日は各校で「高大接続に関する協議会」を実施した（備付・21）。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

本学の教育目的・目標は、「十分な専門性と確かな人間性を獲得して、社会に貢献する人材を養成する」ことである。アドミッション・ポリシーには、本学が求める入学者の方針を「学力の3要素」に基づいて示しているが、入学時点においては、想定以上に学習への理解や意欲の低い学生も見られる。本学の教育目的・目標を達成させるためには、学習成果を獲得させて、地域・社会に送り出さなければならない。そのため、建学の精神を理解できる基礎学力を身に付けさせ、学生一人ひとりの個性を見極めたうえで将来の可能性を多面的・総合的に評価する必要がある。

そこで、「学力の3要素」のうち「知識・技能」など主に記憶力や天性の技術的能力に頼るものだけではなく、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」という、卒業後も伸びていく可能性のある創造性や協調性等を本学独自の「プログレスシート」を用いて、学生の成長をいかに適切で客観的に評価できるのかが課題である。また、地域・社会からの要請は変化するものと考えられ、本学が掲げる学習成果が適切であるかを定期的に点検し、カリキュラム・ポリシーに反映する体制を整えることも必要である。以上より、本学における教育の効果の課題は、「学力の3要素」の「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の客観的評価方法の確立と改善並びに地域・社会からの要請を素早く教育課程に反映できる体制構築とその維持にある。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

なし

〔テーマ 基準 I-C 社会貢献〕

＜根拠資料＞

提出資料

1. 学生便覧〔令和7（2025）年度〕カラーページ p.17
5. 食物栄養学科 シラバス〔令和7（2025）年度〕
6. 保育学科 シラバス〔令和7（2025）年度〕
7. 食物栄養学科 シラバス電子データ〔令和7（2025）年度〕
8. 保育学科 シラバス電子データ〔令和7（2025）年度〕

提出資料-規程集

61. 函館短期大学子育て研究所規程

98. 函館短期大学各種委員会規程

107. 函館短期大学地域連携推進センター規程

備付資料

8. 地域連携推進センター記録一覧

9. 地域・社会の各種団体との協定書

117. フィットネスセンター運営委員会 議事録

124. 子育て研究所運営委員会 議事録

127. 公開講座運営委員会 議事録

〔区分 基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

＜区分 基準 I -C-1 の現状＞

学生便覧（提出-1）に示した建学の精神の説明には、「地域社会に貢献し得るような人材の養成」と明記されており、本学の職業教育そのものが社会への貢献についての取組となっている。具体的な方向性について、食物栄養学科では「生活環境や食文化と食育を関連付けて考え、地域社会に貢献できる人材」、保育学科は、「子育ての環境と食育を関連付けて考え、地域社会に貢献できる人材」としている。

本学の公開講座として地域・社会に向けて開催している事業として、フィットネスセンター運営委員会（提出・規程集 98）と公開講座運営委員会（提出・規程集 98）がそれぞれ所管している講座がある。フィットネスセンター運営委員会は、令和 7 年度に 2 つの健康運動講座〔ダンスフィットネス ZUMBA（ズンバ）、フィットネスヨガ&ピラティスを準備し、受講者数の合計は 95 名であった（備付-117）。公開講座運営委員会では、本学主催の公開講座として令和 7 年 7 月 19 日に「日本の多文化化と外国人保護者支援」、キャンパス・コンソーシアム函館（CCH）主催の公開講座として 8 月 23 日に「道南の家庭料理」を実施した。（備付-127）。保育学科に併設している「子育て研究所」（提出・規程集 61,98）は、開設当時からその事業の一環として地域の保育士・幼稚園教諭を対象に専門職研修講座を年 3 回開催している。令和 7 年度は、令和 7 年 10 月～令和 8 年 1 月の期間に 3 回実施し、受講者はのべ 55 人であった。地域の受講者の参加意欲は非常に高く、講座内容についても好評であった（備付-124）。

その他、国が推進する食育月間の一環として平成 22 年度から日本フードスペシャリスト協会と共催して継続開催している食育講座がある。本講座は学科連携推進委員会（提出・規程集 98）が所管し、令和元年度からは、高校生のための食育講座を開催している。令和 7 年 6 月 15 に「は・こ・だ・て・たん・だい」発信！食育講座 「だし」について学ぶ内容で実施した（備付-125）。

正課授業の開放としては、教務委員会（提出・規程集 98）が所管する履修証明プログラムを準備し、平成 28 年度から学期毎に受講者を募集している。例年「食とスポーツコース」、「子どもの発達サポートコース」及び「個別履修プログラムコース」を開設しているが、令和 7 年度は実施したが履修者はない（備付-111）。以上、本学は、公開講座、生涯学習事業、

正課授業の開放を地域・社会に向けて多数実施している。

本学は地域・社会との連携として以下の協定等を締結し、各種事業に参加している。「函館市と函館短期大学の相互協力協定書（平成 26 年 8 月 29 日）」（備付-9）により、(1)地域づくりや地域の活性化に関すること、(2)地域の子育て支援、(3)食育に関すること、(4)学校教育における教育支援に関すること、(5)双方の知的・人的資源の交流に関すること、及び(6)双方の主催事業に対する相互協力・支援に関すること等の事項について連携を行っている。平成 28 年度から実施してきた函館マラソンの審判員ボランティア活動について、令和 7 年度は 43 名の学生が参加した。（備付-8）。令和 5 年度より函館市中央図書館と連携して学生サークル活動のボランティアによる「絵本のよみきかせ」を実施している。令和 7 年度は、中央図書館 8 回、湯川図書室 2 回の計 10 回を実施し、学生ボランティアはのべ 73 人が協力した。参加者は、子ども 74 人、大人 72 人、合計のべ 146 人であった

「学校法人野又学園函館短期大学と一般社団法人北海道中小企業家同友会函館支部における包括連携実施覚書（平成 27 年 9 月 18 日）」（備付-9）による連携では、両学科に関係深い分野である“食、保育、介護、観光”等を念頭に置いて、(1)地域産業の振興に関すること、(2)まちづくりや地域の活性化に関すること、(3)地域人材の育成、(4)キャリア教育の推進に関すること、(5)地域ニーズに応じた研究活動に関すること等の推進を図っている（備付-8）。

企業との連携事業としては、弁当開発及び販売、レシピ提供等がある。平成 28 年度から毎年度、地元企業と連携協定にもとづく産学連携事業を実施している（備付-8）。令和 7 年度も令和 8 年 2 月 5 日から 2 月 8 日まで市内店舗で学生が考案した弁当「おおばんブリまい！マシッソヨ～弁当」を限定販売した（備付-8）。食物栄養学科の教養ゼミナール（S・L）の課題解決型授業（PBL）において 2 年次生が地元企業の協力を得て「函館短期大学食物栄養学科の学生が考えた『朝食ラブ』メニュー」の開発を行い、レシピを提供した。

「函館短期大学と函館短期大学付属幼稚園との包括連携協定書（平成 24 年 12 月 18 日）」（備付-9）及び「函館短期大学と函館深堀保育園との包括連携協定書（平成 28 年 3 月 23 日）」（備付-9）に基づき、それぞれ教育・研究面の相互協力体制の構築及び学生の実習教育を通じた実践的理解を深めることに貢献できている。また、幼稚園が開催する発表会・運動会へ参加する等、ボランティア活動は、多岐にわたっている（備付-8）。以上より、本学は、地域・社会の地方公共団体、企業等、教育機関と協定を締結し、密接に連携している。

学生のボランティア活動等による地域・社会への貢献は、一定水準を満たした場合、基礎教育科目である「ボランティア実習Ⅰ」、「ボランティア実習Ⅱ」として単位を認定している。また部活動による地域・社会への貢献も可能な範囲で行っている。（提出-5～8,備付-8）。

その他、公益社団法人北海道栄養士会函館支部の事務局を学内の一室に設置して密接な連携をとり、栄養士会主催イベントへのボランティア活動にも参加している。令和 7 年度の活動は、シニア大学や認知症カフェのアシスタントなど 6 件であった（備付-8）。函館市経済部が主催する「はこだて FOOD フェスタ 2026」（令和 8 年 2 月 21 日開催）では、料理教室アシスタントの協力も行った。その他、学園指定管理児童館まつりへの参加、函館市地域子育て支援イベント「親子ふれあい事業」ボランティアにも参加した（備付-8）。

教職員は、学生のボランティア活動の多くに同行して活動するとともに、地域・社会の各種団体から依頼に対応して、審議会委員や講演会等の講師を引き受けている（備付-8）。また、文部科学省令和 6 年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援【メニュ

ー1：キラリと光る教育力】の選定に伴い、地元企業との連携活動にGX（グリーントランスフォーメーション）の視点を加えた活動も実施した（備付-8）。以上より、本学の学生と教職員は積極的にボランティア活動等に参加して地域・社会に貢献している。

地域・社会への貢献についての取組を点検する機会としては、各研究所及び各種委員会で実施し、包括的な点検は地域連携センターが担っている（提出・規程集 107）。

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題>

本学は、建学の精神に基づき「知・情・意の円満にして高度に発達した人格を有し、人類社会の福祉に貢献しうる職業人を養成する」ため、積極的に地域・社会への貢献活動に取り組んでいる。一方で、短期高等教育課程では、時間的余裕が十分ではない現状がある。種々のボランティア活動の重要性を伝え、適切な学生指導をおこなっていくためには、教員の資質向上と効率的で効果的な取組方法の検討が欠かせない。受け入れ先機関や企業の要望も理解して、学生の成長機会となるような社会貢献活動となるように本学の体制整備と改善が重要であり、過去の実績への丁寧な検証が必要である。以上より、各研究所及び各種委員会で実施している地域・社会への貢献についての取組を包括的に点検するため、地域連携センターを活用した仕組みを成熟させることが課題である。

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の特記事項>

本学園が指定管理する児童館 3 館で毎年開催されるまつりイベントにおいて、保育学科 1 年生を主体とする学生ボランティアが食育実践活動を令和 6 年度より実施している。本取組みは、地元電力会社と連携し、SDGs や再生可能エネルギー等の、GX（グリーントランスフォーメーション）の視点を加えた活動にもなっている。保育学科 1 年生が本学の特長的な選択科目のひとつである「食育の基礎知識」の学びを社会に還元する機会として、地域からの評価も高い活動のひとつである。

[テーマ 基準 I -D 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

3. 函館短期大学学則〔令和 7（2025）年度〕
 20. 学校法人野又学園〔令和 7（2025）年度〕事業報告書
 21. ウェブサイト 「学校法人野又学園事業報告書」 <https://www.nomata.ac.jp/support/>
- 提出資料・規程集
1. 函館短期大学学則
 84. 函館短期大学自己点検・評価委員会規程
 85. 函館短期大学自己点検表 別表
 98. 函館短期大学各種委員会規程
 101. 函館短期大学教育改善（FD・SD）実施委員会内規

- 106. 函館短期大学 IR 委員会内規
- 112. 函館短期大学アドミッション・オフィス内規
- 115. 函館短期大学教学マネジメント会議規程
- 124. 野又学園教育向上推進委員会規程
- 136. 学校法人野又学園所属長会議規程
- 137. 学校法人野又学園自己点検評価実施規程

備付資料

- 11. 函館短期大学自己点検・評価報告書（令和 5（2023）年度）
- 12. 函館短期大学自己点検・評価報告書（令和 6（2024）年度）
- 13. 函館短期大学自己点検・評価報告書（令和 7（2025）年度）
- 14. ウェブサイト 函館短期大学自己点検評価報告書 <https://www.nomata.ac.jp/support/>
- 15. 函館短期大学 事業計画書（令和 5（2023）年度）
- 16. 函館短期大学 事業報告書（令和 5（2023）年度）
- 17. 函館短期大学 事業計画書（令和 6（2024）年度）
- 18. 函館短期大学 事業報告書（令和 6（2024）年度）
- 19. 函館短期大学 事業計画書（令和 7（2025）年度）
- 20. 函館短期大学 事業報告書（令和 7（2025）年度）
- 21. 高等学校等からの意見聴取に関する記録
- 22. 栄養士養成施設自己点検（令和 7（2025）年度）
- 23. 指定保育士養成施設自己点検（令和 7（2025）年度）
- 24. 教育の質保証に関する資料
- 53. 「授業に関するアンケート調査」結果
- 59. 学修ポートフォリオ（令和 7 年度 前期）
- 60. 学修ポートフォリオ（令和 7 年度 後期）
- 61. 食物栄養学科 プロGRESSシート（令和 6 年度入学生）
- 62. 保育学科 プロGRESSシート（令和 6 年度入学生）
- 70. 食物栄養学科 実習評価結果等
- 71. 保育学科 実習評価結果等
- 72. 就職先からの卒業生に対する評価結果
- 88. FD 活動の記録
- 89. SD 活動の記録
- 105. 教学マネジメント会議 議事録
- 118. 自己点検・評価委員会 議事録

[区分 基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I -D-1 の現状>

本学は、平成 12 年に学則第 1 条第 2 項「本学の教育研究活動等の状況について自ら点検

及び評価を行う」旨の項を加え（提出・3, 提出・規程集 1）、自己点検・評価に関する体制を構築し、平成 13 年度から毎年、自己点検・評価作業を行ってきた。平成 16 年度に函館短期大学自己点検・評価規程を制定し（提出・規程集 84～85）、これに従い、函館短期大学自己点検・評価委員会を設置した。同委員会は、学長を委員長とし、事務局長、学科長、教務部長、学生部長、就職支援部長並びに図書館長、その他学長が必要と認めた者で構成している。

教育改善については、函館短期大学各種委員会規程（提出・規程集 98）及び函館短期大学教育改善(FD・SD)実施委員会内規（提出・規程集 101）に従って、本学の教育向上のため教育改善の点検や FD・SD 研修の企画を主な任務とする教育改善(FD・SD)実施委員会（提出・規程集 98）を設置している。

平成 26 年度には、本学内部の調査研究を行う委員会として IR 委員会を設置し、自己点検・評価に必要なデータの収集・分析を行うことを任務とした（提出・規程集 98,106）。

入学者選抜に係る調査・分析については、平成 27 年度第 7 回教授会（平成 27 年 8 月 19 日開催）にて設置された「アドミッション・オフィス」の「多面的・総合的選抜調査研究部門」が担当する（提出・規程集 112）。

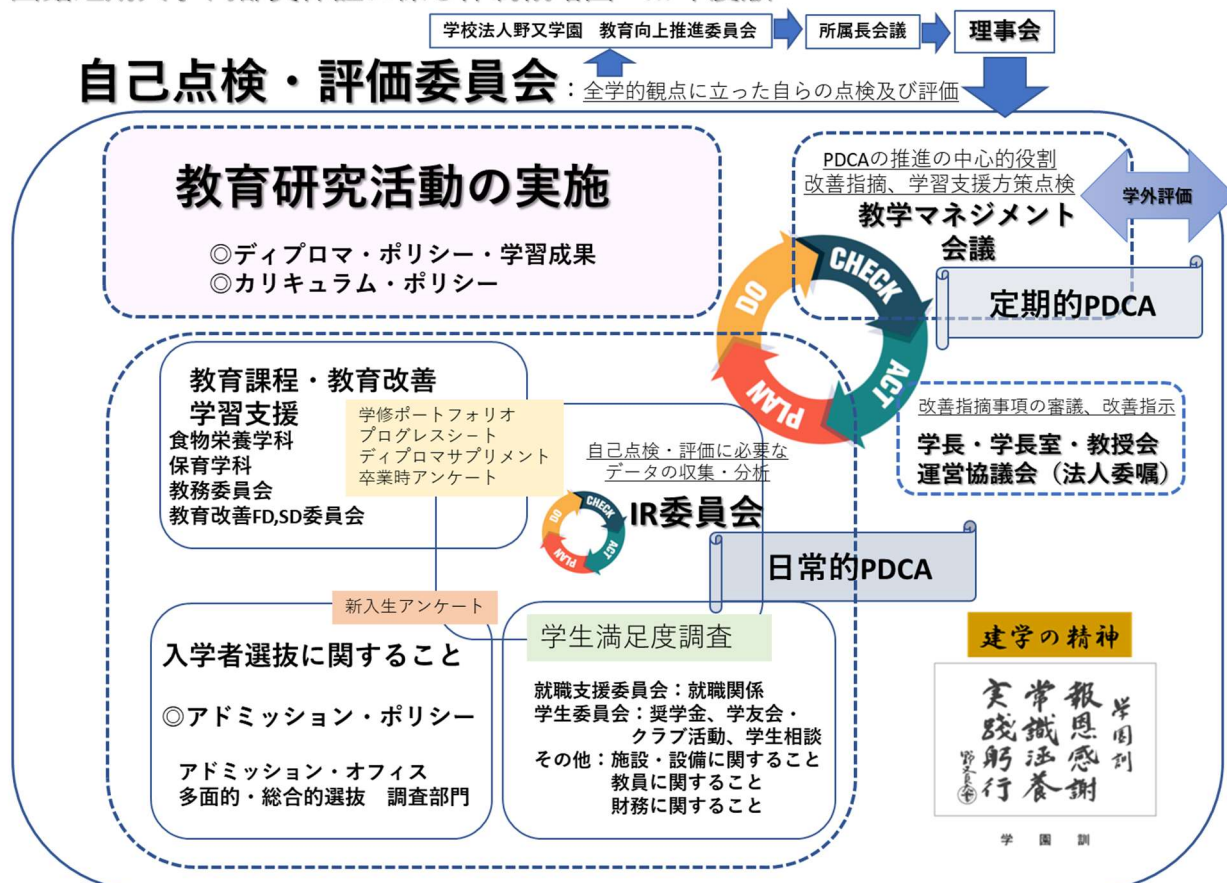
学生の学習成果を査定するための指標「アセスメントプラン」を策定し、これに基づく PDCA サイクルを教学マネジメント会議が適正に機能させている（提出・規程集 115, 備付・24,105）。

本学の内部質保証に係る自己点検・評価のための組織体制概略を下図に示す。日常的な点検については、各委員会等で分担して実施し、データ収集・分析を IR 委員会が担当している。定期的な点検として、PDCA を推進する役割は、教学マネジメント会議であり、全学的な観点での自己点検・評価を毎年度自己点検・評価委員会が取りまとめる。本学で取りまとめた自己点検・評価報告書を本学園の教育向上推進委員会で諮り（提出・規程集 124）、所属長会議（提出・規程集 136）を経たのち理事会にて最終的な承認となる。以上より、本学は、自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

本学園においても、「野又学園教育向上推進委員会規程」（提出・規程集 124）、「学校法人野又学園自己点検評価実施規程」（提出・規程集 137）に基づいて、自己点検・評価の過程を確立し、自主的・自律的な内部質保証の取組を進めている。

「野又学園教育向上推進委員会規程」（提出・規程集 124）に基づき、教育向上推進委員会を常置している。教育向上推進委員会は、理事長及び理事である各学校の所属長が委員となり、責任体制を明確にし、各校の FD、自己点検・評価、認証評価等を推進する役割を担っている。平成 28 年度から業務監査の一貫として理事長及び学園本部事務局長による各学校の授業見学を行っている。「野又学園自己点検評価実施規程」（提出・規程集 137）は、学園が設置する各学校の自己点検評価実施に必要な事項を定めている。第 3 条で「各校には、自己点検・評価委員会を置き、教員及び事務職員で組織するものとする」と定めており、学校ごとに恒常的な自己点検・評価組織を設置することを求めている。

函館短期大学 内部質保証に係る体制概略図 R7年度版



本学では、日常的な自己点検・評価を積極的に実施するために、函館短期大学自己点検・評価規程に自己点検・評価項目を一覧として示しており（提出・規程集 85）、学生の学習成果を査定するための指標としては、「アセスメントプラン」を策定している（備付-24）。日常的な自己点検・評価は、主に「アセスメントプラン」に沿った内容となり、各教職員は、科目レベルにおける自己点検・評価を行い、「授業に関するアンケート調査」や学外実習先等からの評価も受ける（備付-53,70～71）。教育課程レベルでは、各学科や各種委員会が自己点検・評価を行い、資格等の取得率や外部のアセスメント試験結果などの客観的評価も受ける（備付-65）。機関レベルでは、主に各部の部長が短期大学としての自己点検・評価を行い、ステークホルダーからの評価も受ける（備付-24）。さらに令和5年度より、学修者本位の教育を実現するため、学生レベルを追加し、「アセスメントプラン」を改定した（令和5年6月9日開催 第1回教学マネジメント会議、令和5年6月30日開催 第3回教授会）。学生レベルでは、各学生の学修ポートフォリオ（学業成績、授業外学修時間）（備付 59～60）及びプログレスシート（備付 61～62）の結果から、学生の主体的な学びと成長実感に基づく学修成果の達成状況を査定する。各レベルでの自己点検・評価は、学事日程に沿って実施されることから、「アセスメントプランに基づく自己点検・評価サイクル」を作成し（備付-24）、実施時期を確認できるように整備している。

その他、学科レベルでの自己点検・評価として、栄養士養成施設と指定保育士養成施設の自己点検を毎年度実施しており、養成施設として必要な設備、教育課程、学外実習の状況等を詳細に点検・評価している（備付-22～23）。

機関（短期大学）レベル、教育課程（学科）レベル、科目（個々の授業）レベル、学生レ

ベルの4段階の査定結果を取りまとめるため、学長は、部長・館長・センター所長・研究所所長等に対し、毎年度、自己点検・評価報告書の発行について連絡し、日常的な自己点検・評価を促している。以上より、本学は日常的な自己点検・評価を行っている。

本学は、第三者評価の受審に伴って平成17年度の自己点検・評価報告書を公表した。この時点での公表が第1回目となり、毎年度、自己点検・評価報告書を公表している（備付-11～14）。平成26年度の自己点検・評価報告書からは、冊子体の作成を廃止し、学校法人野又学園のホームページでの公開のみとして、定期的に自己点検・評価報告書を公表している。また、本学は毎年度の事業計画に基づいた事業報告書も作成しており（備付-15～20）、学校法人としての事業報告書に本学の事業報告書概況を公表している（提出-20～21）。

本学では、「アセスメントプラン」を策定し、「アセスメントプランに基づく自己点検・評価サイクル」を全教職員に周知している（備付-24）。「アセスメントプラン」は、機関（短期大学）レベル、教育課程（学科）レベル、科目（個々の授業）レベル、学生レベルの4段階とし、科目レベルは、教職員の日々の授業や業務における自己点検・評価活動である。また、教育改善(FD・SD)実施委員会主催のFD・SD研修は、教職員の全員参加を原則としており、各レベルでの自己点検・評価活動を促すように「アセスメントプラン」を踏まえた研修内容を実施している（備付-88～89）。このように、本学の自己点検・評価活動が、とおり一遍の形式的なものにならないように注意し、学生・教職員個人⇒各学科・各委員会・各部⇒教学マネジメント会議⇒自己点検・評価委員会⇒教授会、の順に自己点検・評価を進めており、臨時の雇用者を除く全教職員がいずれかの委員会に所属していることから、全教職員が自己点検・評価活動に関与していると言える。また、学生参画FD研修（備付-88）の際に学生の代表者が点検・評価活動に参加している。

本学は、自己点検・評価活動にあたり、高等学校教員、地方公共団体及び企業の関係者から意見を聴取している。高等学校の関係者としては、学園系列高等学校2校との「高大接続に関する協議会」を年1回以上開催しており、系列校からの進学者に関する本学修学中の評価について意見交換を行い自己点検・評価に反映させている（備付-21,138）。また、学園系列高等学校のうちの1校との間で、学びとやりがいを持って働くことの意義を深める取組としてキャリア・デザインプログラムを実施しており、年度末の実施報告書の内容も自己点検・評価に反映させている（備付-132）。さらに、入試広報活動において、在学生の出身高等学校訪問時には、本学修学中の評価について報告し、聴取した意見を自己点検・評価活動に役立てている（備付-21）。

地方公共団体及び企業の関係者からは、「学力の3要素」を中心に据えた三つの方針に関する点検・評価として意見を聴取し、自己点検・評価活動としている（備付-72）。

本学の自己点検・評価に係る作業は、函館短期大学自己点検・評価規程（提出-規程集84～85）にある自己点検・評価項目について自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成する（備付-118）。教学マネジメント会議は、「アセスメントプラン」に基づいて適正なPDCAサイクルを推進し、各学科や委員会での自己点検・評価を促している（備付-105）。教学マネジメント会議は、必要に応じて改善の指摘を行い、指摘内容を教授会で確認し、学長が改善指示を出すこととなっている。

令和7年6月13日に開催した第1回教学マネジメント会議において、令和6年度の教育改善のための指摘事項をまとめ、令和7年6月27日開催の第4回教授会にて確認し、学長

は同日に各学科、各部長宛てに教育改善指示を出した。指示の内容は、令和 6 年度アセスメントプランによる査定及び事業報告書に基づく教育改善指示及び IR 情報を活用した教育課程の適切性の検証と教育改善についてである。(提出-25,備付-105)。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-D-2 の現状>

本学の学習成果は、建学の精神に基づき「学力の 3 要素」を中心に据えて一体的に策定した三つの方針のディプロマ・ポリシーに記載した 9 項目である。学生の学習成果を査定するための指標となる「アセスメントプラン」には、学生レベル、科目レベル、教育課程レベル、機関レベルの 4 段階でそれぞれの指標を配置している。また、「アセスメントプラン」に配置した指標は、すべて具体的な内容であり、査定の手法そのものである。さらに、学習成果の査定は、学事日程に沿って実施されることから、「アセスメントプランに基づく自己点検・評価サイクル」を作成し(備付-24)、学習成果を査定する時期を明確にしている。以上より、本学は学習成果を焦点とする査定の手法を有していると言える。

「アセスメントプランに基づく自己点検・評価サイクル」には、「アセスメントプラン」に配置した指標、つまり査定の手法毎に PDCA サイクルを明示し、査定の手法を定期的に点検している(備付-24)。令和 4 年 6 月 6 日に開催した第 1 回教学マネジメント会議において、実態との整合性を図るため、「アセスメントプラン」及び「アセスメントプランに基づく自己点検・評価サイクル」の内容を一部修正し、第 3 回教授会(令和 4 年 6 月 27 日開催)にて承認した(備付-24)。令和 5 年 6 月 30 日に開催した教授会にて、学生レベルを追加した改定案を承認した(提出-25)。令和 7 年度は、令和 6 年度と同様に令和 5 年度改定版にて査定を実施した(備付-105)。

教育の向上・充実のためには、教育向上のための教育改善の点検や FD・SD 研修の企画を主な任務とする教育改善(FD・SD)実施委員会、本学内部の調査研究を行う IR 委員会、「アセスメントプラン」に基づく PDCA サイクルを適正に機能させ、推進する教学マネジメント会議が連携し、基準 I-D-1 に示した内部質保証に係る自己点検・評価のための組織体制概略図のとおり、教育の向上・充実のために PDCA サイクルを活用している(備付-24)。

本学は、学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準、教育職員免許法、文部科学大臣告示等を常に確認して、法令遵守に努めている。

大学設置基準等の一部を改正する省令等が令和 4 年 9 月 30 日付けで公布され、10 月 1 日から施行された。これに伴い短期大学設置基準も一部改正され、(1)教育理念・教育課程運営の明確化、(2)教育研究体制の整備(基幹教員制度)、(3)単位制度等の柔軟化、(4)教育課程等に係る特例制度の創設が、主たる内容である。一方で、本学で開設している食物栄養学科と保育学科では、栄養士養成と保育士養成に関係する栄養士法、児童福祉法等に従い、厚生労働省の指導(備付-22~23)にも対応していることから、これらの整合性をとりつつ、教育課程を整備している。また、学校教育法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 50 号)が令和 6 年 6 月 14 日付けで公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行された。専修学校制度の抜本的見直しにより高等教育との関係が強化されたことを踏まえ、本学の教育の

質を再考している。さらに、教育職員免許法施行規則の改正（令和 3 年 5 月）に伴い令和 4 年 4 月から教職課程の自己点検・評価が義務化となり、以降、毎年、教職課程の自己点検・評価報告書作成している（備付-24）。

<テーマ 基準 I -D 内部質保証の課題>

本学は、積極的に教育改善の PDCA サイクルを活用して内部質保証を行うため、「アセスメントプラン」及び「アセスメントプランに基づく自己点検・評価サイクル」を策定してきた。また、本学による学習成果の評価が適切なものであるかについて、データ収集・分析を行う IR 委員会及び改善指摘を行う教学マネジメント会議の役割を明確にして教育改善の PDCA サイクルの点検体制を整えてきた。内部質保証をさらに実効性のあるものにするためには、教職員が主体性と責任感を持って内部質保証に取り組むことが必要となる。内部質保証の課題は、自己点検・評価や認証評価のためではなく、本学の教育によって学生の「学力の 3 要素」を伸ばし、地域・社会からの要請を踏まえた学習成果を獲得させることができる組織となるように教職員自身が、いかに高い意識を持てるかにある。加えて学修者本位の教育実現に向けて、学生自身が内部質保証に深く関わる必要がある。従って、教職員の教育に対する高い意識と向上心を育むことができる環境作りと学生の積極的な参画が課題といえる。

<テーマ 基準 I -D 内部質保証の特記事項>

本学は、積極的に教育改善の PDCA サイクルを活用して内部質保証を行うため、「アセスメントプラン」及び「アセスメントプランに基づく自己点検・評価サイクル」を策定してきた。点検・評価の流れと実施項目を明文化することで、おおよそ 3 年ごとに各部、各委員会の長が交代しても円滑に校務を遂行できる組織体制の構築に役立っている。業務の属人化は「再現性がない」状態を引き起こし、内部質保証に与える影響が大きいことから、これらのリスクを避けるためにも重要であると考えている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

基準 I 建学の精神と教育の効果における自己点検・評価の課題は、地域・社会からの要請への対応と教育の効果を客観的に評価する方法の確立である。

本学の教育目標には、豊かな人間性、確かな専門性、地域・社会への貢献が掲げられている。地域・社会からの要請を、教職員及び学生は、建学の精神に基づいた学園訓 3 か条を体现する機会と捉え、積極的に取り組む必要がある。

第一の行動計画は、自治体、産業界が参加するキャンパス・コンソーシアム函館（函館・高等教育プラットフォーム）の中長期計画に沿って、地域の課題解決や地域に根差した研究

の推進である。アカデミックリンクへの研究発表等により、「学力の3要素」の「知識・技能」以外の学力要素「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（コミュニケーション力・社会人力）」を伸長させることに役立っている。

第二の行動計画である、授業外学習の充実と「知識・技能」に相当する試験成績（fGPA）との相乗効果を期待した、学習意欲の向上、学びの自己達成感及び満足感の調査は、学修ポートフォリオとプログレスシートを継続し、FD研修にてその結果を確認している。

第三の行動計画は、教職員の内部質保証に対する意識改革を目的とした研修を実施し、意識改革を促すチェックシート等の開発と学生の「授業に関するアンケート調査」による評価結果の活用である。「授業に関するアンケート調査」は、継続し、データを蓄積しているが、教職員の内部質保証に対する意識改革として、非常勤講師を含めた授業改善コメント等の提出徹底と内容分析を進めている。

三つの行動計画について、教育改善のPDCAサイクルを活用して、教育の継続的な質の保証を図る。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

内部質保証への取組について、教職員の理解を深めるSD研修を実施し、意識改革と全体像の理解につながる取組を進める。また、地域の課題解決や地域に根差した研究の推進を引き続き行い、学生自身の学習意欲の向上、学びの自己達成感及び満足感の調査を継続して、教育改善を実施する。これにより、学修者本位の教育を実現していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

1. 学生便覧〔令和 7（2025）年度〕
3. 函館短期大学学則〔令和 7（2025）年度〕
5. 食物栄養学科 シラバス〔令和 7（2025）年度〕
6. 保育学科 シラバス〔令和 7（2025）年度〕
7. 食物栄養学科 シラバス電子データ〔令和 7（2025）年度〕
8. 保育学科 シラバス電子データ〔令和 7（2025）年度〕
14. 時間割・授業実施日一覧〔令和 7（2025）年度〕

提出資料-規程集

3. 函館短期大学 2025 年度 授業計画等（シラバス）作成ガイドライン
4. 函館短期大学 履修および成績評価に関する規程
12. 長期履修学生（呼称、「社会人ゆっくり修学生」）規程

備付資料

61. 食物栄養学科 プログレスシート（令和 6 年度入学生）
62. 保育学科 プログレスシート（令和 6 年度入学生）
70. 食物栄養学科 実習評価結果等
71. 保育学科 実習評価結果等
78. 新入生オリエンテーション資料
99. 学校法人野又学園 経営改善計画 2025～2029 年度（令和 7～11 年度）
105. 教学マネジメント会議 議事録
114. 栄養管理委員会 議事録
120. 協会認定栄養士実力試験対策委員会 議事録
123. 教職課程検討委員会 議事録
126. 保育・教育実習委員会 議事録
130. IR 委員会 議事録

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学の単位授与の要件は、「函館短期大学履修及び成績評価に関する規程」第 5 条（単位）、第 8 条（履修）、第 11 条（履修科目の単位修得）において定められている（提出-規程集 4）。さらに卒業認定や学位授与の要件については「函館短期大学学則」第 5 章（履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業）第 18 条（卒業要件）、21 条（学

位授与要件)に定められている(提出・3,提出・規程集 1)。これら単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件については、新入学生対象オリエンテーション及び新 2 年生オリエンテーション内で説明するとともに、各学期定期試験終了後に実施する定期試験結果説明会、登校日に学生に対して適宜周知を行っている(備付・78～79,111)。

単位授与、卒業認定や学位授与については、教務課よりそれぞれ提供される資料をもとに各学科構成員が丁寧且慎重な確認作業を行ったうえで、「函館短期大学履修及び成績評価に関する規程」にのっとり学科会議にて審議を行い、その後教務委員会で審議し、教授会の議を経て学長が承認している(提出・規程集 4)。このように一連の承認作業を経て、単位授与、卒業認定及び学位授与を行っており、これらの運用については適切に点検を実施している。

フルタイム学生は進級判定を設けていないが、長期履修学生(呼称「社会人ゆっくり修学生」)については、所定の単位(31 単位)を修得した翌年度より 2 年次に在籍することと定めており、入学時並びに学生便覧長期履修学生(呼称「社会人ゆっくり修学生」)規程において明記・周知している(提出・規程集 12)。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

平成 30 年度に公表した三つの方針は、「三つの方針策定・運用ガイドライン」に沿って一体的に策定しており、教育課程はディプロマ・ポリシーに対応して編成し、その方針を教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)として明確に示している。令和 7 年 12 月 10 日開催の第 4 回教学マネジメント会議において、学科ごとの検討結果に基づいて令和 8 年度教育課程編成に向けた三つの方針の確認を行い、内容の変更をしないこと決定した。各学科のカリキュラム・ポリシーは基準Ⅰ-B-3 に記載したとおりである。

短期大学設置基準において、教育課程は「学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」、「教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。」とされている。また、「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」となっている。

本学の教育課程は学則別表 1 及び別表 2 の通り、カリキュラム・ポリシーに沿って、栄養士もしくは保育士の職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように配慮して編成している(提出・1,3)。つまり、ディプロマ・ポリシーに掲げた学習成果の獲得を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に各年次に配当して、教育課程を編成していることから、短期大学設置基準にのっとっていると言える。

本学の授業科目は、学生便覧「授業科目一覧」に示すとおり、卒業及び資格取得の必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成している(提出・1,3,5～8)。具体

的には、以下のとおりである。食物栄養学科の教育課程は、基礎教育科目は 30 科目 38 単位（体育実技及び外国語は開設内容のいずれかを選ぶ）、専門教育科目は 58 科目 84 単位の計 88 科目 122 単位を配置している。保育学科は、基礎教育科目は 33 科目 44 単位（体育実技及び外国語は開設内容のいずれかを選ぶ）、専門教育科目は 54 科目 86 単位の計 87 科目 130 単位を配置している。卒業必修科目は、両学科共、11 科目 15 単位である。このように、本学はカリキュラム・ポリシーに沿って、卒業必修科目と選択科目を各学年に適切に配置し、合計 62 単位以上を修得するために十分な科目数と単位数を用意することで、学習成果に対応した授業科目を準備している（提出-1,3）。両学科の授業科目には、ナンバリング科目コードを付し（提出-1）、基礎・総論から各論・応用、発展、集大成の順で取り組めるよう 1、2 年次に授業科目を体系的に配置し、これに沿った時間割編成を行っている（提出-1,14）。

さらに、カリキュラムマップ及びカリキュラム・ツリー（提出-1,備付-78）にて、各学科の教育課程におけるディプロマ・ポリシーの位置づけも明らかにしている。シラバスには、各授業科目の「該当ディプロマ・ポリシー（DP）項目番号」を記載し、日々の授業における学習を積み重ねることで学生自身が学びの成長を意識できるように配慮し、資格取得に必要な学習成果に対応した授業科目の編成となっている（提出-5～8）。

本学では、学科ごとに各期の履修登録上限単位数を設定している。これにより、単位の実質化を図り、授業外学修（学習）時間を確保している。具体的な設定単位数については、学生便覧の「函館短期大学履修及び成績評価単に関する規程 第 10 条（履修登録上限制限）」で規定している（提出-規程集 4）。また、相当の理由が認められる場合には、学生便覧「履修登録単位数制限および履修科目の変更等に関する運用規程」に基づいて登録単位数の特例として上限を超えて履修できるように配慮している（提出-規程集 5）。

成績評価に関する内容は、短期大学設置基準に従い、客観性及び厳格性を確保するために学生に対してあらかじめ学則とシラバスに明示している（提出-3,5～8）。成績評価の方法は、学則第 12 条第 2 項に定められた筆記、口述、論文、実技その他の試験とし、各授業科目担当者が授業科目ごとに定めてシラバスに記載している（提出-3）。また、シラバスには学習成果を獲得させるための到達目標を明記し、それを判断基準とした試験結果を評価することで判定している（提出-5～8）。学習の評価基準に関する詳細は学則第 16 条及び学生便覧「函館短期大学履修及び成績評価単に関する規程 第 12,13 条」に記載している（提出-1,3）。

各学科のシラバスには、授業のテーマ及び到達目標（学習成果）、授業の概要、授業外に行うべき学習（予習・復習、準備学習）、標準学修時間の目安、課題（試験やレポート等）のフィードバック、使用教科書、参考書・参考資料等、授業計画（授業内容）、成績評価方法、成績評価の基準（ルーブリック）を明示している（提出-5～8）。第 57 回 FD（令和 8 年 1 月 9 日（金）実施）において、令和 8 年度入学生用のシラバス作成に関する説明が、シラバス作成ガイドラインにのっとり行われた（提出-規程集 3,備付-88）。令和 8 年度のシラバスの改善点として、両学科専任の担当科目における GX 関連内容の追加と、両学科教職科目のシラバスに男女共同参画学習の関連キーワードの確認と追加を行うこととした（提出-規程集 3,備付-88）。

授業時間数は、シラバスに記載されている単位数と授業回数から理解できるように、学

生便覧に記載している（提出-1,3）。各授業科目における学習成果は到達目標としてシラバスに記載しており、「学力の3要素」として獲得すべき学習成果は、「該当ディプロマ・ポリシー（DP）項目番号」として記載し、巻末にディプロマ・ポリシーならびにカリキュラムマップを掲載している（提出-5～8）。本学では、通信による教育を行っていない。

専任教員の採用は、公募を原則とし、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり「教員の任用および昇格選考基準」及び「教員の任用及び昇格審査に関する内規」（提出・規程集 76～78）を定め、これに従い実施している。担当しようとする科目分野の専門性とそれに関連した業績のあることが審査内容に含まれている。従って、教育課程で配置されている教員は授業科目を担当するに十分な能力を有しており、担当授業科目の分野に関連した研究活動の成果も反映した質の高い授業展開を行っている。また、栄養士及び保育士養成施設の認定を受けていることから、それらの教員資格要件を満たしていることを確認している。同様に教育職員免許課程の認定に係る資格要件についても厳格に確認している（備付-24）。非常勤教員の委嘱に関しても短期大学設置基準の教員の資格にのっとり、教務委員会が科目担当者として必要な教育上の能力を有しているかの教員審査を行っている（備付-111）。教員審査に求める書類は、履歴書、教育研究業績書及び国家資格等の証明書とし、証明書類は原本を確認の上、複写物を保管している。さらに、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないようにできる限りの配慮を行っている（提出・規程集 83）。よって、本学では、専任、非常勤を問わず、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に教員を配置している。

学期毎に学生による「授業に関するアンケート調査」を実施し、IR委員会が集計・分析を行い、その結果は教員にフィードバックされるとともに、FD・SD研修で全教職員に公表している（備付-53,88～89）。担当授業科目に対する学生の評価及び自由意見欄の記載内容等を通して改善すべき点等を「科目担当者による授業科目評価・授業改善コメント」として全担当教員に提出を求め、授業改善に役立てている。「授業に関するアンケート調査」の結果及び「科目担当者による授業科目評価・授業改善コメント」はすべて教務課において学生・教職員が閲覧可能としている（備付-53）。「科目担当者による授業科目評価・授業改善コメント」には、担当授業科目の「該当ディプロマ・ポリシー（DP）項目番号」と授業内容との整合性に関する設問を設け、授業科目における学習成果の獲得状況が適切であったかどうかの検証を行っている。

授業担当者間での意思の疎通、協力・調整は、各学科で作成しているカリキュラムマップ（提出-1）に従い、学科内で適宜図っている。非常勤教員が担当する科目についても学科長及び各学科教務委員が授業内容に関する詳細な打ち合わせを実施している。また、第三者によるシラバス内容点検（提出・規程集 3,備付-111）においても各学科教務委員（第三者）が授業内容を確認することで、内容重複の調整並びに養成施設として教授すべき内容を考慮しながら学科として教員間の意思の疎通を図っている。

教育課程の見直しは、短期大学設置基準に関しては教務委員会、教育職員免許法に関しては教職検討委員会、養成施設基準については、学長及び学科長が中心となり、認可条件（必要開講科目数、単位数、授業時間数、クラスサイズ等）の確認を含め他の資格に関連

する諸条件を満たしていることを毎年度点検し、必要な改善を実施している（提出・規程集 98, 備付-22～24）。その他、学外実習に関わる反省会等において、本学の教育課程に関する意見を求め（備付-70～71, 114, 126）、見直しに役立てている。各体制や役割は毎年、年度始めに行われる SD 研修（令和 7 年 4 月 5 日（金）実施）にて任命され、明確である（備付-101～102）。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

学校法人野又学園の経営ビジョンでは、「生涯学べ」の理念のもと学生も教員も一人ひとりが生涯かけて成長し、十分な専門性と確かな人間性を獲得し、社会に貢献することを掲げている（備付-99）。本学においても、教育課程の中で教養教育と専門教育をバランスよく修得することで、これからの社会で生き抜く力を培い豊かな人間性を涵養することを両学科の教育目標の一つとしている。学生は、教養教育を通して、卒業後に必要となる社会の変化に対応できる考え方や技術を学び、協働することの大切さを身に付けている。主な教養科目として、卒業必修科目の「社会人基礎論Ⅰ」と「社会人基礎論Ⅱ」、「教養ゼミナール（S・L）Ⅰ」と「教養ゼミナール（S・L）Ⅱ」、「情報機器の操作Ⅰ」と「情報機器の操作Ⅱ」、選択科目の「コンピュータリテラシーW、E 及び P」「函館グローバルコミュニケーション」「データサイエンス入門」「コンソーシアム基礎教養Ⅰ～Ⅳ」、「コンソーシアム函館教養Ⅰ～Ⅵ」を設定している。在学中にこれらの科目を通して教養を深めることができるように 1、2 年次に適切に配置し、教養教育の実施体制を確立している（提出-1,3）。

本学では、教養教育に関連した科目を基礎教育科目とし、専門教育については専門教育科目にて履修できるように配置している（提出-1）。シラバス（提出-5～8）及びカリキュラムマップ及びカリキュラム・ツリー（提出-1）に学習成果として獲得できる、「該当ディプロマ・ポリシー（DP）項目番号」を科目毎に示すことで、基礎教育科目（教養教育）と専門教育科目の両方を履修することの意義を入学時及び進級時のオリエンテーションで説明している。これによって、修得できる学習成果が明らかになり、教養教育と専門教育の関連性を理解することができる。例えば、教養ゼミナール（S・L）や社会人基礎論の学習成果が、教育実習や校外実習における学習成果の獲得に繋がることが明確になっている。

教養教育の効果として、「知識・技能」以外の新たな価値を創造する力「思考力・判断力・表現力」及び人生を切り開いていく力「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の形成に繋がるコミュニケーション力・社会力は、本学独自に作成したプログレスシートを用いて測定し、社会の変化に対応できる考え方や協働することの大切さをどの程度身に付けたかを評価している（備付-61～62）。各学科の評価結果を分析することで、短期大学全体で評価項目や可視化の方法について、改善に取り組んでおり、IR 委員会及び教学マネジメント会議を中心とする PDCA サイクル管理体制を機能させている（備付

-24,105,130)。令和4年度より両学科において本学独自のプログラムである「栄養士・保育士のためのICT・数理・データサイエンス・AI教育プログラム」を新たに整備し、文部科学省令和5（2023）年度数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）に認定された。令和7年度は食物栄養学科1名、保育学科1名の計2名が認定された（備付-65）。今後、専門職として必要な教養教育の効果を測定・評価し、改善していくことにしている。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、ディプロマ・ポリシーに掲げた学習成果の獲得を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している（提出-1）。特に、栄養士もしくは保育士の職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように配慮している。教育課程の具体的な方針を示した各学科のカリキュラム・ポリシーには、栄養士もしくは保育士の養成施設として、職業資格を取得するための専門教育と教養教育の実施についても明記し、実施体制は明確である（提出-1）。また、平成30年度には、開設学科に関連する教育職員免許（中学校教諭二種免許（家庭）、栄養教諭二種免許、幼稚園教諭二種免許）の課程認定も受け、教職課程検討委員会を中心に職業教育の実施体制を整備している（備付-123）。

さらに、栄養士もしくは保育士の資格を真に社会で生かすための職業教育として、多くの資格取得の支援を行っている。食物栄養学科では、フードスペシャリスト、健康運動実践指導者、ADI（エアロビックダンスエクササイズ インストラクター）、レクリエーション・インストラクター、マイクロソフト オフィス スペシャリスト（Word, Excel, PowerPoint）、食育指導士®、社会福祉主事任用資格、介護職員初任者研修の8種類、10資格を整備している。保育学科では、レクリエーション・インストラクター、食育指導士®、保健児童ソーシャルワーカー、准学校心理士、マイクロソフト オフィス スペシャリスト（Word, Excel, PowerPoint）、社会福祉主事任用資格、介護職員初任者研修の7種類、9資格を整備している。また、令和4年度より両学科において本学独自のプログラムである「栄養士・保育士のためのICT・数理・データサイエンス・AI教育プログラム」を新たに整備した。いずれも短期大学全体の教育課程編成を考慮し、学生が自主的に選択して効率的に学び、資格取得が可能となるように配慮している。具体的な教育課程の編成については、各学科のカリキュラムマップ及びカリキュラム・ツリーと授業科目一覧にて、その位置づけと開講時期を把握することができる（提出-1, 備付-78）。また、職業への接続を図る教育内容については、カリキュラムマップの位置づけと各授業科目のシラバスに記載した必修区分で詳細を示し、授業科目担当者は職業との関連性について十分理解した上で授業を実施している（提出1）。本学における職業教育の効果をj知るため、資格取得状況及び就職内定率について明らかにしている（備付-65, 82）。栄養士については、全国的な栄養士実力認定試験のランク別人数

及びフードスペシャリスト協会の資格試験合格率等による客観的指標を職業教育内容の改善に役立てている（備付-55,120）。保育士については、保育士試験の内容を一部改変したものを後期定期試験時に実施し、これを客観的指標とみなして職業教育内容の改善に役立てている（備付-55）。また、両学科ともに学外実習の機会があるため、実習受け入れ施設からの評価は重要な指標となる。学外実習前後の施設担当者と本学教員との打ち合わせ内容を職業教育内容の改善に役立てている（備付-70～71,114,126）。

栄養士資格、保育士資格及び教育職員免許については、定期的な監督官庁による調査に対応し、教育内容の改善に役立てている。令和4年度8月に北海道厚生局による栄養士養成施設の指導調査（備付-22）、同年10月に北海道保健福祉部による指定保育士養成施設の指導調査が実施された（備付-23）。平成28年12月には、文部科学省初等中等教育局教職課教員免許企画室免許係等の実地視察があり、平成30年度には教職課程再課程認定申請を行い、平成31年4月1日より新しい教職課程に対応している。保育学科では指定保育士養成課程の改正に伴い、教科目内容の見直し等による学則変更（別表の変更）を行い（平成30年6月7日教授会決定）平成31年度（令和元年度）から現行の教育課程としている。また、監督官庁から発せられる省令の改正による通達等に基づいて、常に最新の教育課程の維持に努めている。

その他、協会等から養成校として認定を受けている資格については、毎年度の更新手続き時に、資格取得者数、必要科目・講義時間及び資格を有する教員の確認等を通してその都度改善に取り組んでいる（備付-24）。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

本学が一体的に作成し、公表している三つの方針（「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受け入れに関する方針」）を学修者本位の教育に向けて、いかに有機的に機能させ、見直しと改善を図り、学生の学習意欲向上に結びつけることができるのが教育課程における最大の課題である。入学時に評価した「学力の3要素」を更に伸長させ、その学習成果を学生個人の学びの成長として可視化し、一定水準を満たす者に学位を授与する一連の流れにおいて、学生が獲得すべき学習成果をより詳細に測定するため、全授業科目の成績評価の基準に「到達目標」と「該当ディプロマ・ポリシー（DP）項目番号」に対する到達度の目安としてルーブリックをシラバスに明記した（提出-5～8）。また、厳格な成績評価を実現するために、成績評価を5段階（秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）、不可（D））とした。今後はDP項目番号ごとの到達度を測定し、その結果に基づいた教育改善を検討していく必要がある。さらに、「地域GX概論」をグリーン教育の集大成に位置づけるために、既存の授業科目にグリーン教育の内容を適切に導入していくことも課題である。

以上より、教育課程における課題は、三つの方針の有機的な機能と改善による学生の学習意欲向上であり、そのために必要なこととして、柔軟な教育プログラムの編成並びに教職員の資質・向上に伴う教養教育及びグリーン教育の充実にある。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

本学が養成している栄養士、保育士、幼稚園教諭等は、地域住民の健康維持・増進及び子育て環境を支える人材である。地域で貢献できる人材を増やすためには、卒業後も本学と共に地域の課題解決に取り組む、質の高い（ブランド）人材育成が欠かせない。そこで、平成30年度第38回教授会（平成31年3月11日開催）の承認を経て、本学独自の認定制度である「はこたん食レク推進員」の認定を平成29年度入学生より開始した（A-5,B-77,88,C-35）。食物栄養学科と保育学科の教育課程において、栄養士もしくは保育士の資格を取得したうえで、両学科で共通して取得可能な資格である食育指導士®（NPO 法人日本食育協会）とレクリエーション・インストラクター（公益財団法人 日本レクリエーション協会）の方の資格を取得し、これらの資格に関連した授業外学習を行っている者を資格審査対象者とした。「はこたん食レク推進員」に認定された者は、正しい食の知識と適切な休息（楽しい時間や空間）等を提案できる人材として、卒業後も本学等と連携をとり、積極的に食とレクリエーション等に関する情報を発信する役割を担う。毎年度、本学のブランド人材である「はこたん食レク推進員」を輩出し、卒業後も継続的な協力関係を構築していくことで、地域で必要とされ続ける短期大学を目指していく。令和7年度は、食物栄養学科1名、保育学科7名の合計8名が認定された。

また、データサイエンスやAI（人口知能）、ICT（情報通信技術）に関する知識や技術を身に付け、未来の職場の様々なデジタル化に柔軟に即応できる近未来型栄養士・保育士を目指すため、令和4年度より両学科において本学独自のプログラムである「栄養士・保育士のためのICT・数理・データサイエンス・AI教育プログラム」を新たに整備した。令和7年度は食物栄養学科1名、保育学科1名の計2名が認定された。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果〕

＜根拠資料＞

提出資料

1. 学生便覧〔令和7（2025）年度〕
3. 函館短期大学学則〔令和7（2025）年度〕
5. 食物栄養学科 シラバス〔令和7（2025）年度〕
6. 保育学科 シラバス〔令和7（2025）年度〕
7. 食物栄養学科 シラバス電子データ〔令和7（2025）年度〕
8. 保育学科 シラバス電子データ〔令和7（2025）年度〕
14. 時間割・授業実施日一覧〔令和7（2025）年度〕

提出資料-規程集

備付資料

53. 「授業に関するアンケート調査」結果
59. 学修ポートフォリオ（令和7年度 前期）

- 60. 学修ポートフォリオ（令和 7 年度 後期）
- 61. 食物栄養学科 プログレスシート（令和 6 年度入学生）
- 62. 保育学科 プログレスシート（令和 6 年度入学生）
- 66. 食物栄養学科 学修時間把握シート・自己達成感アンケート結果
- 67. 保育学科 学修時間把握シート・自己達成感アンケート結果
- 68. 食物栄養学科 卒業時アンケート
- 69. 保育学科 卒業時アンケート
- 72. 就職先からの卒業生に対する評価結果
- 103. 食物栄養学科 学科会議 議事録
- 112. 学生委員会 議事録
- 130. IR 委員会 議事録

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学の学習成果はディプロマ・ポリシーそのものであり、「学力の 3 要素」に基づいて「・・・身に付けている」と「・・・できる」という記述により、何を身に付け、何ができるようになるかを具体的に示している。また、各授業科目のシラバスに学習成果となる到達目標を記載すると共に、「該当ディプロマ・ポリシー（DP）項目番号」を付して科目毎にも学習成果の具体性を持たせている（提出-5～8）。

本学の教育課程は、2 年の在籍期間内に資格取得に必要な単位数を修得することでディプロマ・ポリシー（学習成果）を達成できるように編成している。つまり、両学科の授業科目には、ナンバリング科目コードを付し（提出-1）、基礎・総論から各論・応用、発展、集大成の順で取り組めるよう 1、2 年次に授業科目を体系的に配置し、これに沿った時間割編成を行っている（提出-1,14）。また、シラバス及びカリキュラムマップには、授業科目毎に「該当ディプロマ・ポリシー（DP）項目番号」が示してあり、卒業と資格取得に必要な基礎教育科目及び専門教育科目の位置づけを把握しながら履修することで学習成果をバランス良く 2 年間で獲得可能である。加えて、令和 3 年 2 月 19 日開催の第 37 回教授会にてカリキュラム・ツリーが承認され、令和 3 年度より各学年各期に開講される授業科目とその関連性を明示した。カリキュラム・ツリーは、毎年度見直すこととしており、令和 8 年 2 月 9 日開催の第 35 回教授会にて、令和 8 年度入学生用カリキュラム・ツリーが承認された。

学習成果の測定として、「学力の 3 要素」のうち「知識・技能」については、各授業科目の試験成績（評点）から算出される fGPA（機能的グレード・ポイント・アベレージ）を活用している。fGPA は以下の計算式で算出し、成績順位、学修（学習）の評価、学修（学習）指導及び退学勧告（fGPA=0.4 未満）等にも利用している（fGPA = $\left[\{ (\text{評点} - 55) / 10 \} \times \text{当該科目単位数} \right] / \text{単位数の総和}$ ）。「知識・技能」以外の学力要素である「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については、本学で開発したプログレスシートにより測定している。

このように「学力の 3 要素」の「知識・技能」は、fGPA としての数値、「思考力・判断力・

表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」は、プログレスシートにて集計し、学習成果を測定している（備付-59～62）。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。〕

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

食物栄養学科及び保育学科の全ての授業科目の試験成績（評点）は、学期毎に fGPA との相関関係を調査し、学習成果の獲得状況が適切であるかを評価している。また、これらの結果をもとに、IR 委員会において両学科の学習成果について分析し、学内に公表するとともに、FD・SD 研修で全教職員を対象に分析結果を共有しているため、両学科の教員は各授業科目の学習成果の獲得状況と対応させながら学科の学習成果を適切に把握している（備付-88～89,130）。

教員は、担当授業科目のシラバス（提出-5～8）に記載している到達目標、評価方法及び「該当ディプロマ・ポリシー（DP）項目番号」に沿った成績評価基準に従って、学習成果の獲得状況を評価している。学則第 16 条及び学生便覧「函館短期大学履修および成績評価に関する規程」に明示したとおり、試験成績（評点）は、60 点以上を合格として単位を認定し、これにより当該科目の学習成果を獲得したこととしている（提出-1,3）。

教員は、担当する授業科目について自らの責任で学務システムを通じて試験成績（評点）を教務課に提出するため、担当授業科目の学習成果の獲得状況を把握している。全ての授業科目の試験成績（評点）は、学期毎に fGPA との相関関係を調査し、学習成果の獲得状況が適切であるかを評価している。これらは、学内に公表するとともに、FD・SD 研修で全教職員を対象に分析結果を教員間にて共有することで、学習成果の獲得状況を適切に把握することとしている（備付-88～89,130）。

教員の成績評価の状況についての把握・点検は、IR 委員会において fGPA を用いた授業科目間の成績評価基準の平準化を行い、fGPA と各科目得点における相関関係を示し、各科目における成績評価の状況について把握し、点検している。また、その結果についても FD・SD 研修で全教職員を対象に fGPA と各科目得点における相関関係を示した分布図等の分析結果を共有しており、教員は成績評価の状況を適切に把握している（備付-88～89,130）。具体的には、fGPA と科目得点の分布図を提示しながら、各学科の科目間における成績評価の差異や各科目の成績評価の特徴を明確化するとともに、成績評価基準（ルーブリック評価）への準拠や到達目標及び評価方法の見直しを行っている（備付-130）。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学習成果は、「学力の 3 要素」に基づいて測定し、学習成果の獲得状況については量的・質的データを用いて、以下のように測定する仕組みを整えている。

「学力の 3 要素」のうち「知識・技能」は、授業科目のシラバスに示された到達目標の達成度を科目担当者が設定した試験にて評価し、試験成績（評点）を付している。試験成績（評点）に基づいた成績評価は、秀・優・良・可のレター・グレードにて表し、その分布を授業科目ごとに調査している（備付-53,130）。調査結果を学内で公表することで成績のインフレ化防止に努め、質的データとなる成績評価の適正化に役立てている。また、試験成績（評点）から算出される fGPA（機能的グレード・ポイント・アベレージ）を量的データとして、fGPA 分布、成績順位、学修（学習）の評価、学修（学習）指導及び退学勧告（fGPA=0.4 未満）等に活用し、学習成果の獲得状況を測定している。単位取得率、学位取得率、栄養士及び保育士資格の取得率、各種資格取得実績の結果を学習成果の量的データとして毎年調査しており、IR 委員会の承認を経て、ホームページに公表している。（備付-24,130）全ての開講科目ではルーブリックによる学習成果の評価を導入している（提出-5～8）。

短大生調査（Tandaiseichosa）の調査項目にある入学後の能力や知識の向上に関する結果、学習成果の獲得状況を把握するために有効な質的データであり、本学と短期大学全体との比較も可能であることから活用している（備付-24）。学生による自己評価としては、令和 7 年 2 月に実施した学習成果発表会にて、質的データとして学生自身の成長実感と満足度に関する自由記述及び量的データとして、理想と現実の自己評価を 5 点満点とした数値評価を実施しており、学科ごとに集計し分析している（備付-66～67）。また、卒業時アンケートでは、卒業時点での「学力の 3 要素」に基づく学習成果の自己評価を調査している。IR 委員会にて集計し、分析結果を SD 研修にて報告している（備付-68～69,130）。

学生による「授業に関するアンケート調査」では、質問 10 項目について 5 段階評価を行い、学期毎に量的データとして授業科目ごとに分析している。その結果は、各授業科目担当者にフィードバックするとともに、学生及び教職員が閲覧できるよう開示している（備付-53）。

卒業生の就職先企業等へは、主に聞き取り調査等を実施し、学習成果の質的データとして各学科内で共有し教育内容の改善に役立てている（備付-72）。令和 7 年度のインターンシップは、食物栄養学科で 10 名の学生が市内のスポーツクラブや食品製造・販売に係る企業で実施した（備付-103）。留学への参加はない。また、大学編入率、在籍率、卒業率、就職率も随時調査し、これらの量的データは学習成果の獲得状況の把握並びに受験生確保等の方針決定に活用している（備付-112,130）。

令和 7 年度に実施した卒業生の就職先・進路先アンケート調査結果より、主な就職先が求める資質・能力については、「主体的行動力」、「コミュニケーション能力」「協調性」であった。また、企業面談や学外実習巡回の際、教育課程改善の要望とし多く挙げられたものも同様の傾向であり、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な力であった。これら企業からの要望を反映できるように両学科の「学力の 3 要素」に基づいた学習成果（ディプロマ・ポリシー）に応じたプログ्रेसシートを用いて、学習成果の獲得状況を把握し、その結果を集計・分析することで学習成果の点検に活用している（備付-61～64）。

学生個人の学習成果の獲得状況としての質的・量的データは、FD・SD 研修において、「授業に関するアンケート調査」結果にもとづいて解説している。特に質問 10 項目のうち、学生自身に関する 3 項目の結果は、各授業科目における学習成果の獲得状況を各教員が把握することに役立てている（備付-53,88）。合わせて本学の学習成果全体の傾向として

評価するために IR 委員会を中心に分析し、得られた情報を教学マネジメント会議等の検討資料としている（備付-105,130）。これらのうち公表が求められているものは、本学のホームページ上で「短期大学の情報の公表について」として公表している。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。〕

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

学習成果の獲得状況は、学生に対して、学修ポートフォリオ「私の成績（fGPA）と学修記録」（備付-59～60）により学期毎に集積した fGPA を通知し、同時に学生本人が記入した授業外学修（学習）時間を質的データとして集計し、授業外学修（学習）時間の把握と学修（学習）指導に役立てている。また、学期毎に学生の各授業科目の試験成績（評点）と fGPA との相関関係を調査している（備付-88）。

その結果（根拠）をもとに各学期登校日にて説明することで、学生自身が獲得した学習成果を自覚できるよう努めている。また、「知識・技能」以外の学力要素である「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については、本学で開発したプログレスシートを質的・量的データとして学習成果の把握に活用している。入学時及び学期毎に自己評価、S・L 担当教員評価、S・L 担当外教員評価及び個別面談を実施し、これらの評価が客観性のある学習成果となるよう FD 研修等で検討並びに検証を行っている（備付-59～60,88）。

さらに各授業科目における試験の公平性についても評価し、「授業に関するアンケート調査」結果と合わせて学内に公表している（備付-53,88）。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

学内における学習成果の獲得に係る種々の改善を進めているが、学習成果は、単に学生個人の在学中の獲得状況のみではなく、卒業後の社会における評価としても重要である。そのため、卒業生に関する情報収集とその分析並びに教育改善を充実させ、本学はその内容について社会への説明責任を果たしていくことが必要である。また、本学の学習成果の評価を社会で高めるためには、教養教育のさらなる充実が欠かせない。文部科学省令和 6 年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援【メニュー 1：キラリと光る教育力】の選定に伴い、令和 7 年度入学生より「地域 GX 概論」を卒業必修とし、本学独自資格である「はこたん食レク GX 推進員」の認定を開始した。また、令和 8 年度より両学科専任講師の担当科目にグリーン教育関連内容の追加を行う。地域の GX 推進に貢献できる栄養士もしくは保育士を育成するための教育課程の工夫に取り組まなければならない。学生がグリーン教育を含めた幅広く深い教養を身に付けることに意欲をもてるように促すことができるのは、学生生活の様々な場面で接点をもつことになる教職員である。教職員がこの責任を果たすことができるように 教職員自身の資質・能力の向上が課題となる。以上より、教育課程における課題は、三つの方針の有機的な機能と改善による学生の学習意欲向上であり、そのために必要なこととして、本学に対する卒業生及び社会からの評価の積極的な把握、柔

軟な教育プログラムの編成並びに教職員の資質・向上に伴う教養教育の充実にある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

学習時間の伸長に関する取組み

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

提出資料

12. 入学者選抜要項〔令和7(2025)年度入学者用〕

13. 入学者選抜要項〔令和8(2026)年度入学者用〕

提出資料-規程集

112. 函館短期大学アドミSSION・オフィス内規

備付資料

75. 入学志願者への情報提供資料

102. 学科長・部長・館長・委員会委員の委嘱

106. アドミSSION・オフィス 議事録

107. アドミSSION・オフィス広報・相談部門 議事録

108. アドミSSION・オフィス出題・採点・評価部門 議事録

109. アドミSSION・オフィス多面的・総合的選

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

本学の入学者選抜の方法は、総合型選抜、特別奨学生学校推薦型選抜、学校推薦型選抜、社会人選抜、一般選抜及び児童養護施設推薦型選抜の6種類である。毎年、アドミSSION・ポリシーに基づき、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」）を踏まえた多面的・総合的評価による入学者選抜を実施するため函館短期大学入学者選抜要項（提出・12～13）を作成している。すべての入学者選抜において、面接もしくは面談を実施し、面接・面談個別評定評価表（備付・106～109）にて評価している。面接・面談個別評定評価表の観点には、大項目として「学力の3要素」を配置し、アドミSSION・ポリシーに対応した選抜を実施している。従って、入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応しているといえる。

函館短期大学入学者選抜要項（提出・12～13）には、6種類の入学者選抜についてそれぞれの選考基準を設定してホームページにその内容を公表し、公正かつ適正な選抜を実施している（備付・75）。令和8年度入学者選抜要項においても、高校での学習成果を多面的・総合的に評価するため、志願者本人が記載する活動報告書（提出・13）を活用している。

また、入学者選抜要項に綴じ込んでいる推薦書の様式もアドミッション・ポリシーに基づき「学力の3要素」を適切に評価できる様式としている（提出-12～13）。以上より、本学は高大接続で求められている、アドミッション・ポリシーに示した学習成果を多様な選抜方法で公正かつ適正に評価した入学者選抜を実施していると言える。

選抜過程の透明性と一貫性を保証し入学者選抜を行うために、函館短期大学アドミッション・オフィス内規を整備している（提出-規程集 112）。すべての選抜活動が本内規に基づいて厳格に実施されている。アドミッション・オフィスは、入学者の選抜方法の改善及び入学者選抜の円滑な実施に資することを目的として平成 27 年 8 月 19 日に設置した。

広報・相談部門、出題・採点・評価部門及び多面的・総合的選抜調査研究部門の3部門を置き（提出-規程集 112）、入学者選抜及び合否判定を適正に実施し、必要な見直し等の改善を適宜行っている（備付-106～109）。また、毎年度入学者選抜要項を見直しており、教育の質の向上と社会のニーズに応じた選抜が行われるよう努めている（備付-106～109）。

入学者選抜の実施に際して、選抜プロセス全体にわたって責任と権限を明確にし、適切な運営を保証するため、函館短期大学アドミッション・オフィス内規に基づいた学長を中心とする明確な責任体制を確立している（提出-規程集 112、備付-106～109）。令和3年度には、函館短期大学アドミッション・オフィス内規を改定し（提出-規程集 112）、入学選抜実施体制の充実・強化のため、全学的な入学者選抜の評価を行う専門的な専任教員として入学者選抜評価責任者を学長が任命し、配置した。令和7年度も専門的な専任職員であるアドミッション・オフィサー及び専門的な専任教員として入学者選抜評価責任者を任命し、適切に入学者選抜を実施した（備付-102）。

〔区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。〕

<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

本学では入学者受入れの方針を「学校案内パンフレット」及び「入学者選抜要項」（学生募集要項）（提出-10～13）に掲載し、明確に示している。選抜区分ごとの募集人員は「入学者選抜要項」に掲載し、明確に示している。募集人員は下記の通りである。

特別奨学生学校推薦型選抜	食物栄養学科・保育学科 各 15 名
学校推薦型選抜	食物栄養学科・保育学科 各 25 名
一般選抜	食物栄養学科・保育学科 若干名
児童養護施設推薦型選抜	食物栄養学科・保育学科 若干名
総合型選抜	食物栄養学科・保育学科 各 若干名
社会人選抜	食物栄養学科・保育学科 各 若干名

「入学者選抜要項」には、授業料、その他入学に必要な経費についても明示している。受験の問い合わせについては、事務局入試広報部の入試広報課事務職員が事務的作業について対応し、事務的に対応できない事項は、アドミッション・オフィサーが他のアドミッション・オフィス部門員と相談しながら、適切に対応できる体制を整えている。

各学科のアドミッション・ポリシーは「学力の3要素」に基づく内容として作成し、入学前

の学習成果の把握・評価が明確であることから、入学希望者に具体的な内容が伝わることは明らかである。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題＞

入学者選抜における最大の課題としては、入学希望者数の減少である。その主な理由は、18 歳人口の減少に加え、修学支援新制度を活用した四年制大学への進学志向の高まりによるものである。地域内外からの受験者確保が必要となるため、地域内では高等学校との連携を深め、受験者の確保に努めている。地域外では、高等学校訪問や SNS とその広告を活用した広域へ向けた広報活動を通じて入学者の確保を目指す必要がある。

また、社会人経験者の受入れが少ないことも課題であり、在学生及びハローワークなどの協力を得て、学び直しの有効性、地域に欠かせない専門的な人材を目指せることを広報し、地元企業や自治体とも連携して社会人の受入れを促進する活動を展開していかなければならない。これらの取組により、域外や多様な背景を持つ学生を確保していくことが課題である

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項＞

本学の令和 7 年度入学者一般選抜では、調査書、志願者本人が記載する入学志願書・活動報告書、面接結果と個別学力検査の「数学」、小論文資料に基づき、合否判定を行っていた。しかし、文部科学省よりグローバル化に対応した英語教育の改善、充実が示され、入学者選抜における英語 4 技能を評価・判定するために、個別学力検査の「英語」を令和 8 年度入学者一般選抜より導入した。個別学力検査については、学長室会議（令和 6 年 10 月 24 日）にて令和 8 年度入学者選抜の一般選抜に試験科目「英語」を追加検討する事が決定し、令和 6 年度第 20 回アドミッション・オフィス出題・採点・評価部門会議（令和 7 年 1 月 22 日開催）において、令和 8 年度入学者一般選抜における試験科目「英語」の追加することが承認された。（備付-108）「英語」の出題範囲及び難易度について、令和 7 年度第 1 回アドミッション・オフィス出題・採点・評価部門会議（令和 7 年 6 月 20 日開催）にて検証し、サンプル問題を準備した。高校訪問にてサンプル問題を高校教員へ周知し反応を得た。一般選抜試験は受験希望者がいなかったため、未実施となった。

〔テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援〕

＜根拠資料＞

提出資料

1. 学生便覧〔令和 7（2025）年度〕
5. 食物栄養学科 シラバス〔令和 7（2025）年度〕
6. 保育学科 シラバス〔令和 7（2025）年度〕
7. 食物栄養学科 シラバス電子データ〔令和 7（2025）年度〕
8. 保育学科 シラバス電子データ〔令和 7（2025）年度〕
9. 年間行事〔令和 7（2025）年度〕

12. 入学者選抜要項〔令和 7（2025）年度入学者用〕
13. 入学者選抜要項〔令和 8（2026）年度入学者用〕
14. 時間割・授業実施日一覧〔令和 7（2025）年度〕
15. 定期試験結果説明会資料〔令和 7（2025）年度〕
16. 履修登録確認表及び説明資料

提出資料-規程集

5. 履修登録単位数制限および履修科目の変更等に関する運用内規
21. 函館短期大学車両通学に関する規約
37. 函館短期大学障害学生の受入れ及び支援に関する基本方針
38. 障害のある学生への配慮および支援のためのガイドライン（2025 版）
39. 学生相談組織（フローチャート）
40. 学生相談報告書
41. 合理的配慮_参考資料
42. いじめ・自殺等防止マニュアル【短大】
43. 函館短期大学 多様な背景を持った学生への配慮および支援に関する基本方針
53. 函館短期大学学友会規約
54. 学友会選挙規程
55. 学友会慶弔規程に関する内規
56. 学友会・大学祭実行委員会細則
57. 学友会部援助予算配分に関する内規
58. 函館短期大学柏苑会（PTA）会則
207. 学校法人野又学園湯川学生会館運営規則
208. 湯川学生会館の利用について

備付資料

56. 成績分布資料
76. 学生満足度調査結果
77. 入学手続者への情報提供資料
78. 新入生オリエンテーション資料

〔区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

入学手続者には、入学式及び新入生オリエンテーションの日程と概要、入学時物品購入諸経費の案内、資格取得・卒業に伴う経費（2 年次に納入）等の案内、教科書購入に関する案内、スクールバスに関する案内について、書面で情報を提供している。また、適切な学生支援を行うため「入学生身上調書／通学方法調査票」及び「健康調査書」の記入と提出を依頼している。さらに、各学科で準備した入学前課題を同封している。遠方からの入学生に対しては、本学園が管理する複数の学生寮や学生住宅等を紹介している。入学までに必要となる授業や学生生活についての情報を提供している（備付-77）。

入学者に対する学習、学生生活のためのオリエンテーションは、新型コロナウイルス感染防

止対策を講じた令和2年度以降、入学式後の2日間で行っている（備付-78）。学習や学生生活の不安を少しでも解消するために、オリエンテーション期間中は、在学生の新生オリエンテーションサポーター及び学科教職員が同席して、新生の質問や疑問に対応している。

学習のためのオリエンテーションは、各学科で行われ、学科長もしくは代表教員が学園訓、教育目標及び三つの方針について解説し、学習成果の獲得に向けて必要となる学習姿勢と学習の動機付けを高める将来像について説明している。また、入学生が取得を希望している資格を個々に把握したうえで、ディプロマ・ポリシーに基づいた卒業後の姿を想像できるように各資格に関する内容を説明し、カリキュラムマップ及びカリキュラム・ツリーにて各授業科目の位置づけを示すことで、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択を提案している。教員はオリエンテーションに同席することを原則としており、適宜設定している履修内容を確認する時間に個々の入学生の質問等に対応し、科目の選択等を助言している（備付-78）。

学習のためのオリエンテーション後半には、入学生自身が授業科目を選択し決定した2年間の履修計画表に記入し、原本を教務課が保管し、複写物を学生が保管している（備付-78）。履修の登録決定は、2度目の授業が実施されるまで猶予しているため、1度目の授業実施後の適切な時期に学務システムでの履修登録を行い、即日に履修登録確認表を配付して学生自身による最終確認を行い、履修の最終決定としている（提出-16）。

学生生活のためのオリエンテーションは、学生部長や関係職員から種々の注意事項、各種の届出や学校利用に関する説明を行っている。また、学生生活の向上発展を図る学生組織である学友会による短大行事並びにクラブ紹介を実施し、「知識・技能」以外の学力要素「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（コミュニケーション力・社会人力）」を身に付ける授業外学習の重要性を伝えている。

新生オリエンテーションの内容は、学生便覧の記載事項に沿って進行している。学生便覧の冊子前半は、「学生生活スタートブック」と称して、高校生と短大生の違い、覚えておきたい用語を紹介し、学習成果の獲得に必要な基本事項を掲載している（提出-1）。また、学生便覧には、建学の精神と学園訓、学則、教育目標と三つの方針、両学科の授業科目一覧、カリキュラムマップ、ナンバリング科目コードを掲載するとともに、授業の履修、試験や資格取得に関する詳細を記載し、毎年度発行している学生便覧一冊で学習支援に関する詳細を網羅できるように工夫している（提出-1）。その他、授業計画及び内容を記載した講義要項（シラバス）の冊子（提出-5～8）を発行し、授業の実施にあたっては、年間の学事日程（提出-9）、前期及び後期の時間割と授業実施日一覧の印刷物（提出-14）を配付している。シラバスは学務システムにも掲載し、いつでも確認できるようにしている。補講日及び定期試験に関する時間割は別途作成し、原則として二週間前に掲示し、学生に周知している（提出-14）。

授業の休講は、学生の不利益が大きいため、非常勤教員を含めて休講の発生を極力抑えるように協力を依頼している（備付-88）。やむを得ない場合は、休講届による事務処理とその対応を教務課で一元的に管理し、休講の掲示とそれに伴う補講実施日の設定・掲示を行い、授業実施に混乱が生じないように細心の注意を払っている。

試験の実施にあたっては、原則として二週間前に試験時間割、定期試験実施要領、授業科目

フィードバックの内容一覧を掲示している（提出-15）。令和 3 年度より、紙資料の配付から学務システムでの情報提供に切り替えて学生に試験時間割と試験実施から成績確定までのスケジュールを配布している。定期試験後には、学生に管理されたウェブにて追再試験対象者を発表し、試験結果説明会を開催している（提出-15）。その際に課題のフィードバック及び休業期間の諸注意や各種手続きについて説明をしている。その他、特別な配慮が必要な学生等、必要に応じて S・L 担当教員が教務課と協力して個別に学習支援を行っている。このように学習成果の獲得に向けて、学習支援に関する資料の配付及び案内を適切に実施している。

履修及び卒業に至る指導については、入学時の「新入生オリエンテーション」、進級時の「新 2 年生オリエンテーション」、学期毎の「定期試験結果に関する説明会」で実施している（提出-15、備付 78～79）。さらに、ホームルームの機能を合わせ持つ S・L 担当教員が、各 10 人程度の学生に対して履修及び卒業に至るきめ細やかな指導を行っている（提出-1）。事務職員の学生に対する履修及び卒業に至る支援は、教務課が、履修管理、免許・資格取得及び卒業認定に係る指導及び手続等を行い（備付-111）、学生課が学籍管理及び修学に関する個人相談・面談に対応し（備付-112）、S・L 担当教員を含めて学生の状況を適切に共有している。

学生の学習上の悩みなどの相談は、S・L 担当教員が相談に対応し、適切な指導助言を行い、必要に応じて学科長と教務部長に報告や相談をする組織体制を基本としている。様々な疾患を抱えた入学生に対しては、学習支援上の必要性から「健康調査書」にその病名等を申告・登録をさせており、個人情報の保護に配慮しながら学習成果獲得の支援を行っている。配慮が必要な学生に対しては、本学で策定している学生相談フローチャートに従って慎重に対応することとしている（提出-規程集 39）。相談窓口となった S・L 担当教員等は、学生相談報告書に相談内容等を時系列で記載し、学生課が取りまとめて文書を保管するとともに、学生部長を中心に分野別相談段階（6 グループ：経済・奨学金相談、心理相談、障がい学生相談、学生生活相談、教務相談、就職・進路相談）として、適切な担当者を決定し対応している。例えば、就学中に精神疾患が疑われ、学習成果の獲得が停滞気味の学生については、臨床心理学等の専門分野の教員、青年期の精神保健に詳しい学内配置の看護師、本学で授業を担当している医師や保健師の協力を得て、対象となる学生の情報をできるだけ多面的に集め、その望ましい対処法を考えて保護者と連絡をとり対応をしている。学習成果の獲得に向けて、学生本人の意思を尊重し、大学と保護者が一緒に課題の解決に向けて検討し、適切な指導助言を行い支援する体制を整備している（提出-規程集 37～43）。

新入生オリエンテーション時に食物栄養学科は、「基礎科学」と「生活数理」、保育学科は初回授業時に「音楽基礎」の履修参考テストを実施している（備付-78）。テスト結果が一定水準に達していない学生は、学習成果の獲得に向けて基礎学力が不足していると判断し、リメディアル科目として位置付けている食物栄養学科基礎教育科目の選択科目「基礎科学」、「生活数理」、保育学科専門教育科目の選択科目「音楽基礎」の履修を強く推奨する指導を行っている。「基礎科学」と「生活数理」は共にテスト結果を踏まえたレベル別クラスで実施し、栄養士必修科目の基礎となる化学と数学の基礎学力を補う内容である。「音楽基礎」は、保育士に必須となる音楽表現の基礎的内容として楽譜の読み書きや和音、発声のしぐみを補習し、学習成果となる音楽表現技術修得以前に挫折してしまわないように配慮している。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮としては、リメディアル科目である「基礎科学」、「生活数理」、「音楽基礎」の履修を免除している。また、学習支援として、保育学科では、「保育者のための音楽Ⅰ」の授業において学生のレベルに応じたレッスンを実施し、より高度な学習を可能としている。その他、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習支援としては、登録単位数の制限を緩和し、上限を超えて登録することを可能としている（提出・規程集 5）さらに、以下の対応を実施して、より高い学習成果の獲得を目指すよう工夫をしている。（1）専門的な文献や書籍等の紹介、（2）種々の研修会及びボランティアの参加、（3）キャンパス・コンソーシアム函館（CCH）の主催する合同発表会（アカデミックリンク）での発表等、（4）特別研究の履修、（5）CCH 主催の単位互換制度の利用。尚、本学は、通信による教育を行っていない。

図書館では司書資格を有する職員が、レファレンス業務等を通じて学生の学習向上のための支援を行っている。毎年 4 月に実施する新入生オリエンテーションでは、図書館利用案内（提出・1,提出・規程集 48）を配付し、図書館内の見学を実施している。

国際的な感覚を養う機会は必要な時代であるため、学生の海外への派遣として両学科の基礎教育科目として「国際交流（海外研修）」科目を履修できるように配慮している。令和 7 年度は、令和 5 年度、6 年度に引き続き研修先を海外（韓国）として実施し、19 名の学生が栄養・保育を学ぶ韓国の協成大学校の学生と交流した。

学習支援方策の点検には、現在、以下の学習成果に関する量的・質的データを主に用いている。量的データは、（1）本学の試験成績（評点）から算出される fGPA（機能的グレード・ポイント・アベレージ）、（2）栄養士実力試験結果、（3）学内で独自に実施している保育士試験結果である。質的データは、（4）レター・グレードによる成績評価結果、（5）プログレスシートの評価結果、（6）授業外学修（学習）時間である。fGPA の分布については、学期毎、年度毎の比較を実施しており、学年毎の差異を把握している（備付・56）。fGPA とプログレスシートの評価結果を組み合わせることで「学力の 3 要素」における学力バランスを検証している（備付・88）。また、fGPA の分布と栄養士実力試験もしくは保育士試験結果との相関関係を分析することで、真の実力について考察している（備付・88,103～104）。さらに、秀・優・良・可のレター・グレードの分布を把握することで学習支援の適切性を評価している。より高い学習成果の獲得には、学習時間の伸長が欠かせないことから、学期毎に申告される授業外学修（学習）時間と fGPA との関係についても分析している（備付・88）。その他、平成 30 年度より教学マネジメント会議主催の学生参画 FD 研修会を開催し（備付・88）、毎年 1 回開催することで本学が取り組んでいる学習支援方策について、学生からの意見聴取による点検に役立てている。また、ティーチング・アシスタント（TA）規程（提出・規程集 34）に基づいて、教育研究活動のサポート業務を行う TA を委嘱している。以上より、本学の教育改善に積極的に学生の意見を取り入れる体制を整えた。

本学は、学習支援方策を適切に点検できる指標を探索するため、データ収集と分析、意見聴取を繰り返しているのが現状である。今後、客観性の高い点検指標の確立に向けて、各学科及び IR 委員会等で検討し、FD・SD 研修等で検証を重ね、教職員と学生が共同して、学習支援方策の点検と改善を進める方針である。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

学生生活全般に対する本学の支援は学生部が所管し、教職員の組織を整備している。学長より委嘱された教員の学生部長と、学生課職員が窓口となって学生の対応をしている（備付-102）。学生部長は学生委員会の委員長も兼任しており、所管事項のイ．学生支援（厚生補導）に関すること、ロ．交通指導に関すること、ハ．学生の賞罰に関すること、ニ．その他、学生指導に関すること、について学生部として執行に当たっている（提出-規程集 98）。

学生が主体的に短大行事や部・サークル活動を行うための組織として、学友会を公認し、函館短期大学学友会規約を定めている（提出-1, 提出-規程集 53）。学生部長は学友会副会長を務め、学友会の顧問として委嘱された教員と職員の協力を得て、学生活動の円滑な運営と組織の活性化を支援する体制を整えている（備付-102）。学友会の正会員は学生であり、選挙により選ばれ信任された学生が組織する総務局が中心となって学友会を運営している（提出-規程集 54）。学友会の最高議決機関として学友委員会をおき、学生の代表として各 S・L 代表と各部・サークルの部長が出席する（提出-規程集 54）。学友会主催の諸行事として、秋の大学祭、学生の親睦を図る目的での企画旅行やスポーツ大会が企画され、多くの学生参加のもと学友会顧問と S・L 担当教員の参加により、大きな事故も無く円滑に実施されている（備付-112）。各部・サークルの設立やその活動支援は学友委員会で決定される（提出-規程集 57）。活動資金の一部は PTA 組織である函館短期大学柏苑会の会費を充てており、函館短期大学柏苑会（PTA）会則に従って会計監事の監査を受け、適切に処理されている（提出-規程集 58）。このように、学生が主体的に参画する活動への支援体制は整備され機能している（提出-規程集 53～57）。

学生のキャンパス・アメニティとして、校舎に隣接する広々とした実習園庭に東屋を設置し、中庭にはアルミ製ガーデン用チェア(6 テーブル 14 席)と木製テーブル 2 つ(12 席)、石製ベンチ(6 席)を配置して、暖かい季節には学生の休息の場として利用できるように整備している。中庭とつながるように N 棟 1 階にあるやや広い 39 席の学生ラウンジには、自動販売機や携帯電話等の充電スペースもあり、休憩時あるいは昼休みに多くの学生が利用している。N 棟 2 階ホールには 16 席、3 階ホールに 24 席の椅子とテーブル、自動販売機が設置され、休憩時に学生が利用している。S 棟 3 階にも 14 席の休息用の学生ラウンジがあり、渡り廊下窓際の小空間にはコンピュータを設置したコミュニケーション・ラウンジがある。学内のフィットネスセンターは、授業による使用時間以外は利用が可能であり、職員が常駐している。隣接する函館大学の学生食堂や喫茶も利用が可能であり、簡易郵便局窓口も設置されていることから、学生の利用頻度は高い。校内に売店の設置はないが、近隣にコンビニエンスストアと大型のショッピングセンターがある。その他、校内の各階に給湯器と飲料等の自動販売機を設置すると共に、自動販売機を利用した菓子やパン等の提供も行っている。また、1 階の給湯器スペースには電気ポットと電子レンジ、N 棟 1 階学生ラウンジには電子レンジ、1 階事務室前には電気ポットと温水・冷水対応のウォーターサーバーを設置している。玄関前の空間は駐車スペースとなっており、敷地内にバス停がある。公共交通機関を利用する学生等の待機のため、エントランス内に小型の木製テーブルと椅子を配置して、キャンパス・アメニティに配慮している。

本学の学生は、函館とその近郊の出身者だけでなく、広く北海道各地と東北地方の出身者も多い。親元を離れて学ぶ学生のために、学園として3棟の学生寮を用意し、1棟は女子専用で、2棟は男女共用である（提出・1，提出・規程集 207～208, 備付・77）。いずれもアパート・マンションタイプの居室である。宿舍が必要な学生には積極的に支援を行っており、居室内の設備として机や椅子の他にベッド・冷蔵庫・洗濯機・掃除機等を配備し、古くなった設備等を随時新しくしている。居住費は低く抑え、オートロック機能や定期的な見回りにて、学生の安全に十分な配慮を行っている。

無料通学バスの運行を函館市内に3路線開設し、授業終了時刻に合わせた帰り便も用意して、通学のための便宜を十分に図っている。自家用車で通学する学生には300台ほど収容できる駐車場がある。車両通学には学生課へ「車両通学届」の届出が必要であり（提出・1，提出・規程集 21）、自動車任意保険の加入を確認したうえで許可している。また、駐輪場も設置しており、収容学生数に比して駐車場、駐輪場のスペースは十分に確保されている。

学生への経済的支援のために、学業・成績・人物ともに優れ、経済的事情のために修学困難な学生に対して貸与及び給付される日本学生支援機構奨学金と本学独自の奨学金の制度を設けている。本学独自の奨学金には、「特別奨学生」があり、特別奨学生学校推薦型選抜の選考結果によって返還不要の奨学金の給付を受ける制度である（提出・10～11，提出・規程集 30～33）。令和7年度入学生から特待生制度も設けている（提出・規程集 31）。さらに、本学の栄養士養成課程と保育士養成課程は、専門実践教育訓練として厚生労働大臣の指定を受けて、教育訓練給付金制度の対象となっている。その他「野又学園独自の提携教育ローン制度」、「国の教育ローン」（日本政策金融公庫）も紹介している。

学生の健康管理に関する事項は学生部の所管事項としている。入学時に提出される学生の「健康調査書」について、4月中旬頃までに学科ごとに教職員が一堂に会して、授業や学生生活に健康上の配慮が必要な学生の情報を共有し、適宜対応策を検討する（備付・103～104）。日々の学生生活における体調不良等には、医務室の使用が可能であり、看護師は週2日の勤務にて学生の健康相談に対応している。メンタルヘルスケアやカウンセリングに関しては、その内容が様々であるため、S・L担当教員が最初の相談窓口となり、適切な指導・助言を行う体制をとっているが、深刻な問題を抱える学生に対しては、本学で策定している学生相談フローチャート（分野別相談段階6グループ：経済・奨学金相談、心理相談、障がい学生相談、学生生活相談、教務相談、就職・進路相談）（提出・規程集 39）に従って慎重に対応することとしている。その他、隣接する函館大学の看護師が常駐している医務室、本学の授業を担当している医師・公認心理師・臨床心理士・学校心理士・保健師の協力を得るなど、対象となる学生の情報をできるだけ多面的に集め、その望ましい対処法を考えて保護者と連絡をとり対応をしている。なお、学生の変化を速やかに察知するため、本学では特に、授業の出欠に注意を払っている。教員は、学務システムへ授業回ごとの出欠登録を実施し、連続あるいは複数の欠席がある場合には、教務課へ連絡することを申し合わせている。教務課は、学内グループウェアにて全教職員に欠席に関する情報を連絡し、S・L担当教員と学科長は連携して、本人や保護者に素早く連絡をとり、情報を収集して、学生の心と身体の健康管理に配慮した適切な支援を行っている。これらの情報は、「学生相談報告書」として整理され、関係者で回覧の後、学長に報告がなされている（提出・規程集 40）。

学生生活全般に対する意見や要望は、学生課を中心にその聴取に努め、学生委員会と連携

して対処している。また、S・L 担当教員も積極的に学生の意見や要望の聴取に努め、学科長へ聴取内容を報告し、学科長から学生部長、学生委員会への検討要請や各部署での対応を依頼することになっている。よって、学生の意見や要望は、学生部長を事実上の責任者とする学生委員会で処理し（備付-112）、教授会及び学長に報告している。また、短期大学としての組織的な学生生活全般に関する意見の聴取を、「学生生活満足度調査」としてアンケート方法で実施しており、要望に応じて関連委員会が対応している（備付-76）。アンケート結果を教授会及び学長に報告している。

本学では、留学生の受け入れ実績はない。社会人が学べるように科目等履修生制度（提出-1、提出-規程集 14）、履修証明プログラム制度（提出-規程集 13）及び社会人入学制度（提出-12～13、提出-規程集 12）を整えている。また、国の方針による保育士養成のため函館高等技術専門学院からの委託訓練生の受入れに協力をしており、毎年 5 人前後の支援実績を有している（備付-74）。社会人学生の学習支援として、他大学や他短期大学で取得してきた単位を認定する、既修得単位認定の制度を設けている（提出-1、提出-規程集 11）。委託訓練生については、函館高等技術専門学院との緊密な連携と社会人学生の指導経験が豊富な教員を配置して、きめ細やかな学生生活並びに学習相談に対応する体制を整えている（備付-74）。

障害のある学生への配慮及び支援体制については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」に即して「函館短期大学 障害学生の受入れ及び支援に関する基本方針」を打ち出し、これを受けて「障害のある学生への配慮および支援のためのガイドライン」を作成している（提出-規程集 37～38）。支援体制の充実に向けて、毎年度の FD・SD 研修において支援の具体例として、(1) 障害のある学生全般に共通する配慮 (2) 障害の種別や特性に応じた配慮、等について共通理解を図っている。（備付-89）。

長期履修生制度（「呼称、社会人ゆっくり修学生」）を設けており、在学年数を 3 年以上 6 年以下としている（提出-1、提出-規程集 12）。令和 7 年度は 1 年次 1 名、2 年次 3 名が本制度で在籍している。

学生のボランティア活動等は人間性の涵養に極めて有益である。積極的に評価するために両学科の基礎教育科目に「ボランティア実習Ⅰ」、「ボランティア実習Ⅱ」を設定しており、所定の要件を満たした場合に各 1 単位を認定している（備付-111）。

〔区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。〕

<区分 基準Ⅱ-D-3 の現状>

就職支援のための教職員組織として、就職支援委員会を設置している（提出-規程集 98、備付-113）。同委員会は、学長から委嘱された委員長と教職員で構成されている（備付-102）。学生の就職活動状況を学科ごとに早期かつ正確に把握するため、S・L 担当教員が学生の個別相談に応じ、その情報を各学科の就職支援委員が取りまとめ、就職支援担当職員と共有することで、連携した支援体制を整備している。企業等との面談においては、委員長・副委員長を中心に、卒業生の就職後の状況、企業ニーズ、企業が求める資質・能力などの情報を収集し、本学の教育内容について評価を受ける機会としている。その際、卒業生の学びの軌跡

についても丁寧に説明し、教育成果への理解を得ている。また、卒業生が在籍する就職先に対しては、企業ニーズに関するアンケート調査を実施している（備付-72）。得られた結果は学内で共有し、本学の教育内容や学習成果を客観的に評価する指標として活用し、教育内容の改善に役立てている（備付-89）。

就職支援のため、事務室に隣接した位置にキャリアデザインコーナーを設置し、就職支援専用の情報端末機を3台配置している。また、個別相談に対応するため、隣接する応接室も利用可能とし、学生が相談しやすい環境を整えている。求人情報については、学科ごとに専用掲示板を学生の往来が多い2階廊下の壁面に設置し、常に最新情報を広く周知している。加えて、過年度の企業情報ファイルはキャリアデザインコーナーに整備され、学生が自由に閲覧できるようになっている。キャリアデザインコーナーでは、第2・第4火曜日の午後にハローワーク職員が来校し、相談窓口を開設している。ハローワーク職員による対応は丁寧かつ親身であり、幅広い業種の就職情報、函館近郊以外の求人情報、社会の就職動向を知る機会として非常に有効である。そのため、多くの学生が利用し、ハローワークを通じて内定を得る学生も多い。さらに、就職コンサルティング情報会社による Web キャリアガイダンスや、主要就職先企業の Web インターンシップを活用し、学生が早期から職業イメージを明確にし、キャリア意識を高められるよう工夫している。本学教職員の指導体制としては、学科ごとの就職活動状況を早期かつ正確に把握するため、S・L担当教員が学生の個別相談に応じ、その情報を各学科の就職支援委員が取りまとめ、就職支援課職員と共有して連携を図っている。また、就職や進学に不安を抱える学生へは、学生相談フローチャートを活用し、S・L担当教員と就職支援委員が連携して支援を行う体制を整えている（提出-規程集 39）。本学が開設する食物栄養学科及び保育学科では、国家資格である栄養士または保育士の取得が可能であり、資格取得が就職に直結する特色を有している。これら国家資格に関連する資格取得支援を積極的に行い、学生が希望に沿った職場や幅広い業種へ就職できるよう取り組んでいる。取得可能な資格の詳細については、学生便覧「免許及び資格取得に関する概要」で周知している（提出-1）。

就職試験対策としては、基礎教育科目の卒業必修科目である「社会人基礎論Ⅰ」（1年次後期開講）及び「社会人基礎論Ⅱ」（2年次前期開講）において、学生全体に向けた支援を実施している。個別支援については、教養ゼミナール（S・L）において、S・L担当教員が履歴書の添削や面接練習に対応し、学生の就職準備を丁寧にサポートしている。

さらに、毎年、就職試験の内容等を受験者から個別に聞き取り、情報を継続的に収集しており（備付-113）、希望する学生には参考資料として提供している。令和7年度は、令和5年度及び令和6年度の就職試験内容をまとめ、就職ガイダンス内で資料を活用しながら指導・助言を行った。栄養士の主な就職先となる大手企業については、学生の利益を重視し、授業時間外に企業説明会や就職試験を学内で実施できる体制を企業と協力して整備している（備付-113）。これにより、実施件数も増加傾向にある。また、オンライン形式による企業説明会や就職試験については、空き教室を学生に開放し、参加しやすい環境を整えるなど、環境面での支援も行っている。

就職支援委員会では、年度末に就職内定状況を集計・分析し、教授会で報告している。報告内容は、学科別・職種別の就職者数と就職率、過年度との比較結果などである。また、学生の就職に対する意識の傾向や職種選択の動き、社会情勢の変化についても共有し、新年度

の就職支援活動の改善に活用している（備付-113）。近年、両学科において職種や就業環境のミスマッチによる短期間での離職や、退職時に適切とは言えない対応が見られるケースが増加している。この課題への対策として、令和 7 年度も両学科の教養ゼミナール（S・L）において外部講師を招き、就職後のトラブルに適切に対応するための労働法令等に関する講話を実施した。食物栄養学科では、栄養士会函館支部と連携し、教養ゼミナール（S・L）内で所属管理栄養士を招いた講話を行い、栄養士会の目的や役割、栄養士の職域について理解を深め、栄養士としてのスキルアップを図る取組を進めている。保育学科では、保育実習・施設実習・教育実習（選択により保育実習または施設実習が 2 つとなる）の 4 つの実習を通して職種理解を深めるとともに、教養ゼミナール（S・L）内で、求人票の読み取り方や各園・施設のパンフレットの見方を考える時間を設け、保育者として働く意義の理解を一層促進している。今後もこれらの取組を継続し、卒業生の動向を注視しながら、就職後の課題にも対応できる支援体制を維持・強化していく（備付-113）。

他大学等への編入学や専門学校への進学者数は例年 2 名程度で推移しているが、令和 7 年度は保育学科の 1 名にとどまった。四年制大学への編入学は、より高度な専門性の修得を目指し、管理栄養士受験資格や教育職員一種免許状の取得を目的とするケースが多い。近年、入学時から進学を視野に入れている学生も見られることから、令和元年より「函館短期大学アドミッション・オフィス内規」を改定し、「編入支援室」を設置し、編入学に関する資料を収集している（提出-規程集 112）。進学希望者の把握については、S・L 担当教員が対応することが多く、過去の編入実績や資料提供については、「編入支援室」を中心に個別支援を行っている。

留学に関する相談は寄せられていないが、今後事案が発生した際には、S・L 担当教員を窓口とし、学科長及び就職支援部長と連携して対応を検討する体制を想定している。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題＞

本学の教職員は、学校を取り巻く内的・外的変化に対応し、学習成果と学位授与の適切な連動を地域・社会に証明するための方策を検討し、地域・社会からの良い評価結果を出していくことが学生支援の課題となる。また、評価結果を明確にするために、卒業生から適切なロールモデルを選抜し、その過程を含めて地域に発信していくことにも取り組まなければならない。そのため、学習支援と生活支援を支える教職員は、さらなる資質・能力を向上させ、学生の学習意欲向上と社会における本学の評価を高める活動に取り組まなければならない。

学生支援のキャンパス・アメニティに関しては、学生生活満足度調査のアンケート調査において学内 Wi-Fi 環境の整備を求める声が多く出ていることを受け、令和 6 年度に N 棟 3 階の Wi-Fi 環境を整備し、更に令和 7 年度には学内全域の Wi-Fi 環境の整備を進めることができた。また、同じく学生からの要望が多い、夏の暑さ等に対する空調設備の設置については、令和 6 年度に学生寮をはじめ、図書閲覧室や医務室等に設置し、今後学内全体の状況の改善を進めている。

学生支援の学生相談に関しては、近年学生相談数及び休退学者等も増加している。令和 5 年度入学生の短大全体での修業年限内退学率は 9.3%であったが、令和 6 年度入学生の修業

年限内退学率は、短大全体として 2.9%と減少した。反面、令和 7 年度の休学者は 7 名（休学率 4.3%）となり、令和 6 年度に比べ高い休学率となっている。令和 6 年 4 月から改正障害者差別解消法における合理的配慮が私立大学でも義務となったことを踏まえて、S・L 担任等の教員が学生支援により関わる時間を確保する必要がある。加えて、医務室の充実に向けて、看護師や心理師等の配置日数を増やすことも検討事項である。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

学生支援体制の確立

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

基準Ⅱの教育課程と学生支援についての自己点検・評価の課題は、学生の学習意欲向上、教職員の資質・能力向上、本学に対する社会の評価の把握と検証並びに学習環境整備である。

学習意欲に欠ける学生の日々の学習時間を延ばすことは難しい。しかし、学びの確立には、学習時間の実質的な増加・確保がなければ実現しない。学生が教養を高め、学習意欲を向上させるためには、学生生活の様々な場面で接点をもつことになる教職員が学習成果の獲得の必要性を自ら示すことができるように教職員自身の資質・能力の向上に努めなければならない。その努力が目に見えるようになれば、地域・社会で貢献できる人材養成に繋がり、本学に対する社会の評価が向上すると考える。

従って、学生が学びの成長を実感できるように辛抱強く、丁寧に指導し、工夫を重ねて授業外学修（学習）時間の延長を図ることが要となる。地道な努力が「学修（学習）ポートフォリオ」と「プログレスシート」の結果に反映され、思い描いていた卒業後の進路につながることで、学生自身が達成感と満足感を得て、函館短期大学で学んで良かったことを実感できる。この成功体験が社会での活躍につながり、本学に対する社会の高評価になると考える。

これらを実現させるための第一の行動計画は、現在の授業外学修（学習）時間を次回の認証評価までの間に 1.5～2 倍にすることを目標とする取組である。第二の行動計画は、教職員の資質・能力向上に係る努力を証明する根拠の作成である。第三の行動計画は、本学の学習成果が実際に社会で通用したことのエビデンスを収集するために、卒業後に勤務している企業等の協力を得ながら分析可能な勤務状況のデータを蓄積し、分析することである。以上、三つの行動計画は、PDCA サイクルを機能させながら進めていくこととする。学習環境整備については、随時対応できるように法人本部との調整を図る。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習意欲の向上は、教育課程における学修時間の伸長に表れることから、引き続き学修時間に関する調査を実施する。また、日々の学習を促す取組を検討していく必要がある。教職員の資質向上に関しては人事評価を積極的に活用し、良い取組に関する情報を共有して全

体のレベル引き上げる動力としたい。地域・社会からの評価の把握については、新たな指標を設定する必要がある。本学卒業生が現場でどの程度リーダーシップを発揮しているのかを上司の評価や役職等から数値として表す方法を模索する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

3. 函館短期大学学則〔令和 7（2025） 年度〕

提出資料-規程集

34. 函館短期大学ティーチング・アシスタント（TA）規程
88. 函館短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
89. 公的研究費等の管理・監査に関する内規
90. 公的研究費事務処理手続き内部マニュアル
91. 函館短期大学における研究活動上の不正行為防止に関する内規
92. 函館短期大学実験等倫理委員会規程
93. 人を対象とする研究に関する実験等倫理委員会運営細則
94. 動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則
95. その他の生命倫理・安全対策に対する取り組みが必要な研究に関する実験等倫理委員会運営細則
96. 函館短期大学動物実験等緊急時申し合わせ
97. 地震等災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項

備付資料

83. 専任教員の個人調書〔様式 22〕〔様式 23〕
85. 専任教員の年齢構成表
86. 函館短期大学紀要（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）
88. FD 活動の記録
89. SD 活動の記録
101. 函館短期大学教育改善（FD・SD）実施委員会内規
103. 食物栄養学科 学科会議 議事録
104. 保育学科 学科会議 議事録

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は、食物栄養学科と保育学科を開設し、各学科の教員組織は表Ⅲ-1のとおり編制している。

表Ⅲ-1. 函館短期大学の専任教員（令和7年5月1日現在）

学科名等	専任教員数					設定基準で定める教員数 (イ)	短期大学全体の入学定員に定める専任教員数 (ロ)	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
食物栄養学科	5	0	3	0	8	5		2	4	37	家 政 関 係
保育学科	2	2	3	0	7	6		2	2	24	教育学・保育学関係
小計	7	2	6	0	15	11		4	6		
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 (ロ)							3	1			
合計	7	2	6	0	15	14		5	6	延べ61人	

専任教員数は、短期大学設置基準第22条、別表1のイにおいて、学科の種類に応じて定められ、食物栄養学科（入学定員：50人）は5人、保育学科（入学定員：50人）は6人の計11人である。また、別表1のロの定める全体の入学定員（大学全体の入学定員が150人までで必要とする専任教員数は3名）に応じた専任教員数は3人で、合計14人を置かなければならない。教員数の3割以上を教授とすることから、教授は専門領域で4人、入学定員に応じた枠で1人の計5人が必要である。本学の専任教員数の現況は、食物栄養学科が8人、保育学科は7人で計15人、教授は7人である。以上より、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

食物栄養学科は昭和38年に開設した。専任教員8人のうち4人は博士の学位を、1人は修士の学位をそれぞれ修めている。学士・准学士の3人については、実務家教員及び実務経験を有する教職課程の担当者であり、文部科学省の審査において適格判定を得ている。

保育学科は平成21年4月に開設し、7人の専任教員で構成している。このうち1人は博士の学位を、4人は修士の学位をそれぞれ修めている。学士・専門士の2人については、長年の実務経験を有し、文部科学省の審査において適格判定を得ている。以上、各学科の教員組織において、専任教員は、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、これらの教員情報は、本報告書の「短期大学の情報の公表について」のとおりホームページ等にて公表している（備付-83）。また、栄養士養成施設及び指定保育士養成施設としての教員配置・教員数を満たしている。同時に開設している教育職員養成課程の教員配置・教員数も満たしている。

各学科のカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程編成において、専任教員が担当する授業科目は、必修科目が中心となっている。各学科の専任教員と非常勤教員の人数ならびに必修科目の担当比率を表Ⅲ-2に示した。食物栄養学科の専任教員は、栄養士資格取得の必修科目の68.8%を担当し、保育学科の専任教員は、保育士資格取得の必修科目の83.8%を担当している。従って、専任教員と非常勤教員の配置は適切であり、学生への日常的な教育支援は、望ましい状況にある。

表Ⅲ-2. 各学科における専任教員の必修科目の担当割合

学 科 名	専任教員数	栄養士又は保育士資格取得の必修科目数（分母）と専任教員が分担する科目数（分子）、及びその担当比率	専門教育科目担当の非常勤教員数（必修担当の教員数）	備 考
食物栄養学科	8 人	22/32 科目、68.8%	21 人（11 人）	学科関連資格取得指導のため非常勤教員を多数採用
保 育 学 科	7 人	28/37 科目、75.7%	11 人（7 人）	

非常勤教員の任用については、短期大学設置基準を遵守し、学位、担当科目関連の研究業績あるいは実務経験の有無の確認等を厳正に実施し、その証明書類は原本を確認の上、複写物を保管している（備付-84）。合わせて、新規の任用にあたっては、教務委員会において教育上の能力についての確認を行っている（備付-111）。

食物栄養学科では、栄養士法施行規則並びにカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程編成に沿って、専任の教育助手3人（栄養士1人、管理栄養士2人）を配置している。教育助手は、集団給食実習、調理実習、食品及び化学系実験等の補助を担当している。なお、令和7年度は、専任教育助手のうち栄養士1名が産休のため、栄養士資格をもつ事務職員1名の兼務と調理師資格をもつ臨時職員1名の雇用にて調理実習の補助を担った。さらに栄養士1人を臨時採用して、教育支援を充実している。保育学科においても、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程編成上において欠かせない、実務経験のある助手2人を配置して学生の円滑な学外実習の実施体制を整備している。

本学における教員の採用・昇任については、「函館短期大学教員の任用および昇格選考基準」及び「函館短期大学教員の任用及び昇格審査に関する内規」に基づいて実施している（提出・規程集76～78）。任用は公募を原則とし、応募者の経歴・見識・研究業績・実務経験・特殊技能を中心とした審査である。任用・昇任ともに、学長が指名する教授による審査会を開催し、「函館短期大学教員の任用及び昇格選考基準」第14条（研究上の業績の評価基準）あるいは第15条（昇格の手続き）に基づいて慎重に資格審査を行い、任用及び昇格候補者を理事長に推薦する。理事会を代表して理事長が推薦者と面接を行い、慎重な審査の後にその可否について意思決定がなされる。結果は学長に伝達され、教授会に報告される。

指導補助者は、各学科の教育助手並びに函館短期大学ティーチング・アシスタント（TA）の学生を配置している。教育助手の研修については、函館短期大学SD 研修室内規の対象職員として、SD研修に参加するとともに教育助手に必要な知識及び技能並びにその能力及び資質を向上させること目的とした、指導補助者の研修会をSD研修室の内規の第3条第3項にもとづき実施している（備付-89）。学生TAは、函館短期大学ティーチング・アシスタント（TA）規程（提出・規程集34）に則り、研修会を適切に実施し、教育課程編成・実施の方針に基づいた学生のトレーニングの機会として活用している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動実績は、ウェブサイト及び専任教員の教育研究業績書〔様式23〕（備付-83）に示したとおりである。研究内容は、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程に関連しており、担当授業科目の教授内容の充実に成果をあげている。

専任教員の個々人は、研究論文を所属学会誌等への投稿掲載あるいは本学の「函館短期大学紀要」への投稿掲載を中心に積極的に研究活動の状況を公表している。また、専任教員の個々人の研究業績等は、本学ホームページでその詳細を公開し、平成29年度からResearchmapの積極的な活用を学内合意している。

本学の専任教員は、科学研究費補助金を始めとして外部からの研究等資金調達を活発に行っている（表Ⅲ-3）。

表Ⅲ-3. 外部からの研究等資金の調達状況

（令和5年～令和7年）

1. 栄養士養成施設協会・函館短期大学 令和5年度 調理実習に活かせる！備蓄食材を利用した調理講習会 令和6年度 調理実習に活かせる！家族の食事～離乳食編～ 令和7年度 調理実習に活かせる！家族の食事～幼児食編～
2. 日本フードスペシャリスト協会・函館短期大学 令和5年度 「は・こ・だ・て・たん・だい」発信！食育講座 「発酵」 令和6年度 「は・こ・だ・て・たん・だい」発信！食育講座 「昆布」 令和7年度 「は・こ・だ・て・たん・だい」発信！食育講座 「だし」
3. 科学研究費補助金 梅影 創 「長鎖シークエンシング技術を利用した環状RNAの全長一発同定手法の開発」 挑戦的研究(萌芽) 21K19238 研究期間 2021-07-09－2024-03-31 白府 士孝 「多職種連携による固有感覚の視覚的フィードバックを用いた書字指導プログラムの開発」 基盤研究(C) 25K06434 研究期間 2025-04-01－2030-03-31

研究活動は学校教育法の定める大学の基本的活動として定められており、本学では学則第1条の目的の一つとして掲げられている（提出-3）。専任教員の研究活動に関する規程としては、公的研究費等の管理・監査及び不正使用防止に関する規程を整備している。また、研究活動上の不正行為の防止等、研究倫理に関する規程を整備している（提出-規程集88～91,182～185）。

専任教員個々人は、旅費・図書費・学会費等を含めた個人研究費として、1人当たり20万円の申請をすることができ、理事会で予算案が承認されることで使用が可能となる。個人研究費の申請には申請書と計画書の提出が必要であり、年度末の報告が義務化されている。また、外部からの資金調達が奨励され、科学研究費補助金等の管理に関しては、文部科学省の指導に沿って「函館短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を制定し（提出・規程集88）、また、「公的研究費等の管理・監査に関する内規」を定めており（提出・規程集89）、公的研究費等の管理・監査委員会を新たに設けて遺漏の無いよう注意を払っている。

研究倫理を遵守するための取組として、専任教職員を対象としたSD研修「函館短期大学の教職員を対象とした研究倫理教育」を年1回定期的に実施している（備付・89）。また、研究倫理等に関する規程等も整備している（提出・規程集91～97）。

非常勤教員に対しては、毎年、委嘱状送付時に研究倫理教育に関する資料を同封して研究倫理を遵守するための説明を行っている（備付・89）。学生に対しては、毎年、教養ゼミナール（S・L）の授業時に、種々の説明及び指導と合わせて、全学生に対して研究倫理教育を実施している（備付・78～79,103～104）。

本学では、専任教員の研究成果を発表する機会を確保するため、「函館短期大学紀要」を発行している。年1回以上の発行を目標としており、7～15編の投稿がある。令和6年3月で通巻52号となっている（備付・86）。その他、専任教員は、個々人が所属している学会・研究会等でも活発な発表を行っている（備付83）。

専任教員が研究を行う研究室として、専用個室の研究室（21.5～32.4 m²、26室）を整備している。また、実験系教員の研究活動のために、調理系（40.5 m²）と化学系（84.6 m²）の2つの実験室を整備している。フィットネスセンターは、健康系・体育系教員の研究活動に活用できる施設である。さらに、食物栄養学科には健康生活科学研究所、保育学科には子育て研究所として各1室を整備し、研究に関する打ち合わせ等に使用できる。

専任教員が行う研究の時間確保は、大学の機能を発揮させる上で極めて重要であると認識している。本学では週に半日以上の研究日を確保するよう時間割作成時に配慮し、「函館短期大学専任教員の研究活動日等に関する内規」に基づいた届出書類を提出することで研究時間を保証している（提出・規程集72）。学内・自宅での研究活動を原則とするが、願い出があれば外部研究機関における研究活動も許可している。

専任教員の留学、海外派遣に関する規程は整備していない。国際会議出席については個人研究費の利用を前提とし、その範囲内で「学校法人野又学園旅費規程」により旅費が支給される（提出・187～188）。

本学は、平成22年11月に「函館短期大学教育改善(FD・SD)実施委員会内規」を整備し（提出・規程集101）、全教員はFD・SD研修に参加することが当然なものと理解し、年に2回以上の頻度でFD・SD研修を実施している（備付・88～89）。

主なFD活動として、「授業に関するアンケート調査」の集計・分析結果のフィードバックがある。教員個々人へのフィードバックと学内平均や経年変化に関する情報を共有して意見交換を行うことで、教員は、授業・教育方法の改善に役立てている。

専任教員は複数の委員会に所属し、事務職員も正式委員として出席していることから、関係部署との連携を容易に図ることができる。特に教務課、学生課、就職支援課、図書館等は、

学生の学習成果の獲得向上において中心的な役割を担うことから、FD・SD研修で課題を共有している（備付-88～89,102）。

本学の教育研究上の目的達成をより確かなものとするために、令和3年2月18日の学長室会議において「函館短期大学の求める教員像および教員組織の編制方針」を定めた（提出・規程集83）。本方針は毎年度確認しており、令和7年度は4月4日に実施したSD研修でその内容を確認した。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

事務局の責任者には理事長より任命された事務局長が就任しており、教務部を始めとする各部には職員又は学長より委嘱され教員が部長職に就いている（備付-101～102）。各部の業務等については、「学校法人野又学園事務管理規則」及び「函館短期大学各種委員会規程」に基づき、「学校法人・短期大学の組織図」に示した短期大学の組織図のとおり責任体制は明確である（提出・規程集98,123）。

本学の新規採用の職員は、日本私立大学協会の北海道支部が主催する初任者研修会に参加し、短期大学職員としての心構えを理解すると共に、円滑な窓口業務遂行のための具体的な知識の修得を課している。中堅職員は日本私立短期大学協会が主催する教務・学生・就職支援・図書館運営等の研修会に派遣し、教育関係の法律等の理解と実践的事務処理能力の習得、私学経営の理解、学生支援に心すべき事項等の専門的な職能の獲得を目指し研鑽を促している（備付-89）。従って、事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有しているといえる。令和7年度の研修参加実績は、日本私立学校振興・共済事業団 授業料等減免費交付金に係る業務説明会（7月31日）、日本私立学校振興・共済事業団 私学共済事務担当者研修会（8月4日）、日本私立短期大学協会 入試広報担当者研修会（8月29日Zoom開催）、北海道教育庁教職員局教職員課教育職員免許事務説明会（10月22日Zoom開催）、日本私立短期大学協会 教務担当者研修会（10月24日Zoom開催）、日本私立短期大学協会 北海道支部 入試広報研究協議会（3月26日Zoom開催）の計6件であった。

事務職員が資質や適性に応じて、その能力を発揮できるように「資格取得支援制度」を整えている。「学校法人野又学園 資格取得支援に関する規程」に基づき（提出・指定集178）、1.経営に役立つ資格、2.情報処理に役立つ資格、3.学生・保護者とのコミュニケーションに役立つ資格の3分野について、支援対象の資格を別表に明記し、資格取得者に対して一時金を支給している。また、毎年度、学長や事務局長との定期的な人事評価面談を実施しており、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている（提出・規程集162）。

事務関係諸規程は、組織、事務分掌及び職務権限を明確に定めて円滑なる事務管理を図ることを目的とした「学校法人野又学園事務管理規則」を整備し（提出・規程集123）、その他事務運営に必要な規程を策定し、体系的で適正な業務が遂行できるようにしている。

事務室は、エントランスホール横に配置し、事務職員には一人1台のコンピュータが利用できる環境を整備し、その他の事務機器類並びに空気清浄器、加湿器等を備え、部屋の照明も十分に確保している。また、フィットネスセンター内にも管理事務室を配置している。よ

って、事務部署等に必要となる事務室、情報機器、備品等を整備している。

教授会開催後には教授会資料のPDF版を速報版として学内グループウェアを使用して全教職員に送信し共有を図っている。更に、事務職員朝礼でも必要に応じて、教授会で決定された内容あるいは各学科会議の内容を連絡している。また、事務職員朝礼では、各事務職員の業務予定確認及び連絡等を行い、日常業務の改善と部署間の連携に役立っている。日常的な事務処理で生じた新たに課題の対応はその都度行われ、点検・評価、業務の見直しや事務処理の改善が進められている。よって、日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。学生の成績記録に関する規程は制定していないものの、学校法人野又学園文書管理規程（提出・規程集194）における学内文書として適切に取り扱うとともに、学校法人野又学園個人情報管理規程（提出・規程集125）を遵守して保管・管理している。学務システム上の記録についても同様に適切に保管・管理している。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

学習効果の獲得向上に直接係わる部署として、教務部、学生部、就職支援部、図書館が挙げられる。これらに所属する事務職員は、委員として正式に各委員会に出席しており、部長や館長を務める教員に対して、必要に応じて説明や提案を行える立場にある（備付-102）。また、事務職員は年度当初や年度末に部長や館長と綿密な打合せを行い、本学の事業計画書、事業報告書を作成していることから、学習成果の獲得を向上させるために連携していると言える。専任教員は複数の委員会に所属し、事務職員も出席していることから、関係部署との連携を容易に図ることができる。FD・SD研修においても課題を共有しており（備付-88～89）、教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しているといえる。

教育研究活動等において、各授業は科目担当者がシラバス作成、授業実施、成績評価に至るまで責任をもつことを規程で明文化していないものの学内資料等で共有している。その他の教育研究活動においては、各学科に関する内容は、学科長もしくは教授である教員が把握するとともに、学内の活動においては教務部長及び教務委員会が責任を担っている。学外の活動については、地域連携センターもしくは学長及び事務局長を含む学内決裁を必要とするため、必要な届出を行っている（備付-8、111）。よって、全ての教育研究活動等に係る責任の所在を明確にするための体制を整えている。

〔区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-5 の現状＞

SD活動に関する規程として、本学では、平成22年11月に「函館短期大学教育改善（FD・SD）実施委員会規程」を整備し、適切に実施している（提出・規程集104）。SD研修では「函館短期大学SD研修室内規」を制定し（提出・規程集105）、平成29年度から教職員全員参加

によるSD研修を複数回の実施を継続している（備付-89）。日本私立短期大学協会等による学外SD研修にも、事務職員はできる限り出席し、学内で研修内容を報告することで、職務の充実と教育研究活動の支援に役立てている（備付-89）。

「函館短期大学教育改善（FD・SD）実施委員会規程」に基づき全教員はFD・SD研修に参加することが当然なものと理解し、年に2回以上の頻度でFD・SD研修を実施している（備付-88～89）。主なFD活動として、「授業に関するアンケート調査」の集計・分析結果のフィードバックがある。教員個人へのフィードバックと学内平均や経年変化に関する情報を共有して意見交換を行うことで、教員は、授業・教育方法の改善に役立てている。

指導補助者の研修は、SD研修室の内規の第3条第3項にもとづき実施している（備付-89）。学生TAは、函館短期大学ティーチング・アシスタント（TA）規程（提出・規程集34）に則り、例年、10月上旬に「函館短期大学ティーチング・アシスタント（TA）の手引書（マニュアル）」に基づいて教務部長が説明している（備付-88）。

〔区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-6 の現状＞

学校法人野又学園として、教職員の就業に関する「野又学園就業規則管理規程」並びに関連する規程を整備している（提出・規程集149）。本学では「函館短期大学就業規則」、「短期大学教員に関する特例」等に関する規程等を整備している（提出・規程集70, 78）。

新規採用の教職員に対しては、事務局長が就業に関する説明を行っている。就業に関する諸規程は、教職員に周知するため、学内グループウェアにファイル共有され、教職員は必要に応じて就業に関する諸規程を直接確認することができる。事務局長は、就業規則等に明るく、教職員の相談に対して野又学園規程等を確認して丁寧な説明を行い、かつ、その実施に当たっては、就業者に対して不利益の無いよう正確で誠実な対応を心がけており、教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。

教職員の採用については、就業規則に基づき適切に行っている。教員の採用・昇任については、「函館短期大学教員の任用および昇格選考基準」及び「函館短期大学教員の任用及び昇格審査に関する内規」に基づいて実施している（提出・規程集78～80）。任用は公募を原則とし、応募者の経歴・見識・研究業績・実務経験・特殊技能を中心とした審査である。任用・昇任ともに、学長が指名する教授による審査会を開催し、「函館短期大学教員の任用及び昇格選考基準」第14条（研究上の業績の評価基準）あるいは第15条（昇格の手続き）に基づいて慎重に資格審査を行い、任用及び昇格候補者を理事長に推薦する。理事会を代表して理事長が推薦者と面接を行い、慎重な審査の後にその可否について意思決定がなされる。結果は学長に伝達され、教授会に報告される。任用にあたっては、担当しようとする科目分野の専門性とそれに関連した業績のあることが審査内容に含まれている。従って、教育課程で配置されている教員は授業科目を担当するに十分な能力を有しており、担当授業科目の分野に関連した研究活動の成果も反映した質の高い授業展開を行っている。また、栄養士及び保育士養成施設の認定を受けていることから、それらの教員資格要件を満たしていることを確認している。同様に教育職員免許課程の認定に係る資格要件についても厳格に

確認している（備付-22～23）。非常勤教員の委嘱に関しても短期大学設置基準の教員の資格にのっとり、教務委員会が科目担当者として必要な教育上の能力を有しているかの教員審査を行っている（備付-111）。教員審査に求める書類は、履歴書、教育研究業績書及び国家資格等の証明書とし、証明書類は原本を確認の上、複写物を保管している。

事務職員の昇任については、「学校法人野又学園事務職員等人事評価規程」に基づいた学長と事務局長の推薦を参考として（提出・規程集 162）、法人本部事務局長との綿密な打合せの上で決定される。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

教員組織の編制における年齢構成の偏りと教授陣の高齢化は大きな課題である（備付-85）。教授陣の若返りを図るため、学位を修めた中堅教員の教授職への昇格に努めている。授業の活性化及び学生への適切な対応と学生満足度を考慮し、継続的な対応が必要である。また、教員の産休・育休等による休暇取得に関して、地方都市では専門的な授業科目を担当できる代替の非常勤教員を確保することが非常に難しいことも課題と言える。事務職員についても専任職員の配置が限られるので、個々人の能力向上を支援し、少人数の事務組織をいかに機能させるかが課題となる。事務職員の産休・育休等による休暇取得に関しては、派遣パート職員により業務を補完している。以上より、本学の人的資源の課題は、年齢構成の偏りと少人数の教職員による運営にある。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

なし

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

提出資料-規程集

50. 函館短期大学附属図書館図書廃棄規程及び細則
51. 函館短期大学図書館の図書資料の廃棄処分に関する内規
52. 図書等発注検収管理の流れ
64. 函館短期大学施設設備管理に関する内規
65. 函館短期大学消耗品・貯蔵品管理内規
66. 函館短期大学防火管理規程
67. 函館短期大学危機管理規程
68. 函館短期大学危機管理マニュアル
69. 函館短大防火防災発生時の初動対応マニュアル_学生宿舎

130. 学校法人野又学園情報セキュリティ管理規程
 192. 学校法人野又学園固定資産および物品管理規則
 備付資料

90. 校地、校舎に関する図面
 91. 図書館の概要
 115. 図書委員会 議事録

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地面積は、表Ⅲ-4に示したとおりである（備付-90）。

短期大学設置基準による校地面積は、学生定員上の学生一人当たり10 m²として算定した面積としなければならないため、収容数は240人では2,400 m²を必要とする。本学は、41,679 m²を用意しており規定を充足している。

表Ⅲ-4. 校地等の面積

函館短期大学校地		
函館市高丘町 173-1	4,335 m ²	校舎敷地
函館市高丘町 174-1	3,729 m ²	校舎敷地
函館市高丘町 175-1	3,289 m ²	校舎敷地
函館市鈴蘭ヶ丘 4 他	30,326 m ²	その他
小 計	41,679 m ²	
寄宿舍敷地		
函館市時任町 112-2.3	798 m ²	その他
小 計	798 m ²	
校地等合計	42,477 m ²	

運動場は教育に支障のないよう、原則として校舎と同一ないし隣接地に設けるよう規定されている。本学の運動場は、隣接している函館大学グラウンド（芝）11,846 m²を共用地として準備している。北国のため積雪に配慮し通年用の運動施設として、函館大学と共用の体育館を設置している。

表Ⅲ-5. 校舎の面積

函館短期大学校舎		
函館市高丘町 173-1.174-1	校舎	5,437.72 m ²
函館市高丘町 173-1.174-1	校舎	2,808.81 m ²
小 計		8,246.53 m ²

寄宿舎		
野又学園	時任会館	1,214.19 m ²
小	計	1,214.19 m ²
校舎等合計		9,460.72 m ²

本学の校舎面積は表Ⅲ-5 に示したとおりである。短期大学設置基準の規定により必要とされる面積は、食物栄養学科及び保育学科でそれぞれ 2,350 m²であり、合計 4,700 m²となる。本学の校舎専用合計面積は 8,246.53 m²で規定を満たしている。

保育学科新設の校舎増築時に、障がい者も利用できるよう可能な限りバリアフリーに配慮した。その結果、段差が少なく、各階とも車椅子での移動が可能であり、2階・3階への移動にはエレベーターを利用できる。多目的トイレの整備も行った。本学は、栄養士と保育士ならびに幼稚園教諭養成を主たる目的としているため、重度の障がい者が資格取得のために入学希望を寄せた例はこれまではない。

各学科には、それぞれのカリキュラム・ポリシーに基づいた授業を行うため、以下の講義室、演習室、実験・実習室を設置し、栄養士、保育士等の資格取得に向けて学習成果が獲得できる施設を整えている（備付-90）。

食物栄養学科（栄養士養成を目的として） 講義室 6、演習室 4、研究室 12、調理実習室 1、調理研究室 1、化学系研究室 1、集団給食実習室 1、食品加工実験室 1、化学実験室 1、健康生活科学研究所会議室 1

保育学科（保育士及び幼稚園教諭の養成を目的として） 講義室 4、演習室 4、研究室 14、小児保健実習室 1、造形教室 1、造形準備室 1、音楽室 2、ピアノ個人指導室 1、ピアノ個人練習室 20、楽器庫 1、子育て研究所会議室 1、プレイルーム 1

学科共通：図書館（閲覧室 1、書庫 1、AV ルーム 1、自習室 1、グループ学習室 1）、情報処理実習室 1、講堂 1、食堂 1、被服製作実習室 1、会議室 1、和室 1、ラウンジ 2、更衣室 4

本学では通信教育を実施していない。カリキュラム・ポリシーに基づく授業を行うため、各講義室には液晶プロジェクターや DVD プレーヤー等の機器を整備し、授業で使用する教員用コンピュータは教務課が貸し出している。食物栄養学科及び保育学科が利用する演習室や実験・実習室には、各授業に対応できる機器・備品を備え、栄養士及び保育士の養成施設基準を遵守している。情報処理実習室は 165.9 m²で、55 席にコンピュータを整備し、授業時間外には学生の自主学習のために開放している。

図書館（閲覧室 1、書庫 1、AV ルーム 1、グループ学習室 1、自習室 1）のうち、閲覧室は 128.7 m²、書庫は 123.2 m²で、座席数は 40 席を備えている。収納可能冊数は約 30,000 冊である。また、AV ルーム（27.5 m²、12 席）には、インターネット接続可能なデスクトップコンピュータ 9 台、プリンター 2 台、ビデオデッキ 2 台を整備している。グループ学習室（39.1 m²、14 席）には 6 台のコンピュータとプリンターを備え、学生が自由に利用できる。

自習室（27.5 ㎡）は 12 席を設け、図書閲覧にも使用している。

短期大学設置基準に照らすと、本学の蔵書は約 30,000 冊、学術雑誌 51 種、AV 資料としてビデオテープ 481 巻、DVD451 枚、CD125 枚、カセットテープ 76 巻、その他 CD-ROM を所蔵している。また、OPAC 検索により、函館大学図書館及び学園系列校の蔵書、さらに他大学所蔵図書についても、来館せずにインターネット上で検索できる環境を整えている。

主たる閲覧室には前述のとおり 40 席を設け、AV ルームに隣接する自習室 12 席も図書閲覧用として利用している（備付-91）。購入図書の選定は、毎年度の予算に基づき図書委員会が方針を決定している（備付-115）。図書館予算は刊行物と専門教育関係図書に分類され、各学科に等分配分される。学科ごとにカリキュラム・ポリシーに基づく希望調査を行い、購入図書を決定している。特にシラバスに記載されている教科書及び参考図書は必ず所蔵するよう努め、随時新刊に更新している。図書の発注・検収・管理は、定められたフローチャートに従って実施している（提出-規程集 52）。また、教員・司書の推薦や学生からの要望（館内に要望用紙を設置）についても、委員会の承認を得て購入している。以上のように、図書の購入・選定システムは十分に機能している。

限られた図書館スペースを効率的に活用するため、平成 23 年度に図書廃棄に関する規程を制定し（提出-規程集 50～51）、所定の手続きに基づき、随時または年度末に定期的な蔵書点検を行い、不用図書の廃棄を実施している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

学校法人野又学園として、固定資産及び物品管理規則を整備している（提出-規程集 192）。これに基づく法人の指示により、本学は施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している（提出-規程集65）。特に、施設設備・備品については、「函館短期大学施設設備管理に関する内規」を定め、実際に使用している教職員と密接に連携した維持管理を行っている（提出-規程集64）。

火災・地震対策、防犯対策のための諸規則として、「函館短期大学防火管理規程」、「函館短期大学 危機管理規程」を定めている（提出-規程集66～67）。また、「函館短期大学 危機管理マニュアル」を整備して適正に運用している（提出-規程集68）。

火災・地震対策の点検・訓練については、函館市東部地区消防署の協力を得て、毎年、秋季の火災予防週間に点検ならびに訓練を実施し（提出-9）、訓練後の講評を翌年の訓練に生かしている。また、地震対策として、教育施設の強度試験調査を法人本部の指示により実施し、校舎の強度には問題がないことを平成23年度に確認している。本学校舎等に関する夜間の防犯対策は、民間のセキュリティ会社に依頼している。また、女子学生が多いため、函館中央警察署の協力を得て、学生寮近隣の見回り強化を依頼している。本法人の函館自動車学校の協力を得て、年1回の交通安全講習も行っている（提出-5～8）。

情報セキュリティ対策としては、「学校法人野又学園 情報セキュリティ管理規程」を定め、万全を期している（提出-規程集130）。法人本部に設置する機関サーバのバックアップ強化に努め、次世代ファイアウォールによる不正侵入検知と防御・Webフィルタリング

を実施している。教職員が使用する学内設置のコンピュータは、クライアント運用管理ソフトウェアによるクライアントの状況管理を行っている。

省エネルギー・省資源対策等の地球環境保全に関する取組として、学科新設に伴う校舎の増築部分では、採光に優れた設計依頼を行い、光熱費削減となる省エネルギー対策を計った。また、断熱効果を高める複層窓ガラスを用いて、冬季の保温と暖房経費の節減に努めている。さらに部分的ではあるが、省エネのため自動スイッチ導入による照明点灯と照明のLED化にも取り組んでいる。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

学生の図書館利用を促進するため、カリキュラム・ポリシーに基づいた資格取得に係する専門参考図書を一層充実する必要がある。また、教養教育の重要性からも、教養関連図書の充実も図らなければならない。

学校環境の緑化保全を兼ねて実習園庭を整備しているが、有効活用へ向けての取組も課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

保育学科には、子育て支援及び子育て相談に関する共同研究組織として「子育て研究所」を置き、同研究所の「ひろば部」が中心となって、函館市地域子育て支援センター（子育てサロン）のひとつ「函館短期大学つどいの広場」（以下、つどいの広場）を支援している。校舎 S 棟 1 階にプレイルーム（79.5 m²）を確保して、平日の 9 時 30 分から 15 時まで開放している。令和 7 年度の利用者数は表Ⅲ-6 に通り、前年と同程度であった。

表Ⅲ-6. つどいの広場利用者数

利用年度	総利用者数（人）	保護者（人）	子ども（人）
令和 5 年度	2,689	1,245	1,444
令和 6 年度	3,302	1,505	1,797
令和 7 年度	3,087	1,430	1,657

令和 7 年度は、つどいの広場に本学教員や外部講師等を招き、毎月 1～2 回の講座を開催した。安心して利用してもらうことを目的に感染防止対策は継続し、混雑を避けるように配慮した。授業との連携として、食物栄養学科は、中学校教諭（家庭）の教職必修科目である保育学の観察実習、両学科で教養ゼミナール（S・L）の課題解決型学習に活用している。その他、保育学科学生の夏休み体験学習や学生ボランティアの受入れ、系列校である函館看護専門学校の「地域・在宅看護援助論」において学生の見学及びアンケート調査協力を行い、つどいの広場は、本学の有用な教育資源として機能している。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

5. 食物栄養学科 シラバス〔令和 7（2025）年度〕
6. 保育学科 シラバス〔令和 7（2025）年度〕
7. 食物栄養学科 シラバス電子データ〔令和 7（2025）年度〕
8. 保育学科 シラバス電子データ〔令和 7（2025）年度〕

提出資料-規程集

25. 函館短期大学 ICT 利活用に関する基本方針
98. 函館短期大学各種委員会規程
178. 学校法人野又学園資格取得支援に関する規程

備付資料

92. 学内 LAN の敷設状況
93. 情報処理実習室の配置図
120. 協会認定栄養士実力試験対策委員会 議事録

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づいて、情報処理実習室を利用した情報教育に重点を置いた教養教育を行っている。具体的には、ICT 委員会（提出・規程集 98）は「函館短期大学 ICT 利活用に関する基本方針」（提出・規程集 25）を策定し、ICT を利活用した教育の計画、体制整備及び双方向型授業や自主学習支援などの実施を計画的に整備している。

食物栄養学科、保育学科ともに卒業必修科目である「情報機器の操作Ⅰ」と「情報機器の操作Ⅱ」において情報リテラシーを理解し、文書作成（Word）と表計算（Excel）の技術習得を目指しているため（提出・5～8）、必要なソフトウェアの導入や 5 年ごとのコンピュータ機器入れ替え等、定期的な管理にて情報処理実習室の設備向上・充実に努めている。令和 3 年度に情報処理実習室の 51 台と AV ルームの 9 台の計 60 台を SSD 搭載の最新機種に入れ替え、Microsoft Office などのアプリケーションもストレスなく動作している。

選択科目として「コンピュータリテラシーW」、「コンピュータリテラシーE」、「コンピュータリテラシーP」を開講し、マイクロソフト オフィス スペシャリスト（Word, Excel, PowerPoint）の資格取得に結び付け、さらなる情報技術の向上を目指した学習指導を実施している。これらの指導は実務経験の豊かな外部の非常勤教員に依頼し、魅力ある教育支援を展開している。マイクロソフト オフィス スペシャリスト（Word, Excel, PowerPoint）の資格は、「学校法人野又学園 資格取得支援に関する規程」の対象資格であることから（提出・規程集 178）、教職員への情報技術の向上に関するトレーニングとしても活用している。また、キャンパス・コンソーシアム函館（CCH）主催の単位互換科目として、市内高等教育機関へも提供している。食物栄養学科の学生に対しては、情報処理実習室及び給食実習用の

食堂に設置したコンピュータに導入している栄養価計算ソフトを利用した実務指導も行っている。

学内に導入しているコンピュータは 5 年ごとに機器の入れ替えを実施し、ソフトウェアの更新等も適宜行っていることから、計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。技術的資源の分配については、総務部を中心として教職員間の情報共有を随時実施し、教室間における設置 AV 機器格差が解消している。今後も常に技術的資源の見直しを行い、適切な活用を努めていく。

カリキュラム・ポリシーに基づいて授業や学校運営に活用できるように、全教職員に一人 1 台のコンピュータが利用できる環境を整備している。また、授業用としてノート型コンピュータを 3 台準備し、非常勤教員を含む全教職員が利用できるように教務課にて貸出管理等を行っている。

学生の学習支援のために必要な学内 LAN は、教職員用のコンピュータ、情報処理実習室並びに食物栄養学科で使用する実習用食堂に設置しているコンピュータを対象に整備している。その他、渡り廊下の窓際の小空間（コミュニケーション・ラウンジ）及びキャリアデザインコーナーにはインターネット接続可能なコンピュータを設置している（備付-92）。

ほぼすべての教室に、プロジェクターと AV 機器を整備し、有線でのインターネット接続が可能である。学務システムの導入により、アンケート機能を活用した双方向型の授業の実施も可能となっている（提出-5～8）。その他、可動式の電子黒板や書画カメラも準備しており、教員は新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。また、Microsoft「Forms」を用いて、栄養士実力試験対策としての e-ラーニングを実施している（備付-120）。

コンピュータを使用できる特別教室として、情報処理実習室を整備している（備付-93）。担当教員のために準備室も用意し、情報処理実習室の座席数は 55 席あるため、クラス別授業に十分対応できている。また、保育学科が授業で使用する第 2 音楽室には、ヤマハのミュージックラボラトリーシステムを導入し、先生と学生一人ひとりが、ヘッドフォンとマイクを通して「マン・ツー・マン」でコミュニケーションできるため、集団指導の授業を進めながら、併行して個別指導が可能となっている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

カリキュラム・ポリシーに基づいた学習成果を獲得させるための技術的資源は充実してきているが、今後、e-ラーニングの充実に向けてさらに情報機器・設備の充実と教職員の情報技術の向上並びに技術資源の有効活用が課題となる。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

本学では、大学向けのクラウド型基幹サービスとして教務・学修支援から学生情報管理までを一元化するプラットフォームを導入している。履修登録、時間割、講義情報を自動連携して、学生・教員はポータルやアプリで授業資料、レポート、アンケートを閲覧・提出できるようにしている。また、出席管理にも活用している。また、学費管理システムも導入し、学費徴収業務を中心に、学生・保護者の口座情報、入金・滞納状況を管理している。金融機関からの引落結果データ取り込みによる自動入金照合や請求書・振込依頼書、督促状の出

力・PDF 送信を活用し、滞納者や修学支援金等の管理も行っている。本システムから保護者通知を行い、紙の発送作業・郵送料を削減している。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

10. 学校案内パンフレット〔令和 7（2025）年度入学者用〕
11. 学校案内パンフレット〔令和 8（2026）年度入学者用〕
12. 入学者選抜要項〔令和 7（2025）年度入学者用〕
13. 入学者選抜要項〔令和 8（2026）年度入学者用〕
24. 学校法人野又学園 理事会議事録

提出資料-規程集

140. 学校法人野又学園運営協議会規程
190. 学校法人野又学園経理規程
191. 学校法人野又学園経理規程施行細則

備付資料

77. 入学手続者への情報提供資料
98. 学校法人野又学園中期経営計画 2023～2025 年度（令和 5 年度～令和 7 年度）
99. 学校法人野又学園 経営改善計画 2025～2029 年度（令和 7～11 年度）
137. 函館短期大学運営協議会 議事録

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本学は、計算書類に基づき、以下のとおりに財的資源を把握し、分析している（提出-17～19）。

表Ⅲ-7. 野又学園過去 3 年間の活動区分資金収支の概要

単位：円

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
教育活動資金収支差額	△47,051,493	△ 60,085,642	△ 61,507,000

表Ⅲ-8. 野又学園過去 3 年間の事業活動収支計算書の概要

単位：円又は %

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
学生生徒等納付金	1,039,467,876	940,461,799	896,100,000
教育活動収入計	2,074,518,546	1,964,654,850	1,780,816,000
人件費	1,360,794,536	1,378,168,954	1,338,723,000
教育活動支出計	2,383,860,467	2,357,162,444	2,383,954,000

教育活動収支差額	△309,341,921	△ 392,507,594	△ 603,138,000
経常収支差額	△268,200,787	△ 344,666,364	△ 560,196,000
基本金組入前当年度収支差額	△214,824,814	△345,475,261	△570,951,000
人件費比率（％）	64.3	68.5	73.4％

表Ⅲ-9. 函館短期大学過去3年間の事業活動収支計算書の概要

単位：円又は ％

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学生生徒等納付金	190,356,554	160,113,199	164,316,000
教育活動収入計	349,815,083	303,986,305	296,397,000
人件費	214,431,114	203,079,700	218,150,000
教育活動支出計	393,544,965	371,131,991	435,676,000
教育活動収支差額	△43,729,882	△67,145,686	△139,279,000
経常収支差額	△39,475,423	△63,270,269	△135,553,000
基本金組入前当年度収支差額	△35,568,170	△65,179,298	△137,844,000
人件費比率（％）	60.6	66.0	72.7％

令和4年度から令和6年度までの3年間における野又学園の資金収支は、表Ⅲ-7のとおり教育活動資金収支差額が△61,507,000円と大幅なマイナスとなった。

次に、同期間における野又学園の事業活動収支については、表Ⅲ-8のとおり経常収支差額がマイナスの支出超過の状況である。令和5年度は△268,200,787円、令和6年度は△344,666,364円、令和7年度は△560,196,000円と悪化が止まらない。

また、同期間における函館短期大学の事業活動収支については、表Ⅲ-9のとおり経常収支差額が令和5年度△39,475,423円、令和6年度△63,270,269円、令和7年度△135,553,000円と各年度とも支出超過となっている。

野又学園及び函館短期大学において事業活動収支が支出超過の状況にあるのは、人件費をはじめとする教育活動支出の削減を進めているにも関わらず、入学生数の減少による学生生徒等納付金の減少に追いついていないことによるものである。

表Ⅲ-10. 野又学園及び函館短期大学の教育研究経費比率

単位：％

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学園全体	37.6	38.0	45.3
函館短期大学	40.5	45.1	60.6

教育研究経費比率については、表Ⅲ-10のとおり学園全体及び函館短期大学とも過去3年間において概ね経常収入の30%以上の数字を示しており、適切に支出されている。なお学

園全体及び函館短期大学の比率が上昇しているのは分母となる経常収入が減少したことによるものであり、比率が改善しているということではない。

表Ⅲ-11. 函館短期大学の設備関係支出

単位：円

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
教育研究用機器備品支出	1,540,278	2,387,692	1,806,000
図書支出	458,893	272,490	676,000

教育研究機器備品支出は、表Ⅲ-11 のとおりである。令和 5 年度の支出は、必要な機器についての更新によるものである。令和 6 年度の支出は、グループ学習室、コミュニケーションラウンジ等、計 10 台の PC の更新と N 棟 3 階に Wi-Fi 設備機器を設置したことなどによる。令和 7 年度の支出は、Wi-Fi 設備機器の拡充とネットワーク高速化の設備設置に加え、学園の情報セキュリティ強化のための機器更新による。図書支出は、絵本の充実を図るため、計画的な購入が行われたことに加え教員研究費での図書購入が増加したためである。

函館短期大学では、当初予算編成時に各委員会にて検討された新規購入等が必要な設備関係支出についての資料を提出させたうえで予算を積算しており、その資金配分は適切に行われている。

函館短期大学の会計については、法人本部事務局において処理しており、公認会計士は法人本部事務局にて監査を実施している。公認会計士から監査意見が出された場合は、法人本部事務局経理課を中心に対応しており、その対応は適切である。

寄付金に関しては、ホームページ上に函館短期大学「教育活動支援資金（寄付金）」のお願いを掲載し、一口1,000円で広く個人・企業・法人・団体からの寄付金を募集している（B-71）。なお、文部科学省通知で禁止されている入学に関する寄附金又は学校債の収受、又はこれらの募集若しくは約束については、一切行っていない。

過去5年間の入学者数と定員充足率を表Ⅲ-12に示した。両学科とも18歳人口の減少の対策として入学定員減を図ってきたが、さらに平成31（令和元）年度入学定員各学科30人減を実施した。これにより、収容定員充足率の向上を見込んだが、令和4年度に食物栄養学科の入学定員充足率が100%に達したものの、好況は2年連続しないため、収容定員充足率は、食物栄養学科、保育学科ともなお厳しい状況にある。令和7年度に入学定員を各学科10人減とし、収容定員充足率の向上を見込んだが、収容定員充足率の回復は見込めないのが現状である。

表Ⅲ-12. 各学科の過去 5 年間における入学者数と定員充足率

令和 8 年 5 月 1 日現在

学科等の名称	事 項	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
食物栄養学科	入学定員（人）	60	60	60	50	50
	入学者数（人）	61	55	34	45	32

	入学定員充足率 (%)	101.6	91.7	56.6	90.0	64.0
	収容定員 (人)	120	120	120	110	100
	在籍者数 (人)	104	115	82	80	75
	収容定員充足率 (%)	86.6	95.8	68.3	72.7	75.0
保 育 学 科	入学定員 (人)	60	60	60	50	50
	入学者数 (人)	44	52	35	47	34
	入学定員充足率 (%)	73.3	86.7	58.3	94.0	68.0
	収容定員 (人)	120	120	120	110	100
	在籍者数 (人)	104	96	87	82	82
	収容定員充足率 (%)	86.6	80.0	72.5	74.5	82.0

短期大学の経営には細心の注意を払い、収容定員の充足率の向上を図りつつ相応した財務体質の維持に心がけている。特に、人件費比率を重要指標の一つと考えて（表Ⅲ-8、50%未満が望ましい）人事にあたっているが、令和5年度以降は60%を超える状況である。今後も、学生の満足度を落とすことなく、収容定員の充足率に相応した財務維持を図るため、人件費等の内容精査を行ない更に改善に努める。

財的資源に関連しては、以下のように毎年度適正に管理をしている。

学校法人野又学園中期経営計画2023～2025年度（令和5年度～令和7年度）は令和4年度の理事会（令和5年3月23日）で承認され、学校法人野又学園 経営改善計画2025～2029 年度（令和7～11 年度）は、令和6年度の理事会（令和7年3月27日）で承認され、事業計画と予算案は毎年度作成されている（備付15～20,-98～99）。

年度毎の本学の事業計画ならびに予算案は、12月末を目途に作成するよう法人本部より指示がある。短大事務局長は11月初めに各部署の責任者に連絡を行い、遅くとも12月上旬までに次年度の事業計画と予算案を提出させている。事務局長は1月までの入学志願者・入学許可者・歩留まり等を勘案して、短期大学全体の計画と予算案を再整理し、学長と打合せをした後に法人本部へ提出している。例年12月に開催される函館短期大学運営協議会では、理事長及び法人本部事務局長と次年度の方向性について協議し、法人本部と短期大学の間で予算調整が行われる（備付-137）。

3月下旬に開催される定例理事会では、学園全体の新年度事業計画と予算案が審議され、了承された後に評議員会を開催して、そこでの意見を踏まえて再度理事会が開催されている（提出-24）。5月下旬に開催される定例理事会では、新年度の学生数の確定をうけて学生生徒等納付金の金額を補正する予算が審議され、了承された後に評議員会を開催して、そこでの意見を踏まえて再度理事会を開催している（提出-24）。なお、新年度を迎えた4月から5月までの運営では、経常的経費の支出について、その都度、法人本部の決裁を得て執行している。

理事会が決定した本学の事業計画と予算に関しては、理事長の指示により法人本部事務局・担当課長を経て、速やかに学長と事務局長宛に伝達される。これを受けて短大各部の責任者は事業の計画を執行している。

事務局長は、年度計画に沿った各部局の事業執行を監督し、その執行に伴う支払いに関して適正に執行している。正確には会計については法人本部事務局に集中化をしており、担当職員は証憑を作成し総務部長と事務局長の決裁を受けた後法人本部事務局へ電子的に送達を行っている。予算の流用、変更等については、事前に法人本部の決裁を経ることとしており、稟議決裁を経ない予算の変更は行われていない（提出・規程集190～191）。

日常的な出納業務は、法人本部事務局経理課職員によって円滑に行われており、法人本部事務局長は担当職員が作成した書類を慎重に決裁し、理事長に報告している。

資産及び資金の管理は、法人本部の専権事項であり、理事長はその安全かつ適正な管理を第一として厳重に管理している（提出・規程集193）。法人と本学の財務管理の立場にある担当者は、共に適切な会計処理をしており、内部・外部監査による記録は適切に保存されている（提出・規程集129,142,備付-141～142）。このように、本法人の資産及び資金は安全かつ適正に管理されていると認識している。

本法人の会計システムは、設置する学校と事務を統括する法人本部事務局の間でオンライン化されている。会計システムにおいて、法人本部事務局は各学校の月次試算表をウェブ上で確認することができている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学への志望者は女子が主であり、短期高等教育機関としては比較的需要の高い食物栄養学科と保育学科を開設して教育を行っている。いつの時代も「食」と「子育て」の分野は、社会の大きな関心事であることに変わりはない。従って、二学科の教育内容をさらに充実させ、学生の学習成果の獲得を確実なものとする中で、地域・社会に真に貢献できる人材を養成し続けることが、本学の将来像である。教職員は、将来像とそこに向かう方向性を共有している（備付-88）。

地方都市における女子の高等教育機関として役割を担ってきた本学は、国家資格である

栄養士と保育士を取得できることで高く評価されている。しかし、少子化に伴い女子の四年制大学への進学率が高まるにつれて、短期大学離れは地方で急速に進んでおり、その対策を強化しなければならない。文部科学省 令和 6 年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援【メニュー 1：キラリと光る教育力】に「未来をつなぐ食と保育のグリーン教育推進と経営改善」が選定され、今後 5 年間で GX 推進に貢献できる栄養士、保育士を育成していく。

学校法人野又学園 経営改善計画 2025～2029 年度（令和 7～11 年度）では、日本私立学校振興・共済事業団の示す「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」について、計画最終年度まで「B0」を維持することを目標にしている（備付-99）。

本学は、経営改善計画 2025～2029 年度の策定にあたり、両学科の強み、弱みについて SWOT 分析を行い、今後の対策を全学的視点から検討している（備付-134）。

法人本部との定期的な運営協議の場においても、短期大学の運営に係る学内外の環境変動についての客観的な分析を行い、その対応について協議している（備付-137）。

毎年度の経営実態と財政状況を分析し、中期経営計画（令和 5 年度～令和 7 年度）に沿った年度事業計画を策定している（備付-15～30）。策定・公表している本学の三つのポリシーは、一体的のものとして「学力の 3 要素」に対応した内容としている。学習成果となるディプロマ・ポリシーを達成できる学生確保を行うために、アドミッション・ポリシーを明確に示し、多様な入学者選抜を準備している（提出-10～13）。学び直しを目的とした社会人に対しては、社会人選抜の他に、科目等履修生（提出-規程集 14）、長期履修学生（提出-規程集 12）、履修証明プログラム受講生（提出-規程集 13）を受け入れる体制を整え、対象者の幅を広げる対策を行っている。さらに特別奨学生制度を活用した優秀な学生確保を行い、短期大学の活性化に努めている。令和 5 年度入学者選抜からは、市内児童養護施設出身者を対象とした選抜区分を設定し、多様な背景をもつ学生の受け入れに取り組み、令和 7 年度入学者選抜でも継続している。

学納金については、入学試験要項に明記し（提出-12～13）、入学手続き時に御父母と学生に対して関係資料を送付し理解を求めている（備付-77）。また、新入生オリエンテーション時にも丁寧な説明を行っている（備付-78）。学納金の納入にあたっては、分割納入（年 4 回）を可能とし、何らかの特殊事情による延納に対しては、延納願による手続きにてできる限りの配慮を行っている（提出-規程集 22）。

教員の人事計画は短期大学設置基準を遵守し、理事会において毎年度の人事政策の承認を受け、適切に実施している（提出-24）。任用・昇格については、「学校法人野又学園大学教員等人事評価規程」並びに「函館短期大学教員の任用及び昇格選考基準」に基づいて選考を行っている（提出-規程集 75～76,163）。

職員の人事計画については、法人本部の管理のもと適切に実施されている（提出-24）。昇任については、「学校法人野又学園事務職員等人事評価規程」に基づいた学長と事務局長の推薦を参考として（提出-規程集 162）、法人本部事務局長との綿密な打合せの上で決定される。以上のように、本学の人事計画は適切である。

施設・設備について、小規模な設備に関しては、年度毎に短期大学の事業計画を法人本部に提出し、その承認をもって更新や新設を行っている。

建物等の建設に係わる大規模の施設設備に関する将来計画については、法人本部と短期

大学の関係者で構成する運営協議会の場で、これらの要望に対する意見交換が行われ、(提出・規程集 140, 備付-137)、学長が理事長と協議しながら予算を策定し、実現の運びとなる。本法人は収益事業として函館自動車学校の経営を行っており、その利益の一部が法人の経営する教育機関へ還元が図られている。短期大学としても運転免許を所有していない在学生へ特典の理解を促進し、収益事業に協力している。

教員は科学研究費補助金の申請を始めとした外部資金獲得に取り組んでいる。

遊休資産の処分についても、適正な価格で売却可能と判断がなされた場合、理事会と評議員会での承認のもと実行されている(提出-24,26)。

各学科ともに適切な定員管理が行われている。人件費比率(表Ⅲ-9)は、定員充足率を考慮しながら入学定員の見直し等を実施し、支出削減にも努力している。

野又学園の経営情報は全教職員を対象としたSD研修において、経営情報が詳細に報告され(備付-89)、ホームページ上で公開されている(提出-20~21)。これにより学園関係者は財務等の経営情報を共有できている。

学長は、学科単位の経営情報についてSD研修で報告し、内容は教職員で共有できている(備付-89)。

学生募集は18歳人口の減少が続くことで短期大学経営に直結している。特に、北海道・北東北の地方短期大学では入学志願者が著しい減少傾向にある中で、本学では積極的に全専任教職員がキャンパス見学会及び入試広報活動にも関与しており、各人が経営に参加・協力しなければならないとの認識を強く共有している(備付-102)。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

経営の安定化と良質の教育研究の実施が課題である。経営安定化には入学生の確保が必要であり、その実現には、地域連携による地域での存在感を増すための積極的な展開・工夫が必要となる。受験生が望む教育情報を的確に提供するためには、教育研究の活性化が重要となる。また、入学志願者を増加させるため、現時点における卒業生や在学生の「学生生活に対する高い満足度」を効果的に受験生に伝える方策を検討しなければならない。

財的資源の節約として、消灯の励行と啓発、クールビズ・ウォームビズの導入、空調機器の中央監視による運転時間の短縮等の取組を短期大学全体で行っている。

収支の支出超過については、令和7年9月26日開催の令和7年度第3回理事会にて決定した令和7年度学校法人野又学園人事政策の方針を中心として、経費の削減をさらに進めていく。具体的には、業務の外部委託によるさらなる効率化を図らなければならない。人事方針としては、設置基準等で定められている教員数を基準とし、適切な人員となるように調整する。また、事務職員についても入学定員に合わせて、計画的に配置する。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

基準Ⅲ 教育資源と財的資源における令和 5 年度の自己点検・評価の課題は、少人数の教職員による効率的な学校運営と物的資源の有効活用、入学生の確保による経営の安定化である。

少人数での学校運営においては、各教職員がもつ専門性の幅を広げて、適切な業務分担と情報共有が必要である。特に学事日程を軸とした年間業務の流れを一人ひとりが把握し、期日の明確化とその時々に応じた部署間の適切な協力体制を構築することで、業務の偏りを軽減することができる。併せて、業務内容を精査し、外部委託のより積極的な活用も検討しなければならない。また、教職員自身が専門性の幅を広げる努力を重ねることは、本学の教育資源の新たな価値を見出すことにつながり、有効的な活用を促すことに結び付く。さらに、教職員の視野が広がることで入学生確保に向けた入試広報活動の独自戦略を生みだし、安定的な学校経営を進めたい。

これらを実現させるための行動計画は、学長と事務局長が、学科及び事務局における教職員の業務分担状況を把握し、調整することと、教職員の資格取得並びに研修会参加等を支援することである。この進捗状況については、教職員の人事評価における各自の成長度にて測定が可能である。また、定員の適正規模を常に検討し、入学定員の充足率 100%とする。これらを学長のリーダーシップと PDCA サイクルを機能させながら進めていくこととする。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

地方では慢性的に若手の人材が不足しており、教育に必要な資格及び経歴をもつ 70 歳以上の常勤・非常勤教員に頼らざるをえない現状がある。業務分担状況については、業務内容について、理解してもらうことが必要であるため、引き続き FD・SD 研修を実施し、教職員の理解を深める。令和 7 年度入学生の入学定員充足率は 92.0%であったことから、令和 8 年度募集は停止しない判断となったが、最後の学生募集の可能性が高いため、両学科で入学者数をできる限り確保できるように、各学科に委嘱した入試広報副委員長と入試広報課との連携をさらに強化し、各学科の特性に合った広報活動を展開する。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

<根拠資料>

提出資料

24. 学校法人野又学園 理事会議事録（原本証明付き写し）令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度

提出資料-規程集

1. 函館短期大学学則
75. 函館短期大学教員の任用及び昇格審査に関する内規
84. 函館短期大学自己点検・評価委員会規程
85. 函館短期大学自己点検表 別表
88. 函館短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
89. 公的研究費等の管理・監査に関する内規
90. 公的研究費事務処理手続き内部マニュアル
91. 函館短期大学における研究活動上の不正行為防止に関する内規
121. 学校法人野又学園寄附行為
123. 学校法人野又学園事務管理規則・事務組織図
124. 野又学園教育向上推進委員会規程
125. 学校法人野又学園個人情報管理規程
149. 学校法人野又学園個人情報管理規程

備付資料

96. 理事長の履歴書
98. 学校法人野又学園中期経営計画 2023～2025 年度（令和 5 年度～令和 7 年度）

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

本法人の現理事長（野又 淳司）は、前理事長（野又 肇）の後任として平成 27 年 4 月に新しく就任した（備付・96）。

前理事長は学園創立者の後継者として建学の精神の研究と今日的具現化に積極的に取り組んできた。平成 17 年度を開始年度として、法人が設置する全ての学校に自己点検・評価制度を導入し、建学の精神と教育理念の具現化について、点検・評価を行い、理事会の承認を得ることとした。これを定着させるため「野又学園教育向上推進委員会規程」を定めて（提出・規程集 124）、理事会の決定により平成 16 年 9 月 25 日から施行している。規程に従い、現理事長は、18 歳人口の減少期にあつて、野又学園の建学の精神及び教育理念、教育目標・目的を理解し、中期経営計画（令和 5 年度～令和 7 年度）を策定して、野又学園の発展に強

力なリーダーシップを発揮し（備付-98）、学校法人の発展に寄与できる者である。

理事長は、「学校法人野又学園寄附行為」第 12 条により、「この法人を代表し、その業務を総理する」との基本権限と責任を有している（提出-規程集 121）。理事会の業務決定や執行が適切・円滑に進むよう、理事長は平常、自ら各校をよく視察するなど現況把握に努めており、また、理事長と各所属長とは懸案事項を中心によく意見交換を行い、毎年度上半期及び年度末には、各校毎に事業計画の遂行状況に関する報告書の提出を求め、共に総括するなどしてその業務を総理しており、これらは適切に機能している。

〔区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。〕

＜区分 基準Ⅳ-A-2 の現状＞

寄附行為第 17 条に理事会の設置が明定されており（提出-規程集 121）、当該理事会は本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する権限を有する。年に平均 8 回の理事会を開催し、本法人の目的ならびに事業に関する議題について慎重に審議・決定している（提出-24）。また、決定をみた事項について、理事長がその職務を適切に果たしていることについて、報告をまとめる等の監督を行っている。本法人寄附行為の第 3 章、第 17 条の第 3 項に「理事会は理事長が招集する」こと、また、同条の第 7 項に「理事会には議長を置き、理事長をもってあてる」ことが明定されており（提出-規程集 121）、実際に規程どおり運用されている。

理事会は、先の法令改正にともない当該短期大学には認証評価が義務付けられたことを、学長より詳細な説明を受けて承知している。認証評価において、理事会の代表者である理事長は、積極的に審査に臨み「学校法人野又学園及び函館短期大学の教学と経営について」の説明責任を果たしている。

理事会は、法人本部が設置各校の所属長及び事務局長と密接な連絡をとり、学内外の情報、特に教育関係の法令を中心とした情報収集に心がけている。また、監督官庁である文部科学省並びに厚生労働省関係の通知に対して、遺漏のないよう報告等の点検を指示し、関連する会議等に出席して情報収集に怠りのないように気をつけている。

理事会は、学校法人が教育基本法及び私立学校法に従って、建学の精神に基づき学校教育を行う目的で認可されていることを承知しており、また、当該短期大学の運営についても、学則・諸規程の改廃については、理事会の承認を確実にを行っている（提出-24）。学校法人野又学園及び短期大学がその運営に必要としている規程の整備状況は次のとおりである。

法人運営に必要とされる規程としては、野又学園寄附行為、同寄附行為施行細則を始めとして、学園事務管理規則、学園教育向上推進委員会規程、学園個人情報管理規程、学園就業規則管理規程等を整備している（提出-規程集 121～125,149）。

また、短期大学運営に必要とされる規程としては、函館短期大学学則、短期大学教員の任用及び昇格選考基準、短期大学自己点検・評価委員会規程、公的研究費等の管理・監査に関する規程等を整備している（提出-規程集 1,75,84～85,88～91）。

[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準Ⅳ-A-3 の現状>

私立学校法第 29 条に従い、当法人の理事選任機関を評議員会とすることが、寄附行為第 7 条に定められている。理事 9 名は、令和 7 年 6 月 11 日より寄附行為第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に従い評議員会にて選任されており（提出・24）、そのいずれもが私学の拠って立つ「建学の精神」を理解しているものである。即ち、理事長より評議員会に提出された調書とその詳細な報告により、学識と見識について審査、決定している。各理事はいずれも法人の健全な運営に務めている。理事の解任及び退任は寄附行為施行細則第 11 条に定められているが、これは私立学校法第 33 条の既定を準用したものである（提出・24）。以上より、理事は、法令等に基づき適切に構成されている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題>

学校法人野又学園の理事会等の管理運営体制は確立している。これによって短期大学の円滑な運営が行われている。同法人は高等教育に係る法令を遵守しており、理事長は強いリーダーシップを発揮して建学の精神に基づく教育研究の推進、理事会の議事、運営等を行っている。理事会運営に課題はない。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]

<根拠資料>

提出資料

- 3. 函館短期大学学則〔令和 7（2025）年度〕
- 25. 函館短期大学 教授会議事録（写し）令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度
- 100. 学長の個人調書

提出資料-規程集

- 28. 函館短期大学学生の懲戒手続きに関する細則
- 74. 函館短期大学の学長選考にかかる法規及び法人寄附行為施行細則の整理（覚書）
- 111. 函館短期大学 学長室会議規程
- 122. 学校法人野又学園寄附行為施行細則
- 123. 学校法人野又学園事務管理規則・事務組織図

備付資料

- 15. 函館短期大学 事業計画書（令和 5（2023）年度）
- 17. 函館短期大学 事業計画書（令和 6（2024）年度）
- 19. 函館短期大学 事業計画書（令和 7（2025）年度）
- 88. FD 活動の記録
- 89. SD 活動の記録
- 101. 函館短期大学 教授会と学科会議の運営について
- 102. 学科長・部長・館長・委員会委員の委嘱
- 105. 教学マネジメント会議 議事録
- 134. 学長室会議 議事録

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は学則第 45 条に規定されているように、教授会の意見を参酌して最終判断を行っている（提出・3）（平成 27 年 4 月学則第 45 条改正施行）。

現学長は、学園理事会の審査を経て令和 4 年 4 月に就任した（備付・100）。北海道大学で学位を取得後、理化学研究所で博士研究員として研究に従事し、外資系研究試薬メーカーのテクニカルコンサルタントとして 4 年半勤務した後、平成 20 年 4 月から現在に至るまで函館短期大学食物栄養学科の教員として勤務している。平成 28 年 4 月から食物栄養学科長、令和 3 年から副学長を務め、その他、教務部長、図書館長、健康生活科学研究所長等を経験した。現在は学園理事に就任している。さらに令和 6 年度より、日本私立短期大学協会北海道支部長を務め、当該協会の副会長として一般財団法人大学・短期大学基準協会理事、文部科学省大学入学者選抜協議会及び内閣府男女共同参画推進協議会の委員も担当している。このように学識に優れ、短期大学運営に関して識見を有すると認められ、人格者として教育研究の責任ある地位で職務遂行に努めている。

学長は学園訓 3 カ条を具体的な信条とし、その具現化を図るため短期大学の食物栄養学科と保育学科の教育研究の推進と充実に努力している。教育の質の保証のために令和元年度の認証評価向では、ALO としてシラバスの充実、三つのポリシーの改定及び学習成果の査定方法を明確化する等の教育改善の推進を図り、短期大学の教育の質向上・充実に尽力した。現在も FD・SD 研修を主宰し、教職員の資質向上を図っている（備付・88～89）。

学生に対する懲戒に関しては、学則第 53 条に規定されており、学生委員会の審議を経て、学長が懲戒することとしている（提出・3）。学生懲戒に関する必要な手続きは「函館短期大学学生の懲戒手続きに関する細則」に定めている（提出・規程集 28）。

所属長である学長は、中期経営計画（令和 5 年度～令和 7 年度）及び学校法人野又学園経営改善計画 2025～2029 年度（令和 7～11 年度）に沿って、毎年度の事業計画を策定するにあたり所属長方針を示し、その当該年度の教育及び経営の方針を明示している（備付・15,17,19）。これにより学長の方針に従って教職員が機能的に組織活動を行うこととなり、教職員組織の統督が可能となる。学則第 40 条第 2 項においても「校務に関する最終的な決定権は学長が有する」と規定されている（提出・3）。

函館短期大学には、学長選考に係る規程はないが、函館短期大学の学長選考にかかる法規

及び法人寄付行為施行細則の整理（覚書）（提出・規程集 74）を参照して次のように選考されている。理事会が、短期大学設置基準の第 22 条の 3 に示された「学長となることのできる者は、人格が高潔で学識が優れ、かつ、大学運営に関して識見を有すると認められる者とする」との条文を斟酌し、また、法人寄附行為施行細則第 5 条の 2 に示された「所属長は、原則として専任でなければならない」との条文を参照して選任している（提出・規程集 122）。選任された学長は、短期大学が従来から実施してきた教学の方針を尊重しつつ、監督官庁から発せられる変更・改正等の通知を全教職員で共有し、必要に応じて学長室会議（提出・規程集 111, 備付-134）あるいは教学マネジメント会議（備付-105）において適正な手続きを経て、教学運営の職務遂行に努めている（提出・規程集 123, 備付-101～102）。よって、学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮しているといえる。

学長は、本学学則の第 9 章教授会（第 42 条～第 46 条）の規定に基づいて教授会を開催し、適切に運営を果たしている（提出-3）。学則第 45 条に規定されている教授会における審議事項に従って、教授会は審議機関として適切に運営されており、学生の入学、卒業、過程の修了、学位の授与及び本学で必要と認めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で学長が決定することを周知している。学則第 44 条には、教授会の成立条件等が規定されている。即ち、学長が議長となり、開催要件である教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席を確認の上で開催される。また、開催は、毎月 1 回を原則としている。議事内容は本学事務局長が責任をもって記録し、学長が指名した 2 人の議事録署名人が内容を確認・署名後、議事録として保存し、法人本部ならびに監督官庁の照会や指示に対応できるよう適切に保管している（提出-25）。

本学における学習成果（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「コミュニケーション力・社会力」）は、一体的なものとして策定されたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを参照して、教授会の議案を審議するために教務部長が丁寧に説明しているので、その認識は共有されている（提出-25）。

本学の教育上、管理運営上で必要とされる委員会は、教授会の下にある 29 委員会を函館短期大学各種委員会規程に基づき設置している（提出・規程集 98）。各委員長（部長・館長・所長・センター長等が兼任）は、学長・事務局長と密接な連絡をとり、各規程等に従い適切な運営と責任ある活動を行っている（備付-101～102）。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の課題＞

学長は、野又学園の建学の精神に基づく中期経営計画に従って、短期大学の教育目標及び三つのポリシーの達成を目指し、学生の学習成果の獲得のために努めている。各種委員会の適正な運営を行い、特に学長室会議、IR 委員会及び教学マネジメント会議を機能させて短期大学の教育の内部質保証による説明責任を果たすことにリーダーシップを発揮している。また、野又学園の理事・評議員として学園全体の運営に関わる中で、短期大学の管理・運営に貢献し、手腕を発揮している。

教員の異動に伴う人材確保と少人数で多くの委員会を有効に機能させ、安定した教学運営体制を構築することが課題と言える。

<テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

- 18. 計算書類（写し）及び附属明細書（写し）
- 24. 学校法人野又学園 理事会議事録（原本証明付き写し）
令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度
- 26. 学校法人野又学園 評議員会議事録（原本証明付き写し）
令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度

提出資料-規程集

- 121. 学校法人野又学園寄附行為
- 129. 学校法人野又学園内部監査規程
- 142. 学校法人野又学園内部監査委員会規程

備付資料

- 141. 監事の監査状況（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

野又学園の監事 2 名は、野又学園内部監査委員会と連携して業務監査を実施し、公認会計士との意見交換を行っている（提出・規程集 129,142）。現在の監事は、令和 7 年 6 月 11 日より、評議員会の決議によって選任された者である（提出・規程集 121）。

理事会及び評議員会の開催時に監事は同席しており、特に毎会計年度の監査報告書を作成して、その監査報告を求められる5月末～6月の会議では、積極的に意見を述べ学園発展に有益な教示を行っている（提出-24,26）。

法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出している（備付-141）。報告書には私立学校法第52条及び学校法人野又学園寄附行為第29条に基づいて（提出・規程集121）、学園の財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）（提出-18）を含め、学校法人の業務及び財産に関して監査を実施したこと、そして監査の結果、学校法人の業務及び財産に関して、不正事項又は法令若しくは寄附行為に違反する事実は認められないこと、会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致していると認められること、財産目録及び計算書類は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の収支及び財産状況を正しく示しているものと認められることの記載が、毎年度理事会資料に添付されており、直接報告がある。以上より、監事は寄附行為の規定に基づいて

適切に業務を行っている。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。〕

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

学校法人野又学園はその寄附行為第 6 条に、役員として理事を 7～9 人、監事を 2 人置くとしており（提出・規程集 121）、令和 7 年 6 月 11 日より、理事 9 名、監事 2 名、評議員 10 名を選任し、評議員は理事の数を超えた人数で構成されている。評議員の選任は、寄附行為第 33 条第 1 項第 1 号～3 号に従い、法人の職員のうちから 3 名、法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のもののうちから選任した者 1 名、学識経験者のうちから選任した者 6 名としている。評議員会は寄附行為第 33 条に従い、次の事項について決議する。(1) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに関する寄附行為の変更、(2) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散、(3) 合併。また、理事会は、寄附行為第 38 条第 2 項に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。運営状況については、理事会及び評議員会の開催時に、議事録に記録されて署名人の確認のもと大切に保管されている（提出-24）。以上より、本学は評議員会を寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。〕

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

会計監査人は寄附行為第 51 条に従い、令和 7 年 6 月 11 日より評議員会の決議によって選任されている。会計監査人の任期は、寄附行為第 52 条の定めにより選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとしている。会計監査人の職務等は、寄附行為第 56 条に定められ、当法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。以上より、会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

学校法人野又学園の理事会、評議員会における審議は適正に行われており、理事長及び学長のガバナンスに特段の問題点はない。野又学園各校は中期経営計画及び毎年度の事業計画に沿って適切に運営され、野又学園及び各校の会計処理も適切である。野又学園及び各校の教育情報、財務情報はホームページに掲載し、積極的に公開することで、社会への説明責任を果たしている。また、令和 7 年 4 月 1 日より改正された「私立学校法」に沿って学校法人のガバナンス強化と情報公開の推進への取組を進めている。以上より、野又学園及び本学

のガバナンスに関して課題はない。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

<根拠資料>

提出資料

17. 計算書類等の概要（過去 3 年間）
18. 計算書類（写し）及び附属明細書（写し）
19. 財産目録（写し）
20. 学校法人野又学園〔令和 7（2025）年度〕事業報告書
21. ウェブサイト 「学校法人野又学園事業報告書」
<https://www.nomata.ac.jp/support/>
22. 学校法人野又学園〔令和 8（2026）年度〕事業計画書

提出資料・規程集

備付資料

141. 監事の監査状況（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）
142. 会計監査人の会計監査報告書
143. ガバナンス・コード <https://www.nomata.ac.jp/governancecode/>

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1 の現状>

教育情報の公表については、「学校教育法施行規則」の規定に基づいて、本報告書の基礎データ様式 20 短期大学の情報の公表についてのとおり本学のホームページに掲載している。財務情報の公開については、「私立学校法」に基づいて財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、会計監査人による監査報告書を公開している（提出・17～21, 備付・95, 141～142）。学園ホームページにて財務情報及びガバナンス・コードの閲覧が可能であり、本学のホームページもリンクしている。また、直接来訪した関係者より財務等について尋ねられた場合に備え、法人本部はホームページに掲載されているものと同じ内容が記された財務資料(閲覧用)が閲覧できるよう備えている。以上より、本学は短期大学として高い公共性と社会的責任を有していることを理解し、情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

＜テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題＞

法令等に定められた情報の公表については、適切に実施しているものの、学習成果に係る様々な活動や経年変化並びに分析に関する内容の公表は十分であるとはいえない。特に教員の地域貢献活動に関する情報を細かく公表することは地域に必要とされつづける短大として重要である。ホームページの掲載内容について適切に管理し、更新するための体制を作り、継続した運営を進めることが課題である。

＜テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項＞

なし

＜基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

学校法人野又学園の理事長及び学長のリーダーシップは十分に発揮され、ガバナンスも確立していると言える。特に改善点があるとは考えていない。

18 歳人口の減少が続く中で、本法人がどのようにして地域・社会に貢献できる人材を養成するための教育を継続していくのが課題となる。地方都市において、必要な人材をその地域で養成できなくなれば、その地域は一層疲弊してしまいかねない。従って、野又学園のガバナンスを生かし、経営環境を整え、私立大学等改革総合支援事業タイプ3（プラットフォーム形成）の中長期計画に沿った地域の教育連携を進めることで、高等教育を基盤とした地域活性化を目指す。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和7年度は、私立大学等改革総合支援事業タイプ3に採択され、函館・高等教育プラットフォーム事業を実施した。本事業を継続していくことが、改善計画となる。